

2025 年 4 月 1 日

高松市議会議長 殿

氏名 太田 安由美

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

高松市議会政務活動費の交付に関する条例第6条により、次のとおり令和 6 年度の交付に係る政務活動費の収支を報告します。

1 収入 1,200,000 円

2 支出 810,086 円

支出の内訳

(単位：円)

経費の区分	金 額	摘 要
研修費	353,240 円	内訳別紙の通り
広報費	450,232 円	内訳別紙の通り
資料作成費	3,174 円	内訳別紙の通り
資料購入費	3,440 円	内訳別紙の通り

3 残額 389,914 円

注

1 「経費の区分」欄には高松市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則別表の左欄に掲げる経費の区分を、「金額」欄には当該経費に充てた金額の総額を、「摘要」欄には当該経費の区分における支出の内訳について同表の右欄に掲げる費用ごとの金額を、それぞれ記入すること。

2 この報告書には、領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

政務活動費 金銭内訳票

高松市議会議員 太田安由美

項 目	内 訳	金額 (円)	項 目	内 訳	金額 (円)
1 調査研究費	1 交通費		6 会議費	1 会場借上げ料	
	2 宿泊費			2 出席者負担金	
	3 委託料			3 会費	
	4 その他の費用			4 交通費	
2 研修費	1 会場借上げ料			5 宿泊費	
	2 講師謝金			6 その他の費用	
	3 出席者負担金		7 資料作成費	1 印刷製本費	
	4 会費	124,000		2 委託料	
	5 交通費	229,240		3 事務用品購入費	3,174
	6 宿泊費			4 事務機器賃借料	
	7 その他の費用			5 その他の費用	
3 広報費	1 広報紙等印刷費	273,520	8 資料購入費	1 図書購入費	
	2 広報紙等送料	176,712		2 資料等購入費	3,440
	3 会場借上げ料			3 その他の費用	
	4 湯茶代		9 人件費	1 給料	
	5 その他の費用			2 賃金	
4 広報費	1 会場借上げ料			3 労働保険等保険料	
	2 印刷費			4 その他の費用	
	3 湯茶代		10 事務所費	1 賃借料	
	4 その他の費用			2 維持管理費	
5 要請・陳情活動費	1 交通費			3 備品購入費	
	2 宿泊費			4 事務用品購入費	
	3 その他の費用			5 事務機器賃借料	
				6 その他の費用	

会費出納帳

年月日	備 考	収入金額(円)	支出			差引金額(円)
			金額(円)	内訳番号		
		1,200,000				1,200,000
R6.4.8	ニュースレター印刷代		60,145	3	1	1,139,855
R6.4.8	ニュースレター送料		11,753	3	2	1,118,102
R6.4.9	ニュースレター送料		8,100	3	2	1,110,002
R6.4.9	ニュースレター送料		17,629	3	2	1,092,373
R6.4.9	ニュースレター送料		3,738	3	2	1,088,635
R6.7.24	ニュースレター送料		11,607	3	2	1,077,028
R6.7.24	ニュースレター送料		3,790	3	2	1,073,238
R6.7.24	ニュースレター送料		17,666	3	2	1,055,572
R6.7.24	ニュースレター送料		8,666	3	2	1,046,906
R6.7.26	ニュースレター印刷代		60,915	3	1	985,991
R6.8.8	JR・宿泊パック(8/23,24)		30,300	2	5	955,691
R6.8.23	全国政策研究集会参加費		5,000	2	4	940,691
R6.9.4	交通・宿泊パック(10/12,13)		41,900	2	5	904,491
R6.9.9	交通・宿泊パック(11/22～24)		82,700	2	5	841,791
R6.9.30	ニュースレター送料		8,030	3	2	833,761
R6.9.30	ニュースレター送料		3,738	3	2	830,023
R6.9.30	ニュースレター送料		17,568	3	2	812,455
R6.9.30	ニュースレター送料		11,534	3	2	800,921
R6.10.8	ニュースレター印刷代		68,730	3	1	732,211
R6.11.13	市町村議会議員研修会参加費		15,000	2	4	717,211
R6.11.13	市町村議会議員研修会テキスト		3,440	8	2	714,371
R6.11.22	全国公約扶助研究全国セミナー参加費		5,000	2	4	709,371
R6.12.10	研修会参加費(2/19)		25,000	2	4	684,371
R7.1.8	交通・宿泊パック(1/24,25)		41,300	2	5	643,471
R7.1.11	ニュースレター送料		10,980	3	2	632,491
R7.1.11	ニュースレター送料		4,940	3	2	627,551
R7.1.11	ニュースレター送料		22,896	3	2	604,655
R7.1.11	ニュースレター送料		15,216	3	2	589,439
R7.1.14	交通・宿泊パック(2/6,7)		34,900	2	5	554,539
R7.1.18	ニュースレター印刷代		68,730	3	1	485,809
R7.1.24	研修会参加費(1/24)		2,000	2	4	484,809
R7.1.25	研修会参加費(1/25)		12,000	2	4	472,809
R7.1.25	研修会資料(1/25)		1,000	8	2	471,809
R7.2.1	複写プリンター		3,174	7	3	468,635

金額出納帳

年月日	備 考	収入金額(円)	支出			差引金額(円)
			金額(円)	内訳番号		
07.2.6	研修会参加費(2/6.7)		40,000	2	4	400,424
07.2.17	交通費(2/16)		18,540	2	5	288,914
計		1,200,000	810,086			389,914

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 4	領収書総額	20,000 円
使途内容	①全国政策研究集会2024in大分参加費 ②第72回市町村議会議員研修会 Zoom開催（11/19）参加費	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	20,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

①

全国政策研究集会 2024 in 大分

領 収 証

太田 安由美 様

5,000 円

但し 政策研究集会参加費として

2024 年 8 月 23 日

全国政策研究集会 2024 in 大分 実行委員会
〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田ビル202
TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

②

2024 年 11 月 13 日

インボイス登録番号：T8-0111-0111-9038

領 収 証

太田 安由美 様

¥15,000-(税込) うち消費税額 1364 円

消費税 10%対象

但し、第 72 回市町村議会議員研修会 Zoom 開催（2024/11/19）参加費として
上記正に領収いたしました。

受領者ご氏名：太田 安由美様 受付番号(55)

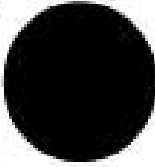
株式会社自治体研究

代表取締役 長平

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル

電話番号 03-3235-5941



政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2024 年 8 月 23,24 日
場 所	コンバルホール（大分市府内町 1 丁目 5-38）
相 手 方	自治体議員政策情報センター
目的・内容 ・結果等	8 月 23 日【全体会】 前田隆夫さん（西日本新聞） 地方自治法改正は大問題。 その中でも、ほとんど議論されていないが「指定地域共同活動団体」に注目すべきである。この団体の趣旨は、今後、人口減少や少子高齢化等に伴い様々な課題や資源制約が顕在化し、地域社会を取り巻く環境が一層厳しくなるとして、地域の多様な主体の連携と協働を推進し、これまで主に自治体が担ってきた住民生活に関わる事務(公共サービス)を地域の特定の団体に委ねていくものである。制度内容については、国会でも審議、検討されましたが、具体の中身は条例で定めるとされており詳細はまだ明らかになっていないが、これは今後の公共サービス、自治体の行政運営、あり方にも関わる重要な問題である。⇒地方議員がもっと勉強すべき課題 国と地方自治体の関係はここ 20 年で大きく変化した。2023 年 6 月岸田首相が誕生したが「国を頂点とする上意下達の仕組みを、国がデジタルによって地方を支える仕組みに転換する」と、対等・協力である国と地方の関係を大きく変える発言。 総務省 2021 年（レジュメ p4） =「国の施策を推進していくにあたって、地方自治や地方分権が支障になっている」→これが総務省の本音。 個別政策で見ると、 ●地方創生 ⇒ 失敗 地方創生は元々の目的は人口減少対策。＝東京一極集中の是正 →コロナの間は地方への流れもあったが、現在は東京への転入超過は変わらず

→国が地方に計画を作らせ、査定をし、交付金を配る（地方の意思は反映されていない？）

→移住者の奪い合い、特に子育て家庭を奪い合っている状況

●ふるさと納税 → 税収の共食い

自治体の収入が増えた側面はあるものの、税収を奪われている自治体もたくさんある。地方が地方の税収を奪い合っている。自分の自治体が良いければよし、ではいけない。

首長も議会も、国の方ばかり向いているのではないかと。個々の議員では住民に寄り添い、住民の生活を見ることが出来る議員はいても、議会全体ではやはり国の方をむいているのではないかと。との指摘があった。まさにその通りだと思った。〇〇県〇〇町にはこうした事例がある、という紹介が自治体や議会に送られてくるが、他の自治体の真似事はできても、同じことはできない。わたしたちが目を向けるべき方向は、住民！時間はかかるが、地に足をつけて政策を進めていくしかない。

増田レポート

「人口減少社会が最重要課題」と述べる首長…大丈夫？

突然人口減少が始まったわけではない。昔からわかっていたこと。

消滅可能性自治体

危機感を煽る効果はあるが「消滅」という言葉はあたらないのではないかと。人口が減り続けても、そこに人が住んでいる限り、「消滅」はしない！

データも踏まえて将来を見据えたうえで、国に頼らず住民と一緒に考えることが大事。

人口減少は課題ではない。人口減少がもたらす困りごと、対策が「課題」現状と、あるべき姿を示す政策を進めていくことが大事。人口を増やそうとすることはナンセンス。

同じ自治体の中でも画一的に進めるべきではなく、ミクロな目線で対応すべき。⇒高松市の中でも、地域によって課題は異なる。山か海か、中心部か旧町か…。一人一人の住民ニーズを捉えることが求められている。

◆議会の果たす役割とは？

住民と対話できる議会に。具体的には…

- ・議会モニター
- ・総合計画への住民参加

・参考人制度 など ⇒どれも提案はしているが採用されない。議会改革を高松市議会は本気で積極的に進めるべきだと感じた。

一方通行の議会から双方向の議会へ変えていく必要がある。

議会が持っている情報を住民に共有したうえで、議会に参加してもらうべき。マイノリティの声が届かない。制度から漏れている人たちがたくさんいる。ここを救っていくのが議会の一番大きな役割。そのためには？→声に耳を傾けること

【人口減少社会における地方自治のあり方】徳田靖之氏（弁護士）

人口減少社会をマイナスに考えることは弊害が大きいのではないかな。

多くの自治体がコンサルにお金を払ってプラン作りを依頼→どこの地域でも通用するような提言（移住政策、観光客誘致政策など）をする地域に住むひとりひとりに向き合えていない。

人口が減っていくことは、そこに住む人の存在感が大きくなるということ。困りごとを抱えている人の姿が見えなかった→人口が減ることで姿が見えてくる。

自分たちの地域をどのように作り直していくか？

⇒条例づくり運動

障害者権利条約 → 千葉県条例（全国初）

1200人の生の声を集め、条例づくりに生かした

- ・親亡きあとの問題
- ・インクルーシブ防災
- ・障害者の性、恋愛、結婚、子育て
- ・学校訪問授業

別府モデル（別府市インクルーシブ防災）

別府市に住むすべての障害者のカルテを作っている（国の個別避難計画以前に策定）

計画を基にした防災訓練を実際に実施

→地域の障害者のことを初めて住民が理解した（障害があることを知っていても、どのような手助けが必要かはわからなかった）

◎防災は避けて通れない課題

地域のつながりの再構築

条例は県レベルで制定してもあまり意味がない。市町村レベルで作り、条例を実行するための実行委員会を動かしていくことが大事。

JR 駅無人化に地方自治体はどのような姿勢で臨んできたか

「たった一駅の移動が旅であり、人生であり、社会参加だ」(重度身体障害者・人工呼吸器) 健常者にとっては特段問題がなくとも、社会参加を奪われる人がいるということ＝条例、法律違反である (JR 駅無人化裁判 10 万円を求めて争っている)

⇒高松市議会 2023 年 12 月定例会 (大西市長答弁)

去る 10 月に、JR 四国から端岡駅の無人化が発表されたことを受け、本市といたしましては、速やかにその撤回を申し入れましたが、経営改善や職員不足等の観点から、現時点での撤回は難しいとの回答でございました。私といたしましては、誠に残念ではございますが、JR 四国としての経営上の判断であり、やむを得ないものと受け止めているところでございます。こうした状況の中ではありますが、本市では、今後の需要予測をはじめ、国道 11 号からのアクセス道路のルートや駅前広場の仕様の再検討に加えて、バリアフリー化が図られていない駅施設との一体的な整備など、来年度から基本構想の策定に着手することといたしておりまして、JR 四国とは、その検討過程において、有人化も含め、今後の端岡駅の在り方について、引き続き、議論を進めていくことを確認しているところでございます。

⇒「やむを得ない」では障害者の社会参加は奪回できないのでは??

条例を作っても、絵に描いた餅になってはダメ

→子どもたちに障害を理解してもらうために、障害当事者が学校に出向いて出前授業をおこなっている。支援学校の制度化によって、障害のある子どもたちと接する機会が奪われている。社会に出たときに、障害者に対して「かわいそうな人」というとらえ方しかできない。

→差別の根幹になる＝子どもたちから接することで、差別意識はなくなる

優生保護法被害が多かったのは北海道、宮城県、大分県

人口の多い地域に被害が多かったわけではない。地方の責任もある。

==

パネルディスカッション

上原さん、福岡さん、前田さん、徳田さん

(福岡さん)

2005 年と 2022 年を比較して、合計特殊出生率は同じ。生まれた子供の数は 30 万人減った。産む世代の人口が減っているから第 3 次ベビーブームが起こらなかった (1990 年代)。今、どんなに異次元の子育て支援をして

も、座むことができる人口が限られているので、人口は増えない。一方で、子どもが健やかに育つために、子育て政策は重要（決して少子化対策のためではない）

わたしたちが向き合わなければならないのは、人口減の中でも幸せに暮らせる社会をどのように作っていくか。人口減少社会＝ひとりひとりが大切にされる社会⇒社会の在り方をかえていかなければならない。

まちづくりでは、無作為抽出が有効。移住政策に税金を使うなら、人口減少社会のまちに住む人々にお金を使った方がいいのでは？（参加した中学生）その地域で暮らすひとが生き生きとくらしていなければ、移住者も来ない。エネルギーもまちづくりも、小さくして質を高めることが重要。

公共施設は現在更新時期を迎えている。どこの自治体も財源がないため、周辺自治体との共有化、複合化は必須になるのではないかと。また、民間との適切な連携も必要。公共施設の質を高めるには、国には答えはない。地域住民が求めることが何かを知ることが一番大切。住民が何を求めているのか？住民自治を手放してはいけない。

人口減少社会は、これからの未来を真剣に考えるチャンスでもある。

（上原）

人口減少を止めるために政策を打つことが自治体の役割ではない。人口減少社会の中でどのような政策を打つかが大事。産みたい環境づくりも大切。首長選挙「国と太いパイプがあるので補助金取ってきます」は間違い！

国に頼らずとも生き残れる自治体にしていきます！と言える首長が必要。地方で生活していると、若い人が帰ってこない、老々介護、車がないと生活できない…（上原さんは現在九州で生活）。問題は山積している。

（前田さん）

九州の小集落、平均年齢 60 歳以上の小さなまちが大雨のとき集落ごと孤立した。まちの方に降りてこいと親類には言われるが「どんなに悪条件でもこの土地で過ごしたい」「最後はこの土に戻りたい」と住民は訴える。当事者がどんなに不便でもそこに住みたいと思う権利を奪うべきではない。まちの中心部から山間部に駆け付ける仕組みづくりをしている地域がある。小さなまちの単位ごとにどのように暮らしたいかを合意事項としてまとめるべき。能登半島地震でも、集落全体移転を決めた地域は尊重すべき。住民が決定をするために議論をすることが大事。

（徳田さん）

条例づくりの中で、それまでは行政に「お願いする、頼む」立場から、同等に話しあう関係に変化していった。当事者意識の醸成（お互いに）が求められる。

「何が豊かか」は他人が決めることではない。自分が自分の地域をどうするか、どういう人生を生きたいかを発言していい。→地方自治を支える、住民自治を醸成する。

子どもを引き留めようという政策を考えるより、子どものころから豊かな経験をしていれば、その地域に自然と戻ってくる

（福嶋さん）

地方自治法改正はありえない。

地方には仕事がない、のではなく仕事はあるけど人がいない、から成り立たない。地方の主要産業は農業…後継者がいないから廃業。高齢者が多いから介護の仕事は必ずある。

魅力を作る＝自治の問題

（前田さん）

人口統計で表れている

単に給料の高い低い、職種のメリットもあるが、自分が本当は働きたい出身地、地元で自分が成長できる職種がない。女性を労働力として見ていない会社（事務職のみ、など）→昭和を引きずっている会社は選ばれない →改善しなければ女性の流出は歯止めがかけられない。

（徳田さん）

若者の流出は止められない、好きなように出ていけばいいと思っている。若者を引き留めることにお金を使うのは無駄。どんどん出ていけばいい、でも時々帰ってこいよというスタンス。

（福嶋さん）

わたしも、出ていけばいいという考え方。世界にも羽ばたいてほしい。

逆に1ターンで地方に来る人も意外と多い。

自治体がカップリング事業（地元の男性×全国の女性）はもっての他、ナンセンス。

（上原さん）元国立市長

国立市は全国でも重度の身体障害者が多い町だった。

不動産屋さんにさんざん断られた障害者…国立市では8件の不動産会社が対応してくれた。日常的に障害者や高齢者と触れ合うことが大事。

(徳田さん)

大分・熊本地震のアンケートでは障害者、高齢者は「あきらめる」という回答ばかり。「助かりたい」という回答を増やしたかった。

生きることをあきらめないでほしい、助かっていい、助かるべき、地域の一員であるという思いを持ってほしかった。

●大分市は24時間ヘルパー可能

県内他市 不可能 → 障害者は大分市に移る、移れないひとは地域に取り残される

障害者自身が自分のことを知られることを嫌がることは最初多かったが、事例を積み重ねることで、ひとり、ふたりと増えていった。モデル地区から避難訓練を始めてみた。冬場の訓練で机上の訓練でできたことが実際にはできないことがわかった。何が必要かをみんなで共有できた。

(福岡さん)

健常者も情報共有嫌がる人は多い。お互いにどこまで共有できるか話し合うことが必要。

(徳田さん)

最初は猛烈な反発があった。特に民生委員からは「市にやってほしい！」と言われた。しかし、本当にやらなければならないから、反発した。すべきこと、ということは理解してくれていた。

(上原さん)

障害者用トイレ = 差別 → みんなのトイレ

子どもでも、ベビーカーでも、障害者でも使えるトイレに変えた
防災から考えるコミュニティづくり

(前田さん)

「明日の自分かもしれない」という意識を持てるかどうか
事故で体が動かなくなる可能性はいくらでもある

★★

会場から

●西宮市議会議員・■■■■さん

公教育の現場のなかで子どもたちが学ぶ場がない 分離の方向性

(徳田さん) 別府市条例 学校教育の現場で障害当事者の方から学ぶ時間
学校単位でカリキュラムを組んで授業をおこなう 幼稚園や保育所では
車いすに乗ってもらい、盲導犬と触れ合うところから始める

文科省の方針はあっても、市町村単位でできることはある、やらないといけない。先生方が疲れている、障害者と触れ合うという授業に負担感を感じている、教師の働き方が心配。

（前田さん）人権教育を浸透させることと、住民自治は根っこは同じ。しかし残念ながら現場の教職員は疲れ果てている。人権というキーワードをもつまちづくりが大事。

（福岡さん）保育園では障害児をすべて受け入れるようにという指示をしていた（加配の保育士、人件費はかかったが、市がひっくり返るほどの予算ではない）。支援学校に通っていても、放課後児童クラブで受け入れ、送迎もしていた。自治体が本気になればだいたいのことはできる。

文科省、案外柔軟なところはある。それより、間に入っている教育委員会が堅いことの方が多い。学習指導要領は6年間でそれをクリアすればそれでいい。

（上原さん）男女混合名簿を初めて作った学校に子どもが通っていた。障害児の受け入れにも積極的だった。自分の生きる権利＝同じように生きたい。日常的に多様な人がいるということを理解できるまち＝教育のなかで「障害者とともに」と教えることより、日常の生活が大事なのでは？

●●

（前田さん）

今こそ議会が果たす機能を発揮してほしい。

役所の職員数大幅に減っている。住民の声が届えていない。

単に議員から首長への要望ではなく、議会として本来の役割を果たしてほしい。条例提案など。

（徳田さん）

災害時の問題を考えること＝行政庁舎が機能しなくなる、担当職員が駆けつけることが不可能な場合もある。地域力が試される。地域の人と人とのつながりを見直すことになる。生きにくさを感じている人に焦点を当てたまちづくり＝防災の場面で大きくクローズアップできる。

（福岡さん）

AもBもCもできた時代は終わった。人口減少社会ではいろんな人が集まって適切な選択をする、もしくは全く違ったDという選択肢を作り出すことが大事。住民の声を代弁して伝えるだけの議会は存在価値がなくなる。本来の議会の役割は、議員どうしが話しあうこと。徹底した議論。何を優

先すべきか、議会が合意を作ることが二元制の本来の役割。人口減少社会の中で最も大事なこと。

人口減少社会をゆたかなものにしていくには議会の力が必要。

（上原さん）

当事者力をつける。

豊かさとはなにか。地域の再発見、議論のなかでお互いを理解することが大事。生きていていい、といえるための工夫が大事。いろんな産業を生み出す元になるかもしれない（防災を考えることは）。

【分科会1 水俣病から PFAS】

●永野さん講演

水俣病患者懇談会 マイクロブ事件 全国の地方議会から抗議の声があがった、地方自治を守るということにつながっている。

熱意とは、常に行動すること。全国の議員が行動に移してくれたこと、勇気づけられた。

80代の人たちが語ってきた、水俣病の時代に身を置いてきた人たちの人生をかけた語りだった。運動に慣れない人もたくさんいたが、人生をかけて訴えないといけないと、何度も認定申請しても申請が通らず亡くなっていった妻のことを語っていた。あの場にいたのが地元紙、地元局のメディアだった。当事者に近い人たちがすぐに夕方のニュースで流し、全国に広がった。

今日は患者の歴史を自治という視点で話したい。

水俣産のお茶は「八女産」として産地偽装をして売られた。（水俣産と表記すると売れなかった）

※図解 水俣病（創思社）

■水俣病事件とは レジューメ参照

■水俣湾埋め立て地

元々海だったところ、485億かけて海を埋め立てた。この中には332トンの魚と汚染された水が眠っている。今も市民は不安。国は安全です、というが…本当に？一度もボーリング調査がなされていない、状況を知るすべがない。護岸の安全性に問題。

	■見えにくい水俣病の症状 患者の数＝被害者の数ではない。未認定患者＝申請した患者。未申請患者＝申請すらしていないが病状がある患者。
	■胎児性水俣病 新潟では墮胎した女性に一律 30 万円支払われたが、水俣では何の補償もなかった。
	水俣は対岸の島々から渡ってきた人たちが住まった町。 移民で、漁民として生計を立てた。移民に対して、「ほかの人」という目で見ていた。しかし、祭りがあり、同じご飯を食べた。水俣はリアス式海岸で 70% が山間部、漁業者は実は少ない。林業、農業、塩業で暮らしていた。 1905 年、野口遵が水力発電会社を設立。「労働者を牛馬と思え」実験プラントを作らなかった。労働者が亡くなっても関係なし、人権無視と安全性無視、コスト重視の経営でチッソは事業を拡大していった。住民は 10 回にわたって声を上げた。にも拘わらず訴えの声はかき消された。漁協の組合長を議員などが務めていた。チッソに有利になるように動き続けた。 1924 年、チッソは朝鮮半島へ進出、甲南病を発生させた。多くの朝鮮人を事故死、中毒死させた。戦後、朝鮮チッソは引き揚げ。財閥解体後、浅井化成、信越化学。元工場長はアセトアルデヒドを開発した人＝水俣市長になった。
	水俣産の食品は食品衛生法不適用になったことは 1 回もない。経済成長＞住民の健康 漁民闘争と患者座り込み
	● 〇〇 さん（岡山県議会） 吉備中央町の PFAS 検出問題の報告。昨年 10 月に発覚。 2024 年 7 月、町は事業者に 1 億円を超える損害賠償請求（ボーリング調査結果待たずに）。搬出元はいまだに不明（資料が残っていない）。
	PFAS の処理に必要な温度 1100 度。処分費用は億単位になる見込み。 ※PFAS 問題を考える議員の会
	検査してほしいという住民要望 行政対応 水俣病と重なる部分がある

環境部門会議…PFASについて当事者・関係省庁からヒアリング「問題ありません」

原因究明委員会の環境省委員は過小評価しようとしている、血液検査しても知見がないので検査の意味がないと言う、など…

水俣病 「バカにされた気持ちが原動力」

村山政権の中で謝罪はあったが、一時期だけ、今の水俣病もチッソ出身者、議員もほとんどチッソを支えている人たち→水俣病患者の話を聞いてきたことは所蔵。逆に環境省など、患者に寄り添えない人たち（心の中は運うかもしれないが）は地獄だと思う。

■三鷹市議会 ■■■さん

多摩地域も PFAS 汚染地域

目に見えないものにおびえて生きていくこと、責任感が薄れる

■静岡市議会 ■■■さん

連携できる基盤がある

PFAS を生産していた会社が静岡にある

環境省が規制値を作るところにいかなければいけない。（緩すぎる日本の規制値）

静岡では水道水からも検出している

岡山县内自治体でのつながりはどうか？

→古備中央町が最も高い、河川で 50 を超えるところは 1 か所、活性炭の支流では検出値が低く、横のつながりは作れていない。

■大野城市 ■■■さん

活性炭から PFAS が出てる？原因は？

→浄水場の水が活性炭に吸着していた

=====

8 月 24 日（土）

【分科会 食育とそれを支える生産者 ～生きる力を育む食～】

竹田市役所・保健健康課 管理栄養士 堀田さん

コロナの影響で活動が停滞気味だったが、また今年度から力を入れて頑張っている。食育＝生きる力を育む。竹田市は 1 市 3 町が合併して誕生した市。おたっしや年齢（大分県が定めている）が高い。年を重ねても豊かに暮らしていけるまちづくり＝身体にいいものを食べる！

農村女性の自立を目指して味噌づくりをしていた方との出会い→久住町役場職員として就職

※食育ネットの設立 食育基本法成立前に

自然豊かな土地で生産される食材 豊かさを感じてほしい、様々な年代とのかかわり

豆づくり、こんにゃくづくり、郷土料理の伝承、酒まんじゅう、焼きたけのこ寿司、収穫したトマトで料理（市役所の緑のカーテンで作ったゴーヤを使用）

・保険健康課の食育事業…竹田市食育推進計画に沿った事業の推進

国：第4次食育推進基本計画

コロナで共食が減った→現在は解消

たけのこの食べ方編集室

今後やっていきたいこと

- ・耕作放棄地で廃棄物を活用
- ・無農薬で安心してきておいしい野菜作り

有機農業は進んでいない（大分県で一番の農業都市であるだけに）

学校での出前授業 ミツバチのひざこぞう・大屋さん

→ミツバチのいるところでは農業が使われていない

学校給食は生きた教材、県産の野菜使用率 80%以上

第4次学校給食計画には有機はでてこないが、次期計画には盛り込まれるのではないかな。

オーガニックにだけこだわるのではなく、生きること＝食べることであるということを教えたい。食べもののいのち、作ってくれた人のいのち、をいただいている。

日本の伝統食の見直し

※地域での協働がカギ！食を通して生きる力を育みたい。

■浜松・[REDACTED]さん

食育ネットは行政の組織？補助金など出てる？

→食育ネットはボランティア組織だが、保健所職員、学校の先生、市役所職員もいる。

→食育推進委員会にも組織のひとつとして入っている、大学との連携も

	■久留米・ 耕作放棄地の循環の仕組み どこが中心になってやっているのか？ どれくらいあるのか、どこが使えるかの調査は始めているが、まだこれからスタート。 ■岡山・■■■さん 食育基本計画 6つの課がかかわっている それぞれの課が意識を持ってもらえるように直接担当課に行って課長に直談判も。グループワークも積極的におこなって、子どもの食について理解を深めている。 ■笠岡市・■■■さん 菌ちゃん農法 →地方創生事業で立ち上げた市民団体 ■豊島区・■■■さん 地域の雇用、高齢者への賃金は？→完全ボランティアまたは少額の謝礼 今後は賃金を支払い、経済循環も目指したい 地方創生事業はもともと農政課 健康保険課→健康保険事業と、健康づくり事業 ■三鷹市・■■■さん 米はどうしているのか？いすみ市は米から。 →姉妹都市の福島県の町から有機米を年に1回仕入れている。 うまくいったところの事例を調べて、その地域に合ったやり方を模索している。 有機給食に関しては、高松市内の公立保育園で少しずつ導入が広がっている。 来年度はぜひ小学校でも導入が広がると嬉しいと思う。また、自分の身体をつくる食べ物どこからやってくるのか、どうやって作られるのかを知ることが、有機がどうかに関わらず重要なこと。食育の深化が求められていると感じた。
備 考	

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2024 年 11 月 19 日
場 所	Zoom によるオンライン開催
相 手 方	株式会社自治体研究社
目的・内容 ・結果等	【第 72 回市町村議会議員研修会 Zoom 開催】 自治体民営化と公営 弁護士 尾林芳匡さん わが国の自治体民営化 自治体民営化のあらまし / 立法の経過 1999 PFI 法 2000 構造改革特区法 2003 公の施設の指定管理者（地方自治法改正） 地方独立行政法人法 2006 市場化テスト法 2009 公共サービス基本法 野田市公契約条例 2011 東日本大震災 総合特区法、PFI 法改正・・ 2013 国家戦略特区法 PFI 法改正 2015 PFI 法改正 2017 地方独立行政法人法改正 2018 PFI 法改正・水道法改正 2021 会計検査院 PFI 報告書 2022 PFI 法改正 （民営化が進むと、消費購買力・所得税収が減少、利益は本社へ） PFI（Private Finance Initiative） 1 民間の資金やノウハウにより公共施設の建設と運営を行う法律（99 年）、施設、道路や鉄道・水道等の大規模な建設事業を企画から建設・運用まで民間に（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律） 2 問題点 ① 財政難のもとでも施設建設推進 ②自治体の関与と住民の立場の後退（「仕様発注から性能発注へ」）③自治体と大企業との癒着のおそれ（長期間契約の莫大な利）④事故等の損失の負担。⑤結局は経費負担増大 「サウンディング調査」事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行う

3 事例 ①仙台松森 PFI 天井崩落事故 ②福岡タラソ撤退 ③北九州・ひびきコンテナターミナル経営破綻（需要見込み割れ北九州市が 40 億円で買い取り）④名古屋港イタリア村（「中日新聞」080507 夕）負債 170 億、グループ 300 億、破産。⑤高知病院赤字・汚職・PFI 契約解除 予算 8 億円超過。事業者による解除申し出（「読売新聞」090617）。強気交渉で「満額回答」（「高知新聞」091127）⑥滋賀・近江八幡市立総合医療センター「近江八幡 PFI 解除ほぼ合意」再び直営（京都新聞 081201 付夕）⑦野洲市立小・幼の維持管理契約解除で 5 億円経費削減（「朝日新聞」110121）⑧岩見沢市生涯学習センター PFI 事業者が市長に多額の献金（「北海道新聞」111004）⑨都立病院 PFI の契約書（甲：都 乙：事業者）

統括マネジメント業務

5 条「自ら又はマネジメント・サポート企業に対する委託もしくは請負の方法により」？下請け丸投げも 100 条 医薬品の変更に伴う費用負担「甲の請求により医薬品の変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、合理的な追加費用は甲の負担」？都には民間事業者の管理でメリットなし。

増加の鈍化と増加策としての相次ぐ法改正

△2011 法改正（http://www8.cao.go.jp/pfi/H23_gaisan/new_growth.html）・対象施設 航空機、人工衛星・・・従来「公営住宅」新たに「賃貸住宅」（営利高家賃）・「コンセッション」（concession）方式「インフラの運営事業」「空港施設水道施設、医療施設、社会福祉施設、中央卸売市場、工業用水道事業、熱供給施設、駐車場、都市公園、下水道、賃貸住宅、鉄道（軌道を含む）、港湾施設、道路、産業廃棄物処理施設」利用料金を徴取しないものも？・民間の提案・・・PFI にしないなら公務部門に「説明責任」？・「民間事業への公務員の派遣等の配慮」、法的強制ではないがノウハウ移転

△2013 法改正「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（130606PFI 推進室）「民間資金等活用事業推進機構」（130612 公布 PFI 法一部改正）「株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準」（内閣府告示 131004）民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用 例 ①運営権の活用②附帯収益事業（ア合築型イ併設型）③公的不動産の有効活用「PFI 推 安易な道に流れるな」（「朝日」140325 社説）

△2015 法改正 ①支援対象選定（9 件）②コンセッション事業（公共施設等運営事業）の円滑かつ効率的な実施を図るため、公務員退職派遣制度

公共サービス「産業化」の柱としての PFI

（1）民間資金等活用事業推進会議「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（2015 年 12 月 15 日）

（2）公共施設の「適正配置」・・・PFI 法 2013 年改正を受けてのもの（総務省「公

共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」140422)

① 総務省が地方行政改革の一環として公共施設の統廃合を推進「公共施設等の老朽化対策が大きな課題」 地方自治体は「厳しい財政状況が続く中」 今後「人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していく」「早急に公共施設等の全体の状況を把握」 長期的な視点で「更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う」

② 最大のねらい 「財政負担を軽減・平準化する」

③政府「骨太方針」

「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」と閣議決定

スタジアム・アリーナ改革・・公園の木を切る動きを加速

2016・スタジアム・アリーナ改革

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1384234.htm 社会教育施設としての体育館等が老朽化して建て替えが必要となった機会など 大規模なアリーナを整備

プロスポーツや芸能人などのイベントで集客。大規模なアリーナの需要がどれほどあるか疑問 イベント優先で住民の日常利用は縁にふれることのできる憩いの場が減らされる。大規模アリーナの維持費・修繕費は後々まで地方自治体の財政上の負担となる

PFI 導入をめぐる問題

「西尾市 PFI 反対集会」「市民ら 500 人が白紙撤回求め」(「毎日新聞」160523)

関口威人「ツタヤ図書館の二の舞いか…愛知県西尾市で市民&市職員が異例の反対運動！豪華スポーツ施設に」(160606) http://biz-journal.jp/2016/06/post_15371.html

2017 西尾市長選・市議選 慎重派が当選

PFI 見直し 多数の訴訟・・2023 年に 6 件の請求棄却判決

斎藤徹史「裁判例からみた PFI 法務に関する若干の論点整理」

2018 年 PFI 法改正

①自治体・民間事業者への支援強化・・規制と支援の相談回答一元化

②公の施設の指定管理者としての手続き規制の省略

③財政支援 自治体が民間事業者から受け取る運営権対価を利用し、上下水道事業の財源として発行していた地方債の元本を一括繰上返済、国に支払うはずの利息を返済済み分を除いて全額免除できる。要件、2018～2021 年度の間の実施方針条例制定。繰上返済で利息を免れる (cf 財政法 8 条) 外は？

工夫の例

鳥取県 PPP/PFI 手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針の策定(鳥取県 190128) ①県内事業者のノウハウに向けた支援②SPC に県内事業者を含めて構成すること及び本店の県内設置を公募条件とする③SPC の発注等は原則県内事業者④事業者選定における地域産業振興に対する評価事業規模が大きくなる PFI は県外の

大企業が事業主体となるケースが多い・・・

世界貿易機関 WTO 政府調達案件（建設工事 22 億 9000 万円）（日経 190213）

会計検査院 PFI 報告書（210514）

https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/3/pdf/30514_point.pdf

・・・一部の PFI 事業で、PFI 事業の選定時期の金利情勢が割引率に十分に反映されておらず、高めに設定されていた結果として、VFM が大きく算定され、PFI 方式の経済的な優位性が高く評価されていた可能性

・・・サービス購入型の PFI 事業で、VFM ガイドラインの趣旨が各府省等において十分に理解されていないことなどにより、PSC と PFI 事業の LCC について、競争効果の反映の有無の点で算定条件が不一致

・・・サービス購入型の PFI 事業で、同種の債務不履行が繰り返し発生しているものがあつた。独立採算型の PFI 事業で、SPC 等の財務状況が悪化しているものや、公共施設を十分に利用できない状態が継続しているものがあつた

PFI を止める例が相次ぐ

（１）茨城県石岡市 茨城・石岡市複合文化施設 調査費予算案を否決 市議会特別委（「茨城新聞」220915）

（２）香川県観音寺市 新学校給食センター 債務負担行為を否決 観音寺市臨時議会（「四国新聞」221012）

（３）富山県「武道館 PFI 導入『困難』」（「北日本新聞」230616）

2022PFI 法改正

（１）期間途中での変更拡大

（２）民間資金等活用資金推進機構の活動延長

公の施設の指定管理者制度

2003 年地方自治法 244 の 2 の改正、営利法人にも可能に。「公益法人改革」の影響も。

「公の施設」の本来の趣旨：「住民の福祉を増進する目的」で利用に供する（地方自治法 244 条 1 項）、自治体は正当な理由なく利用を拒めず（2 項）利用につき「不当な差別的取扱い」禁止（3 項）

問題 a 住民サービス低下 b 滞着 c 雇用問題。問題は広がっている。

新潟県上越市：新井リゾートマネジメント解散、牧場管理以外の赤字影響。

横浜市大倉山記念館の共同事業者が法廷闘争。（朝日新聞 070525）

北海道帯広市：児童保育センター（学童保育）の指定管理者滞納。

愛知県蒲郡市：市民会館の管理運営・舞台装置管理会社代金未払い。

京都府南丹市：園部女性の館の業務 3 セクが返上。コスト削減はかれず。

「どの施設がこの施設にふさわしいか、議論を尽くせなかった」（京都新聞 071116）

北九州市：的場池体育施設のタイケン学園が赤字で 1 年残し管理者辞退。

岐阜県飛騨市：奥飛騨山之村牧場がGW営業できず。(中日新聞岐阜 080503)

山梨県「丘の公園」公社：解散・従業員解雇。

(040331・http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/051108_2_17.pdf)

山梨県牧丘町：「オーチャードヴィレッジ・フブ」指定管理者が撤退(朝日新聞山梨版 060602)「山あいの施設では集客が難しく、維持管理や芸術品の展示に予想以上の費用がかかった。年間の赤字額は1500～1800万円」△旧牧丘町が総事業費約21億円をかけて建設、92年に開業。約7万4500㎡ホテル・レストラン複合施設。「運営側、評価者に現金」(「朝日」110615夕)

政府の方針としての歯止め

(1) 総務省自治行政局長「指定管理者制度の運用について」(101228)「留意すべき点も明らかになってきた」・「幅広く地方公共団体の自主性に委ねる」「公共サービスの水準の確保という要請」「単なる価格競争による入札とは異なる」「利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例も」「住民の安全確保に十分に配慮」「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮」

(2) 片山総務大臣閣議後記者会見(110105)「コストカットのツールとして使ってきた嫌いがあります」「例えば、公共図書館とか、まして学校図書館なんかは、指定管理になじまないと私は思うのです。やはり、きちっと行政がちゃんと直営で、スタッフを配置して運営すべきだ」「結果として官製ワーキングブアというものを随分生んでしまっている」

その後の動向

総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」の概要(2022年3月29日) https://www.soumu.go.jp/main_content/000804895.pdf

引き続き問題事例 沖縄県浦添市：指定管理者が仕様に対し公園に除草剤散布(181104 琉球新報)

山形県米沢市八幡原体育館 指定管理者テクノプラザ米沢利用料二重取り？(190214 河北新報)

北海道歌志内市「かもい岳スキー場休止へ」指定管理者決まらず(190221 北海道新聞)

鳥取県江府町「奥大山スキー場指定管理 応募事業者が撤退」(190305 山陰中央新聞)

大阪府池田市 市立舞臺場(やすらぎ会館)2019年4月指定管理者の指定替え サンシー(株)→NPO法人関西(キッズ)コミュニティ協会 従業員約半数が退職(直営)市は舞臺料・卸屋代を徴収、花・写真・テント・おしぼり・果物は地元業者に利用者が直接支払う→(サンシー)出入り業者から10%マージン→15%マージン→(NPO)20%

愛媛県西予市議会特別委「指定管理者案を否決」「市民病院など3施設」(240622 yomiuri)

都市公園の動向

「公園 PFI」便益施設設置で収益を得て公園施設の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を公募して長期間管理させる

企業は収益増加・経費削減図る・・・食堂コンビニ増設・樹木伐採（剪定）

神奈川県相模原市 瀬野辺駅南口周辺地域の公共施設を集約・複合化、中央図書館を中心とした複合施設として、PFI 手法で鹿沼公園に建設計画 パブリックコメントで 914 件の意見の大半が反対意見（「神奈川新聞」180530）

各地の「樹木の伐採」問題

大阪市 「木を切る改革」「稼ぐ公園」

さいたま市 与野中央公園 「アリーナ改革」

（BS-TBS「噂の東京マガジン」「新たなハコ物行政か!? 全国で進んでいるアリーナ建設計画とは?」（2024 年 4 月 21 日）

静岡県・城北公園 住民監査請求 チェーン店の撤退

長野県須坂市 鳳凰公園

「姫路城の土塁に生える樹木『全て伐採』に地元が猛反発 『安全』と『地域資源』で対立」（2021/11/22 05:30 神戸新聞 NEXT）

<https://www.kobe-np.co.jp/news/himeji/202111/0014859575.shtml>

「明石公園樹木伐採問題で市長が県に要望書提出」（サンテレビニュース）

<https://www.youtube.com/watch?v=aHjtxBgjs2w>

「神宮外苑の樹木伐採、反対署名 5 万 1536 人を都に提出 小池知事に不承認を要望」（東京新聞 220302）

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/163263>

「井の頭公園の緑と環境保全の意見書提出に関する陳情」（220215）

http://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/035/741/c-hinjo0402.pdf

推進されてきた公有地での営利事業

1 東京都渋谷区

区役所の建て替えにあたり、巨大なマンションと区役所の併設

2 群馬県・高崎駅前再開発

「群馬・高崎市、駅東口の再開発を延期 コロナ禍が影響」（日経 210607）

3 山梨県・大月駅北側開発調査報告書

（1）「大月駅北側大規模未利用地を活用した地域拠点整備官民連携調査報告書」（三井共同建設コンサルタント）・・・北側駅ビルに市役所庁舎移転、フロアをリース 駅ビル建設費 35 億円、リース料 3 億円×20 年

（2）「JR 中央線大月駅自由通路及び駅周辺整備御木曽調査業務委託業務報告書」（公益社団法人日本交通計画協会）

・・南北自由通路5案（以前に橋上駅舎型南北自由通路 40 億円凍結） 単独型南北自由通路 20 億円（市単年度負担 15% 3 億円） 半橋上駅舎型南北自由通路 35 億円（5.25 億円） 国補助 45% 残 55%の9割が起債 JR 負担は改札から内側のみ

「駅前」「まちづくり」・・岩手県紫波町・・異色・企業本位でない

（1）「オガールプロジェクト」（猪谷千香氏の記事から） 人口3万3800人の岩手県紫波町（しわちょう）

（2）駅前の町有地 10.7ha ホテル、バレーボール専用体育館、図書館、カフェ、産直マルシェが入居する施設 年間 80 万人が訪れる

（3）オガールプラザ 延べ面積 5800 平方メートルの2階建て建築、紫波町産の木材がふんだんに使われた図書館、隣接する「紫波マルシェ」 その日の朝に採られた野菜、畜産加工品、三陸産の魚介類、スイーツが並ぶ

1F カフェ、飲食店、眼科、歯科 民間テナント

2F 町「交流館」 音楽スタジオ、アトリエスタジオ、市民ギャラリー、子育て応援センター「しわっせ」 オープン時から、オガールプラザの入居率 100%

民間テナントは ほぼ県内事業者

2011 年4月 県サッカー協会「岩手県フットボールセンター」が近くに移転 新施設「オガールベース」 日本初 バレーボール専用体育館「オガールアリーナ」 宿泊施設「オガールイン」隣接

（4）紫波町 2009 年「紫波町公民連携基本計画」

まずテナントを困めてから、建物の規模や建設費用を算出。建設費用のコストカットのため、特別目的会社がオガールプラザを約 11 億円で建設。その後公共施設部分を紫波町に売却。

地域の資源を生かす スペイン・バルセロナのランブラス通り

町役場建設

「紫波型エコハウス基準」を設け住宅の分譲

京都「北山エリア整備基本計画」

<https://www.pref.kyoto.jp/sposei/news/documents/kihonkeikakusaisyu.pdf>

公立大学体育館をアリーナに 地方自治体の土地を使用して民間企業が利益をあげる 収益優先により、学業、歴史・文化（植物園！）保全、災害対応や社会的弱者への支援など自治体の役割はないがしろにされるおそれ

事業が失敗し負債を生むと自治体と住民にツケが回されるおそれ

神奈川県川崎市・等々力緑地再編整備実施計画

（1）緑地内の17の既存施設 「各施設の配置規模等については、PFI法に基づく事業者公募において、提案を求め事業を進める」

（2）新たに導入する施設 「民間事業者のアイデアや他都市の整備事例等を踏まえ、これまでの概念にとらわれない柔軟な発想を取り入れ、官民連携により整備」

(3) 維持管理運営手法 緑地内施設を「指定管理者制度により一体的に管理する。一部施設には公共施設等運営事業（コンセッション方式）を導入し、民間事業者に運営を委ねることで、施設を最大限活用し、市民サービスの向上と財政負担の削減をめざす」

(4) 公共施設等運営事業の導入 「対象施設は、施設に稼働率向上の余地があり、興行利用について、民間の追加投資や柔軟な料金設定を行うことで収益向上が期待できる」、球技専用スタジアム・〈新〉とどろきアリーナ・駐車場・

(5) 再編整備事業の事業手法について 「PFI 事業＋指定管理者制度＋公共施設等運営事業」（事業期間 30 年）により「持続可能な公園経営を実現」

品川区庁舎

品川区庁舎整備「現行計画で」 森沢恭子・新区長が会見 羽田新ルート「状況を把握」(東京新聞 221210) 品川区役所 東京都の品川区長選の再選挙で初当選した森沢恭子区長（44）が九日、就任記者会見を開いた。「区庁舎の建て替え費用を実質二百億円減らす」という選挙公約を巡り、現庁舎の跡地を定期借地化することで収益を上げ、区の負担を減らすと説明した。新庁舎の整備そのものは「現行の計画通り進める」とした。△本庁舎や議会棟などの老朽化に伴い、区は七月、現庁舎の東隣の再開発用地（広町二）に新庁舎を整備する計画の素案をまとめた。経費は四百億円以上を見込む。現庁舎の跡地利用の方向は決まっていない。△会見で方針を問われた森沢区長は現庁舎の跡地について「定期借地権を設定し、（民間などに貸し出して）収益を得ながら公共性と両立させる」と述べ、港区・竹芝の官民連携の取り組みを参考にするとした。△騒音被害が出ている羽田空港の新飛行ルートへの対応については「区民の状況を丁寧に把握し、その事実をもって固定化回避を含む解決策を国に働きかける」とし、選挙公約の区民アンケートを実施する考えを示した。子育てなど他の訴えた施策は「まさに今議論している」とした。△記者会見はフリーランスも含めて出席と質問が認められ、ライブ配信もした。森沢区長は「より開かれた区政を目指していきたい」と述べた。

自治体の公共サービスの民営化を考える視点

1 地域住民の願いは公務・公共サービスの充実

（公共サービス 5 つの視点）公共サービスに①専門性・科学性②人権保障と法令遵守③実質的平等性④民主性⑤安定性が必要

2 世界の動向・・多彩な国民共同の運動で新自由主義脱却の兆 30 年ぶり

イギリス positively public 消防士パンフ カナダ非正規保育士 アメリカ反戦労働者連盟（米政府が軍事費・戦争のために税金をつぎ込み労働者の生活を守る福祉に財政をまわさないことを批判）NC 公聴会 OccupyWallstreet ウィスコンシン州知事（茶会）派）に百万人署名 EU 欧州労働研究所（EUT I）の市場化の調査報告書「明白なことは、今日の政治的議論や経済学の主流において支配的な民営化市場化の経済的な効果に対する積極的な期待は、あまりにも単純すぎるし、あまりにも一面的」

(Privatization and liberalization of public services in Europe , An analysis of economic and labour market impacts) 欧州公共サービス憲章 (欧州自治体協会 CEMR) 「公共サービスを提供する最良の方策を民主的かつ自主的に決定することは地方自治体の責任であり権利」 「公共サービスを民営化に自治体・市民がどう立ち向かったか」「Future is Public」(Transnational Institute、PSI)、「Private Finance Initiative」(180620 英下院)、「さらなる拡張か、衰退か〜英国の現状を踏まえ、我が国の PFI の今後を考える〜」(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 180627)、再自治体化、最近のコービン (英) サンダース (米) 現象、「反緊縮」(anti-austerity) 運動、コロナ禍を受けて高まる「新自由主義」批判、バイデン「トリクルダウンは失敗だった」「THE FUTURE IS PUBLIC」(未来は公共にあり) 国際会議 2019.12.4-5 再公営化の最前線・・世界の民営化の失敗事例の集積

オランダ・アムステルダム市

主催 TransNationalInstitute (TNI) トランスナショナル研究所

全体パネル 4 分科会 20 参加者 世界 約 300 人 (日本から 4 名)

(i) あらまし

2017 年公共サービス再公営化の成功事例 835 件

2 年を経て再調査 増加 と再公営化のよい影響

分野 公共サービス 7 分野 (水道、電力、教育、交通、医療・社会福祉、ごみ回収、自治体サービス) + 通信サービス TNI を含む 17 の国際団体、22 人の研究員の協力

(ii) 発表された調査結果世界各地 1408 件 (水道 311、電力 374、教育 38、交通 47、医療・社会福祉 138、ごみ回収 85、自治体サービス 223、通信 192)

(iii) 再公営化の結果として起きた地域社会へのプラスの変化

①自治体と公的セクターが財政支出を削減できた

②労働者の仕事環境や労働条件が向上した

③サービス運営の透明性や民主的なコントロールが向上した

④ 電力セクターなど気候危機への積極的な対応

(iv) 事例

①ノルウェー 2017 ごみ回収産業の最大手企業「RenoNorden」倒産し 100 以上の自治体が再公営化。クラガロー市

②ウィーン 住民の 6 割が公的補助金に支えられた公的賃貸住宅に

③チリ・リコレッタ市 水道、医療保険、大学、年金基金は民営化 市立の薬局で世帯の薬品購入価格を平均 70%まで引き下げ

④イギリス北部・プレストン 2011 年から「地域の富の確立」政策 市内の医療や大学施設など 6 つの公共機関が市内 or ランカシャー地方内で調達 7400 億ポンドが域内で循環、地域経済活性化 「プレストンモデル」

⑤テレッサ市 (スペイン・カタロニア地方)

「命の水市民連合 (Taula de l' Agua de Terrassa)」水道再公営化

2018 年に新しい水道公社を設立 「テレッサ水道オブザーバトリー」市民参加

再公営化の進め方 (UNITE the UNION)

- (a) 直営中心の政策を確立する
- (b) 契約期間満了や終了条項にふさわしい計画を持つ
- (c) インソーシングの対象分野を明確にする
- (d) 2年程度の準備期間を設けて運営体制を準備する
- (e) 直営でサービスを実施する人員や技能を確保する
- (f) 健全な見積もりと証拠資料に基づく基準を設けてしたがう
- (g) リスクを定義し予測する
- (h) 財政を確保する
- (i) 労働組合や労働者との協議
- (j) 社会的調達についての政策
- (k) 契約の交渉や実行と民間事業者への監督の能力の向上
- (l) 法令を活用した委託契約の終了

世界の動向のわが国にとっての意義

- (1) 激しい公務員バッシングの日本 コロナでも露呈 公共の破壊
公共性を回復する世論喚起の手がかりに世界の動きを
- (2) とくに

PFI (英国で終焉の公約、日本の会計検査員報告書 (2105)、
しかしわが国ではまだまだ続ける・・・)

水道 (世界で多くの再公営化 but これからコンセッション)

鉄道 (英 NorthernRail 再国有化 200301but JR 北海道！)

- (3) わが国でも公共性維持・回復の貴重な経験

国鉄分割民営化反対争議、社会保険庁民営化解雇争議、国立病院独立行政法人化引き
下げ訴訟、高知病院 PFI 再公営化、愛知県小牧市図書館 PFI 阻止、足立区戸籍委
託住民訴訟、浜松市上水道コンセッション延期、静岡県島田市包括外部委託予算削除、
吹田市窓口業務民間委託中止、滋賀県立病院の地方独立行政法人化見送り、都立多摩
総合医療センター夜間救急病棟廃止の撤回・・・発信と連携の可能性

■全国で広がる公園 PPP/PFI の動きと概観

東京法律事務所 弁護士 中川勝之さん

●都市公園の現況ー全国

・令和4年度末の全国の都市公園等の整備量(ストック) 箇所数は、114,707 箇所
面積は、約 130,531ha、一人当たり都市公園等面積は、約 10.8 m^2 /人

「一人当たり都市公園等面積については、諸外国の都市と比較するとまだ低い水準に
あります。引き続き、防災や地域の活性化等の社会的要請に応えるため、都市公園等
の整備を推進するとともに、ストックの有効活用、施設の長寿命化、効率的な維持管

理が図られるよう支援を行っていきます。」(国土交通省)

●都市公園法（1956年制定）

（目的）

第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

（略）

3 次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。

一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基づいて設けられる施設（以下「国立公園又は国定公園の施設」という。）たる公園又は緑地

二 自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地

●「公園」「緑地」（第13版都市計画運用指針、令和6年11月国土交通省より）

・公園とは、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地である。

・緑地とは、主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地である。

●法改正前の「最終報告書」

・2016年5月、国土交通省に設置された「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」が最終報告書「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」

・新たなステージへの移行に向けて、今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき観点は以下の3つ

1. ストック効果をより高める
2. 民との連携を加速する
3. 都市公園を一層柔軟に使いこなす

●法改正後の「検討会提言」

・2022年10月、国土交通省に設置された「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」が提言「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる

～」・「使われ活きる公園」の実現に向けては、従来の都市公園の整備・管理運営から、3つの変革が求められる。

- 1 都市アセットとしての利活用
- 2 画一からの脱却
- 3 多様なステークホルダーの参画

●都市公園のストック効果？

- ・社会資本整備による効果には、フロー効果とストック効果がある。
- ・フロー効果：公共投資により派生的に創出される生産、雇用、消費等の経済活動により経済全体が拡大する効果
- ・ストック効果：整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果
- ・都市公園のストック効果

- ①防災性向上効果
- ②環境維持・改善効果
- ③健康・レクリエーション空間提供効果
- ④景観形成効果
- ⑤文化伝承効果
- ⑥子育て、教育効果
- ⑦コミュニティ形成効果
- ⑧観光振興効果
- ⑨経済活性化効果（以上、国土交通省「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」）

●PPP/PFI 推進施策説明会

国土交通省「資料」より

1. ストック効果をより高める⇒公園管理者も資産運用を考える時代へ！
2. 民との連携を加速する⇒民がつくる、民に任せる公園があってもいい！
3. 都市公園を一層柔軟に使いこなす⇒公園のポテンシャルを柔軟な発想で引き出す！

●2017 年都市公園法改正・ざっくり

- ・少子高齢化で公園に遊びに来る子供も減ったし、自治体財政難で整備・改修等大変
- ・保育園等の自治体民営化もそろそろ飽和か
- ・民間にもうけさせてそこから整備・改修等の費用をまかなおう
- ・もうけさせるには施設建てて、そこにお金を落としてもらう必要
- 設置管理許可制度に加え、公募設置管理制度創設

●シンポジウムのチラシにも

	・「都市公園内の優良な事業機会をいかに獲得し、魅力ある投資を行なうか」等と記載 ・国土交通省の「都市公園法改正のポイント」にも「民間のビジネスチャンスの拡大と都市公園の魅力向上を両立させる工夫を」等と記載 ・「緑ぐ公園」というキーワードで検索すると、Park-PFI の事例が紹介 ●大阪市の樹木伐採の問題 ・大阪市「公園樹・街路樹の安全対策事業」緑化課から示された数字 ・2023 年度の伐採本数 公園樹：11662 本 街路樹：2060 本 計：2722 本 大阪市の街路樹撤去を考える会（2023 年 11 月 6 日）より ・安全対策として必要か、運動店がっている ●横浜市よくある質問 ・公園の木を伐採(根本から切る)してほしいのですが。 （回答）公園の木は、地域の方にとっての貴重な緑です。このため、伐採することは望ましくありませんが、公園ができてから年数が経ち、木が成長して間隔が込み過ぎることにより、公園が暗くて見通しが悪くなり、防犯上の問題等が生じている場合もあります。このような場合、公園愛護会や町内会等、地域の皆様とご相談しながら、一部の木の伐採を行う場合もあります。また、木の幹や根が害虫や病気により傷んでおり、樹木の恐れがある場合等には、公園利用者や周辺住民の方の安全を図るため、伐採を行っています。（最終更新日 2019 年 4 月 3 日） 本市においては中央公園の再整備事業が、まさに P-PFI でおこなわれているが、公園は開ける場所ではなく、市民の憩いの場であり、安らぎの場であることを再確認した。さらに、公園の維持管理業務が自治体の手を離れることによる危惧もある。新たな中央公園では芝生の面積が増加する計画になっているが、維持管理コストの増大は避けられない状況になるだろう。見た目を重視するあまり、「憩えない」公園になってしまうのではないか。もちろん、老朽化した園所を修繕して長く使っていくことは大事だが、そこは民間に任せるのではなく、自治体が責任を持ってすべきだと思う。また、技術系職員が激減するなかで民間任せにすることは、さらに技術を若い世代へ伝えることが困難になり、世界では再公営化が進むなか、いざ再公営化となったときには技術に関する知識が誰にもないという事態にもなりかねない。国が進めているからと安易に PPP、PFI を進めていくことの危険性を学んだ。
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 4	領収書総額	5,000 円
使途内容	11/22 第56回公的扶助研究全国セミナー 参加費	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	5,000 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			

2024年11月22日

領 収 証

太田 安由美 様

¥ 5, 000 -

上記、確かに領収いたしました。
ただし、第56回公的扶助研究全国セミナー 参加費として

全国公的扶助研究会
会 長 吉永 純

全国公的扶助研究会 事務局
〒113-0001 東京都文京区白山 1-13-7 アクア白山ビル 5 階
FAX:050-3730-2118 e-mail : zennkoku_koufukenn@yahoo.co.jp

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2024 年 11 月 22 日～24 日
場 所	十文字女子大学（埼玉県新座市菅沢 2-1-28）
相 手 方	全国公的扶助研究会
目的・内容 ・結果等	■11月22日（土）午後 全体会 【リレートーク】 （生活保護利用者・女性） 元夫からの DV、実家を知っていたので、実家の高齢の母親に暴力を振るわれるのが怖く相談できなかった。 PTSD10年以上経っても治らない。 他県から埼玉県に来て、ようやく生活保護を受給して一人で生活できるようになったが、フラッシュバックがひどい。生活保護で経済的に落ち着いたというよりは、牛乳1本を安心して買いに行くようになったことがよかった。 最近の物価高がきつい。電気代、夏の暑さになんとか耐えている。その分、食費を削らざるをえない。2か月に1度、ケースワーカーさんが来てくれるが、30分ほどで終わる。精神障害者手少2級なら、障害者加算がある。ワーカーさんは生活保護のプロ、制度のことをよく知っている。わたしたちに教えてほしい。 （金沢市役所 CW） 現在は国保の徴収。差し押さえになる人、どう考えても生活保護を受けた方がいい人が多いが、拒否する人が多い。 能登半島地震後、珠洲市に応援通勤していた。（当時は生活福祉事務所） 地震発生後すぐに市役所から避難所開設の指示。 お正月ということで帰省している人が多く、想定よりも多くの犠牲者、被害者が出た。 M7.6＝阪神大震災の2倍のエネルギー 地盤最大4m移動（4千年分の隆起） 死者 400名 家屋被害 9万棟

避難 4 万名以上

9 月に避難所を閉鎖する予定だったが、豪雨によって閉鎖を延期した
→今必要なことは、生活者の権利を保障すること

憲法 居住権（そこに住み続ける権利も包含している）

→復旧、復興しても高齢化で住む人がいなくなる、集団移転の方がいい、
などの意見もある

もう一度故郷に戻りたいと思う方の気持ちをしっかり汲み取っていくべき。

===

【パネルディスカッション】福祉事務所をたてなおす

▶つくろいファンド 小林さん

活動内容は多岐に渡っている。シェルター事業（現在 58 室）、生活支援、
居場所・就労、アウトリーチ、外国人支援、IT を活用した新規事業、ソー
シャルアクション

15 年前の生活困窮者は高齢のホームレスがほとんどだったが、最近は困窮
が多様化している。生活保護利用者、非利用者、ネットカフェで暮らしな
がら隙間バイトで生計を立てる若年層が急増、依存症・障害・トラウマが
背景にある人（重層的、長期的な支援が必要だができていない）、外国籍、
家出など。※生活保護を使いたくないという方が多い、でも困っている
→扶養照会を躊躇して生活保護に踏み切れない

必要な人が利用できるよう、可能な限り柔軟に制度を運用し、利用ハード
ルを下げしてほしい。自治体の裁量でできることはいくらでもある。

最近の懸念…闇バイト「支援団体は貧困ビジネスに負けていて、福祉は反
社に負けている」

事実上、最初の受け皿が貧困ビジネスの業者になっている

ネットで検索したら、欲しいものがすぐ手に入るような説明がある。対し
てつくろいファンドは「まず相談してください」というスタンス

→貧困ビジネスから闇バイトにつながる可能性が大いにある

生活困窮の多様化、零れ落ちる人がたくさんいる

漏給を防いで、捕捉率を上げてほしい

▶小田原市役所 秋澤さん

どのように業務を改善したか

実際に3年間ジャンパーを着用した

あり方検討会

生活福祉課だけではなく、庁内全体の問題

「生活保護行政のあり方検討会」元生活保護利用者の方を有識者としてメンバーに入れた

改善策 ①援助の専門性を高める研修や連携による学びの場の質的転換
②利用者の視点に立った生活保護業務の見直し ③利用者に寄り添い、
ケースワーカーが職務に専念できる体制づくり ④「自立」の概念を広げ、
組織目標として自立支援の取組を掲げる ⑤市民にひらかれた生活保護を実現する

しおりの見直し 「受給者」→「利用者」 保護のしおりは小田原市 HP
で見れる

CW 不足 → 人数の増員

女性 CW の増員 (DV 対応など)

▶国立市健康福祉部 生活福祉担当課長 左川さん

国立市 受給者 800 世帯くらい 保護費の返還処理漏れ、支給漏れがある
ことが発覚

重点的取り組み

①人権意識の向上及び公務員倫理と法令順守を意識するための研修

②職員が孤立しないための組織風土と仕組みづくり

③利用しやすい生活保護行政

自立した元生活保護利用者との懇談「生活保護ケースワーカーに求めること」

生活保護利用者へのアンケート → 疑問に答える形で受給者に情報提供

〇〇してはいけません、の表現はやめた

申請書のダウンロードを可能にした

オンライン申請ができるように現在協議中

==

【パネルディスカッション】

扶養照会しなくても、親族の連絡先は得られる。

(亡くなったときのご遺体の引き取り連絡など)

ケースワークの中で信頼関係を築いてから利用者に親族連絡先を教える

	もらうのでもいい 利用者／元利用者の意見を聞く 小田原市 再度アンケート取ってもいいタイミングだと思っている 要求が増えて大変？→国立市：福祉事務所側はしおりを渡す。収入申告の説明をしているつもりでも、受け取っていない、説明を受けていないという回答が多い。ズレがある。ここのズレを埋めていくことが大切。 支援者と支援団体との距離＝詰めすぎないことが大事 行政の CW の手が回らないところを支援団体が補ってくれるので助かっている。予防接種の同行など。 ■2024 年 11 月 23 日（土）午前分科会 生活保護手帳再考 生活保護法の目的は、最低限度の生活の保障と自立の助長のふたつ。法の要件を満たす限り、「無差別平等」に制度を利用できる。最低限度の生活とは、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるものではない」（法第 3 条）具体的には、最低生活費という金額に置き換えて家族ごとに積算する、最低生活費をはじめとする保護の決定実施には、保護の実施要領という細かい規定があり、毎年度改訂されている。 保護の実施要領は「生活保護手帳」としてまとめられているほか、「生活保護手帳別冊問答集」「生活保護関係法令通知集」なども参考にしながら業務を進める。 →実施要領では見えてこない「生活保護制度の原理」 例えば、児童養護施設から一時帰宅中の子どもの生活保護費はどうか？各自治体によって運用が異なる。 北九州市：児童が自宅へ一時帰宅している場合でも、措置費が減額されることはない。したがって、本法による生活扶助費を計上することは、重複支給となるため認められない。 大阪市：措置停止等により世帯に戻れば生活保護の適用が可能となります。長期休暇中の対応は転入の申請で保護適用可能です。短期間で施設に戻ることが明白な場合は、個人開始として入力するのではなく調整欄を使って生活費を上積みする対応でもかまいません。ただし、医療扶助が不要であることが前提となります。 埼玉県：施設から一時帰宅（外泊）した場合には、帰宅に伴う移送日及び帰宅中の食事代を認定して、支給することとなる。 ★生活保護の決定実施と自立の助長は、第 1 号法定受託事務、判断に迷っ
--	--

た時には、憲法の規定に立ち返ること。

全国画一的に事務処理がされているといわれる日本の生活保護制度について、実際には地方公共団体レベルで多様な裁量基準が存在する。これらは、利用者の法的権利に影響を与えている。

①専門職的倫理

CW などの個々の専門職倫理に期待するだけでなく、制度を運営する組織全体を射程に入れて専門職倫理の視点から制度を点検し、必要な改善をしていく機能。

②セーフティネットの共通項の探求

ナショナル・レベルの制圧扶助基準の算定や最低賃金の設定などのマクロレベルでの検証と並行して、いまだ訴訟提起に至らないミクロな事例についても、「セーフティネットの共通項」として検証する機能

③他律的コントロールへの注目

一面的に否定するのではなく、距離を置いて議論の埒外に置くものでもなく、適切な距離を保ちつつ、「利用者の法的権利に即した裁量基準」の提案をしていく機能

■2024 年 11 月 23 日（土）午後分科会 マイノリティ

つながりがない状態＝孤独・孤立

関係性の貧困、つながりの貧困（経済的な困窮だけではない）

貧困＝経済的困窮＋孤独・孤立

経済的困窮：例えば失業＝貧困ではない（実家からの援助があれば貧困にはならない、スキルがあって次の仕事が見つければ貧困にはならない、失業給付など公的支援もある）

孤独・孤立＝頼れる人間性がない、社会参加の機会や居場所の不足 公的支援はない

20～30 年で社会環境の変化、地域の支えやつながりが小さく弱くなっている。つながりがない中で困りごとを抱えてしまったら？

→生活困窮、病気、介護、ひきこもり…など問題がより大きく深刻になる

▶どのようにつながりのある社会を作っていくのか

国の調査：約 4 割の人が「孤独」 約 4 割の人が「孤立」と感じている

国の調査は 3 年連続、結果は毎年同様傾向

世界的には高齢者が孤独を感じている、日本調査では孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合が最

	も高いのは、30 歳代で 7.2%となっている。一方、その割合が最も低いのは、80 歳以上で 2.3%となっている（図 3）。 →社会的活動との接点がない世代 孤立・孤独の問題はだれにでも起きうる P14 孤独の状況＝役所の窓口に行くことが多い 窓口での声掛けや気遣いが大事 社会的により弱い立場、排除されがち、マイノリティ性がある人の方が孤立・孤独を感じている。が、年取が多くても孤立・孤独を感じている人はいる。誰しもがかかわる可能性がある。普遍的な政策テーマ。 連携・協働が一番大切。 地域での「連携・協働」の事例を作っていくことが大事 == 小林さん 刑務所から出る時に社会とのつながりを作る仕事をしていた。 刑法犯認知件数はピーク時（平成 14 年）の約 5 分の 1 に下がっている 一方、再犯率は平成 15 年の約 35%から令和 4 年には約 48%に上昇 →何か支援が欠けている?? 再犯防止推進法と推進計画制定 地域生活定着支援センター（H20） 厚労省（高齢者、障害者支援） H28 再犯防止推進法 H29 再犯防止推進計画 R1 再犯防止推進計画策定 R5 第二次再犯防止推進計画 （市町村も計画を立て始めている） なぜ再犯をしてしまうのか？ →下関駅放火事件 経度知的障害、10 犯目、父親からの折檻 放牧・■■■■さんの支援開始 それまでは満期で出てきた（引受人がいない）が、10 犯目に刑期 10 年のところを 8 年で出てきた（■■■■さんが引受人）、■■■■さんの団体でお手伝いをしている（現在 90 歳すぎ） →■■■■さんに出会うまで、孤独だった。 →ホームレスとハウスレスは異なる。家族もつながりもないのがホームレス。 事例から
--	---

高齢男性は孤立しがち

- ・再犯者の多くは、なんらかの生きづらさを持ち、地域社会で生きて行くことが難しい場合が多い。高齢、障害、病気、依存症、機能不全家族等々。
- ・介護殺人は再犯になることはほとんどないが、生きづらさ、孤立・孤独、貧困は同じである。
- ・貧困は、決して経済のことだけでなく、精神の貧困もある。
- ・東京社会福祉士会では、刑事司法を研修した社会福祉士を登録し、弁護士からの福祉的支援の依頼を受け、更生支援計画書の作成と判決後支援を行なっている

==

金井さん

LGBTは理解が進んできた、可視化されてきたが、ひとりひとりの当事者の存在はあまり見えていない。(コミュニティが小さいほど)

大半の当事者はカミングアウトできずに生活している

＝周囲の人からは「自分のまわりにLGBTはいない」と思い込んでしまう

支援者との関係を作るのが難しく、適切なサポートに繋がりにくい傾向にある。

- ・同性パートナーから暴力を受けた男性が利用できる公的なシェルターがない。
- ・居住空間を他の入居者と共有するため、プライバシーを十分に確保できない施設が多い。
- ・戸籍上の「男女」に分かれているために、トランスジェンダー当事者が自分の希望する性別でケアを受けにくい。

支援を通して見えてきたこと

- ・通常の社会資源につながりにくい
- ・「相談できない」の背景にあるスティグマ
- ・家族との関係が悪化している
- ・安心できる「場」がない

地域住民の一人として生活していけるために

- ・貧困は、経済的に困窮しているだけでなく、さまざまな人間関係や社会資源へのアクセスが失われた状態でもある。
- ・周囲とのさまざまな関係性の修復。
- ・LGBTコミュニティだけでなく、地域の社会資源と一緒に取り組むことが重要。

==

棚原さん

近年の依存症支援＝物質依存＋行為依存（クロスアディクション）女性の方が多い。お母さんも孤独だった、ということがわかった

＝

横田さん

いのちのとりで裁判

生活保護受給者の自殺率は2倍以上（現在は国の統計がない）

CW 専門性の欠如、人員不足は深刻

==

パネルディスカッション

地域の定着支援、「課題を抱えている」と一言で言っても背景は人それぞれ、しんどさの背景、ひとりひとりの生き方に寄り添うことが大事、CWも孤立・孤独、支援者のしんどさ、居場所を作っておわりではない

近年相談支援が注目される中でつなぐだけの支援が目立っているのではないかとほかの社会資源の人や団体とのつながりをどう作っていくか
→（小林）組織によってつなぎ方が違う。地検のときには福祉事務所や地域包括につなぐことが多かった。地検がずるずる関係を続けるわけにいかないのではつないで終わり。現在の社会福祉支援では、判決後支援、実刑になった場合は手紙でやり取りをして出所後一緒に福祉事務所に行ってしばらく伴走支援（糸の切れた風にならないように）が必要。計画が絵に描いた餅にならないように、支援を続けている。のりしろの部分（重なり合う部分）が入によって違う。

支援者と行政が一緒に取り組むプロセスが大事

（金井）福祉関係者に相談できない人95%というのは深刻な数字。当事者は人を見ている。相談しても大丈夫な人かどうか。

（棚原）依存症は回復する病気であるということを、頭の片隅に於いてほしい。ただ、再飲酒や再使用＝悪ではない。なぜスリップしたかの理由に寄り添えるかどうか支援者の仕事。病気の症状＝解決の方法は医療機関につなげる、治療が必要な状態であるということ。

	(横田) 失敗したからといって見捨てていいわけがない。うまくいく事例より、うまくいかない事例の方が残る。支援者が知識を蓄えて、学習性無力感を打ち破ることが大事。CWの1年や2年ではわからない。経験を積むこと。 (小林) 伴走型支援。信頼してもらうこと。この人は大丈夫と思ってもらいたい。でも、伴走をどこまですればいいかもわからない。自立のタイミング難しい。 伴走は必要。 (金井) LGBT当事者同士なので信頼関係を築けるが、自分の団体だけで抱え込むのではなく、地域のなかで暮らしていくには、多様な社会的資源とつながっていくことが大事。支援のケースを通じて積極的に関係を広げていく。 (棚原) 依存症の領域を超えて、知的障害、発達障害、子育て支援など、依存症支援の枠を超えたサポートが必要だが、他の支援団体となかなかつながれていない。手を差し伸べたいと思っている人は必ずどこかにいる。その人を見つけてつながりたい。差し伸べた手を放さず掴んでくれる関係性やネットワークを作っていきたい。 (横田) そもそも当事者のニーズを汲んでいるのか？孤独を感じやすいタイミング＝行政が声をかけやすいタイミング。お悔みコーナーを作った自治体は多いが、そこで孤独・孤立に陥るかもしれない人たちに対してリーチできているのか。 生活保護のCWは伴走支援ではない。対クライアントに対しては、必ずきちんと話を聞く。困っていることを話せるような関係づくり。マイノリティかどうかはそのあとの話。CWでは抱えきれない思い課題を抱えている人については、関係団体とつながる。 5歳で保護申請→15年後に保護申請、どう関わっていくか。 ※受容と許容は違う。 LGBTの合理的配慮＝誰かへの配慮ではなく、建設的落としどころを見つけること ★生活保護は無差別平等原理
--	--

■11月24日(日)午前分科会 高齢者

身寄り亡き時代の権利擁護

魚沼市社会福祉協議会 佐藤さん

4年前、身寄りのない人への支援に関するガイドライン

魚沼市 高齢化率 39.3%、障害者手帳所持者 身体 1333人、自殺率 30%
超

身寄り問題は自治体の責任→施設や病院の受入マニュアル(情報共有)

最初に社協が法人後見事業を開始

人工呼吸器設置判断を社協に迫られた→後見人には判断できない

親族の拒否があり亡くなった後の手続き

市が長男に成年後見制度申し立て→受け取り拒否

死後手続きを誰が行うのか

※新潟市身寄りのない問題研究会

後見人の役割などについて勉強会 70名近い参加者(福祉、医療、銀行、
葬儀社…など)

→連続勉強会 学んでも不安=ガイドライン策定を望む声

→議員への勉強会案内、一般質問へのつながり

▷ガイドラインの目的

1. 本人の権利擁護支援 身寄りのない人がスムーズに医療・介護・福祉・
その他のサービスを受けられるようになること
2. 支援者の支援 身寄りのない人に関わる支援者の不安や負担を軽減す
ること
3. 成年後見制度の普及啓発 成年後見制度の正しい知識の普及によって、
医療・介護関係者と成年後見人等との連携強化

▷対象者

1. 家族や親族がいない人
2. 家族や親族がいても、様々な理由で支援を受けられない人

▷ガイドラインの基本的な考え方

自己決定の尊重・意思決定支援

- ・すべての支援は本人の意思(希望)に基づき提供されることが基本。
- ・支援が困難になるほど、支援者の価値観で決めてしまっていないか?
- ・意思疎通が困難でも、本人には意思があり意思決定能力を有するという

ことを前提に意思決定を支援する。

・一人の支援者の独断ではなく、チームにおいて本人の情報を収集し記録し共有することが大切。

※ガイドラインですべてが解決されるわけではない。チーム作りのツール。

うおぬま米ねっと＝近隣自治体が本人の情報を共有できる仕組み

▷「身寄り」問題とは？

『身寄り』問題は、新たな問題であるだけに漠然としていて解決困難に感じられるが、解決すべき明確な課題が4つある。

①連帯保証（身元保証） ②医療決定 ③金銭管理 ④死後対応

この4つの課題（ニーズ）に、それぞれ具体的な解決方法を構築していく必要がある。現状は、皆こうした課題があることに気づいていながら「誰かが解決してくれるのではないか」と「お見合い」状態になっている。

★総務省関東管区評価局 高齢者の身元保証に関する調査

国：医療決定に関するガイドラインを出している（H30,H31）

「わたしの想いノート」

死後事務確認シート…なかなか利用されていない

＝

東京都内地包括支援センター 林さん

生活保護

160万世帯のうち80万世帯が高齢世帯

単身高齢者の増加…未婚で一人の場合は厳しい

※親族等以外が担う死後事務委任契約について

法律で禁じられている以外のことであれば、委任する内容を自由に決められる相続人がいない人や、まったく疎遠の人は死後事務委任契約を検討するのがよい。任意後見契約を結ぶ際に、セットで死後事務委任契約を行うことで、死後の問題も解消できる。

身元保証会社…費用が高い、身元保証を監督する省庁や法律が不十分なため、契約をめぐるトラブルも相次いでいる…消費生活センターへの相談件数が5年で3倍以上に

施設と身元保証会社とがつながっているケースも多い「うちに入所するならこの会社を使ってください」

後見人は家庭裁判所の目が届いている

R6.6 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン

・ガイドラインの法的拘束力は…「望ましい」という表記が多用。ガイドラインの機能がどこまで果たされるのかは不明

・契約能力の有無についての判断… 高齢者本人の契約能力や意思の見極め、意思決定のプロセスはどのように 保障されるのか等、の具体については記載がない

意思形成支援／意思表示支援／遺志実現支援

【Q】新発田市、現在ガイドライン作成中。ガイドライン作成してから変わったことは？

【A】 身寄りのない人からの相談でまいていたのが、チームで考えることになったので、自分の負担が少し楽になる。身元保証人が必要な精神疾患患者、グループホーム移行時にチームで動くことで、疎遠になっていた親族から信頼された。

【Q】在宅支援の場合は様々な人が関わっている（施設入所であれば一元化している）が、ガイドラインができたことでうまくいった事例は？

【A】在宅の場合は判断能力がまだあり、金銭管理や契約も自分でできている場合が多いので、やはり施設入所や、入院した場合の治療、契約時などに支援が必要になるケースが多い。

=====

全国公的扶助研究会セミナーに参加し、生活保護制度の重要性と CW 自身が抱える孤立や孤独を知ることができた。2024 年 12 月定例会では、生活保護制度と、CW について一般質問をおこなった。質問の多くはセミナーで学んだことが元になった。市長答弁の中で、「◎職員の採用計画にも反映させながら、法定の CW 数を早期に満たせられるよう努める。◎生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、すべての国民に対して最低限度の生活を保障するセーフティネット。個々の心情に寄り添い、きめ細やかな対応がおこなえるよう、適正な生活保護行政の実施に、鋭意取り組む。」とあり、来年度以降の職員配置や、休職の状況などについてもつぶさにみていかなければならないとの想いを強くした。

また、セミナーの中でもしばしば訴えられていた、捕獲率の把握は高松市でもできていないとの答弁だった。しかし、厚生労働省が 2018 年に何とか捕獲率の推

	計を出しているように、推計でいいので行政として全体像を把握しておく必要はあるのではないかと考えた。そして、なぜ生活保護を利用できる状態にあるにもかかわらず利用しないのか、できないのかを調査することも今後求められるのではないだろうか。 毎年参加するセミナーだが、現場の生の声が聞ける貴重な機会となっている。今後も議員活動に生かしていきたい。
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 4	領収書総額	14,000 円
使途内容	①地方×国政策研究会参加費 (1/24) ②市川房枝政治参画フォーラム参加費 (1/25)	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	14,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

①

地方×国 政策研究会
領 収 証

太田 あゆみ 様

2,000 円

但し 1 月 24 日 地方×国政策研究会参加費として

2025 年 1 月 24 日

自治体議員政策情報センター 虹と苺の国

〒700-0971 岡山市北区野田 5-8-11 かつらぎ野田ビル2F

TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

②

NO.12

領収証

2025 年 1 月 25 日

太田安由美 様

¥ 12,000 円

但 市川房枝政治参画フォーラム参加費 1/25

上記正に領収いたしました

内訳

振込金額 ¥ 10,910 円

消費税額等 (10%) ¥ 1,090 円

公益財団法人 虹と苺の国政策研究会

代表取締役 代表理事 代表理事 代表理事

電話 03-13120-0234

登録番号 T5811065000161

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2025 年 1 月 24 日
場 所	衆議院第二議員会館第一会議室
相 手 方	自治体議員政策情報センター・虹とみどり
目的・内容 ・結果等	■テーマ1 地方財政計画 ◆政策情報センターの担当者より 2025 年地方財政対策（計画）の説明 国の政策か自治体独自の政策なのかわかりにくいことが多い。 地方財政対策…統計的集計なので、3 月定例会前に地方議員はしっかり勉強しておくべき。※臨時財政対策債の額に両期的な変化あり 地方交付税交付金 基準財政需要額 基準財政収入額 →補助金とは違い、国の算定基準があり、法定 5 税から地方に交付される →臨時財政対策債がゼロに！歳入でチェックすること。 「総務省 報道資料」で検索すると「<u>予算編成上の留意事項について（1 月末に公表になる）</u>」を見ることができる。分量は多いが 3 月定例会の議論で重要になるので必ず見ておく必要がある。 ◆総務省 自治財政局調整課 村田さん、斎藤さん 一般財源総額＝地方交付税等、使途の制限のないもの（他前年度比＋1.1 兆円確保） 103 万円の壁に係る地方交付税の減収影響を含めても、適切に地方財源は確保されている。 臨時財政対策債…平成 13 年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロに。→地方税の増収などによる。 国が力を入れていきたい事業については、特出ししてまとめられているので、予算がいくらついているか、対象事業は何か、事業期間、地方財政措置率などをチェックしていく。 ①行政の効率化・地域の課題解決等のためのデジタル投資の推進 DX、防災・減災対策の推進 デジタル活用推進事業費を創設。DX 化を強力に推進していく

	デジタル人材の確保：募集経費の上限額引き上げ これまでソフト経費として事業債は活用できなかったが、ソフトにも充てられるようになる →公共施設のネットワーク環境の整備も含まれている 地方材充当率 90%、償還年限 5 年 交付税措置率 50% ②人口減少を踏まえた、公共施設の集約化・複合化の推進 公共施設の集約化・複合化事業：除却事業も交付税措置の対象になる。市町を跨っての事業にも使える ※経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は 5 年超経過後も対象になる ③安全・安心な暮らしを実現するための地方独自の防災・減災対策 緊急浸没推進事業費→事業期間を R11 まで 5 年間延長（豪雨の際の被害事前防止（地方からの要望が多くあったため延長）） 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充 ・無人走行放水ロボットの整備 ・移動式燃料給油機の整備 など 水道等の防災対策の推進 ・水道管路耐震化事業 企業会計→使用料収入で基本的には運営 →今回は能登半島地震を受けて交付金措置 ④持続可能な地域社会の実現に向けた地方創生の取組 地域活性化起業人、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置の拡充 人口減少地域における郵便局の活用 公立高校における地域の担い手の確保 ⑤地方公務員の給与改定等に要する地方財源の確保 常勤職員、会計年度任用職員、教職調整額の引き上げに必要な財源を確保 R7 年度の年度途中の給与改定に備え、給与改善費を計上 教職調整額 給与の 4 %が残業代相当額→引き上げ ⑥物価高への対応 自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、0.1 兆円を計上（前年度比+300 億円） ⑦こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保 加速化プランにおける地方負担の増について、全額地方財政計画の歳出に
--	--

	計上し、必要な財源を確保 ⑧社会保障の充実及び人づくり革命 ⑨公立病院の経営改善の取組の住委員 病院事業債の創設、総務省と厚労省に共同事業「医療経営人材養成研修」を創設 地域医療提供体制の確保 病院事業の経営改善の促進と資金繰り支援：コロナ禍では交付金で黒字だった公立病院が再びコロナ前に戻って赤字病院が増加している ⑩新しい地方経済・生活環境創生事業債（仮称）・地域社会再生事業債 デジタル実装を通じた解決「地域デジタル社会推進費」2000 億円形状 ⑪経営・財務マネジメント強化事業の拡充 ⑫公営企業納付金制度の延長 【質疑応答】 ・複合化→現在計画中のものにも使えるのか？ →工事中、建設中のものには使えない、計画段階のものには使える ・103 万円の壁についての影響 0.2 兆円で済むのか？根拠は？ 国税には大きな影響がなかった。地方税は前年の所得でみるので令和 8 年度から地方交付税の減が大幅に生じるのではないかと 750 億円程度の見込み ・減収補填債、減税補填債はないのか？ 令和 7 年度は地方税の減収がないので、そうした措置はない ・デジタル債など、借金をしろということか 債権は本来、ハードにしか使えなかったのがソフトにも使えるようになる地方財政法を改正して対応する ・100 万円→110 万円 住民税 10 万円の引き上げ 750 億円程度の影響 住民税非課税枠の拡大になる 金額的には大きな影響はなくても、自治体独自事業には影響してくる 来年度予算の中で準備していかななくてはならない 三鷹では数千世帯が対象 → 高松での世帯数をチェックすること
--	--

・総務省がメニューを作りすぎること、自治体の自由度がなくなってしまうのではないかと財源の保障は必要だが、財源の移譲や一括交付金、普通交付税に幅を持たせる、各地方自治体の標準化など進めてほしい（

・令和 8 年度以降も臨時値はゼロなのか？

その時の財政状況による、現時点では答えられない

・特別交付税

6 %で額が固定されている、補助金で各省庁がおこなうものもある
特定の地域に返礼するような財政保障

・デジタル標準化今年度に関に合っていない、財源は担保できているのか、
実施できるように財源保障がなされるものと認識している

◆地域手当の大幅見直しと地方への影響

給与制度のアップデート

10 年見直し

・支給地域の単位の広域化 都道府県を基本とする

高松市 6 %→4 %に

都道府県内は一律に、／中核的な市は特例で別扱いにする。

・これまでは 10 年ごとの見直し → 見直し期間を短くする（具体的な
年数はまだ決まっていない）激変緩和を 4 年かけて実施 それから次回見
直しになる

・地域の民間給与を反映することで、級地区分とは異なる割合での支給も
認められるが、その場合の特別交付税はない

・各地域で矛盾があるのでは？

激変緩和措置の間に、自治体としっかり対話すべきではないか。

激変緩和措置 最大マイナス 4 % 1 年 1 ポイントずつのマイナス

Q：会計年度任用職員はなぜ適用外か、保育士の正規非正規は線引きでき
ないのではないか

A：地域手当は会計年度任用職員にもついている。

同じ職務についていれば、職務給の原則（地方公務員法の原則）に基づい
て欲しい。職務の内容に応じて給与の設定をすべき。昨年度からは会計年
度任用職員に勤勉手当が支給されるようになった。今後も適切に対応して

いく。

Q：国家公務員は勤務地が異なるので地域手当が支給されるのは理解できるが、本給を自治体ごとに決めていけばいいのでは？そもそも地域手当を国が決めることなのか？

通知＝技術的助言（地方自治法で定められている）。かつての通達と同じような書きぶりになっているのでは？

自治体の責任もある。通知に沿ったことしかしてこなかった。

A：通知文については強い言葉が多くなっている（言い切り型）。技幹文書のため、こうなっている。

本給でやっていく→その考え方もある。地域の民間企業との均衡を保っていく。地方自治法に均衡の原則がある。人事委員会制度を充実していかなければならない。

平成18年当時、地方公務員の給与が高すぎるという議論があった。（鹿児島など）

→昨年の地方自治法改悪で、命令になっているとしたら困る。

■不登校対策

◆COCOLO プランと背景（文科省より説明）

不登校対策 誰一人取り残されない学びの保障

不登校生徒数約34万6千人、コロナ禍以降急激に増加、過去最高

40人学級に2～3人が不登校の状況

小6から中1になるときに不登校になる生徒が多い

★小1、小2の増加率が高くなっている

無気力・不安→細分化して調査することになった、複数回答もできるようになった

学校内外での学びを通して、出席扱いになる児童生徒が増えている一方、不登校児童生徒の約4割が必要な指導を受けていない。約5%の子どもたちは学級担任からも指導がないことが明らかになった。

COCOLO プラン…R5年3月に取りまとめ

不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする

画一的な支援ではなく、ひとりひとりに応じた支援をおこなっていく。

高松市では教育支援センターが足りていない、拡充しようとしても教員数も不足しているという現状がある。画一的に進めるのではなく、地域の実情に応じた対策が必要なのではないだろうか？

「学びの多様化学校」現在、全国で 35 校。香川県では三豊市立高瀬中学校。学校型、分校型、分教室型、コース指定型 がある

学びの多様化学校における教育上の効果として以下が挙げられる。

- ・社会性の育成につながる
- ・登校へのハードルが下げられる
- ・きめ細やかな支援が行える

R7 年度予算案 学びの多様化学校の設置促進 全国 300 校の設置を目指している

→現在 35 校であることを考えると、実現は難しい目標値なのではないか？設置数を高く設定することで、ビジネス目的の企業の参入も危惧されるのではないか。真に不登校の子どもに寄り添った支援と言えるかは疑問であると感じた。

★校内教育支援センター（SSR）

全国の公立学校における校内教育支援センター設置状況
都道府県によってばらつきがある

R7 年度予算…校内教育支援センター支援員の配置事業
これまではハコ（教室）の設置に係る支援のみだった

教育支援センターの機能強化

保護者支援 → R6 度は補正予算で計上

Q：フリースクールの通学費の助成 東京都では 2 万円の助成がついたが、助成がない自治体では通いたくても通えない子どもがいる

A：現在調査研究中。客観的データが足りていない、検討していく

Q：アンケート調査を親や子どもにおこなっているが、教師や学校に対して実施しないのか

A：不登校の要因については p.5 は学校への調査である。子どもたちに不登校の要因調査をおこなった→学校、親への調査との乖離があった。指導の在り方、いじめなど。調査をもとに、乖離が生じないように対応していく

Q：高校入学時の調査書 学校内での地域活動しか反映されない。フリースクールの活動は調査書に書いてもらえない。調査書は法的な義務ではないか？

A：学校外（自己申告方式）での活動もいれるように通知は出している。

	配慮するように周知していく。 Q：SSW、SC は複数の学校を担当しているので手がまわらないのではない。チーム学校について A：常勤化の指摘もある。調査研究しているところ。 Q：親子の関わり方、ヤングケアラー、虐待、DV など保護者が発信できていない子どもとのかかわり方についてどのように考えているのか A：福祉部局の担当になってくる。教育だけでは解決できない課題。不足している、指摘あり。子ども家庭庁ができたことでしっかりと横ぐしをさしていく。SSW の充実はおこなっていきたい。 Q：小学校低学年の不登校が増えている。保護者が働いているので困っている。 A：対応考えていく Q：3 部制の高校が減っている。 A：中 3 になって学校に戻る子どもは増える傾向にある。東京都：チャレンジスクール 高校も学びの多様な学校あり。義務教育だけではなく高校生の不登校も過去最多、憂慮すべき状況。 Q：スウェーデンでは ICT から紙と鉛筆に戻している A：オンライン授業は必要に応じて行う一方でオンラインのみになるとそれはそれで問題があることは承知している。文科省全体の議論である Q：子ども計画、自治体の策定に教育委員会がほとんど関わっていない A：子ども計画の策定にあたっては教育部局が積極的にかかわっていく必要があると思っている。 ◆多様な学びの実践現場から 佐藤真一郎さん（文化学習協同ネットワークフリースクール事業統括責任者） フリースクール…東京だけで 200 以上ある 1970 年代、80 年代…不良や落ちこぼれと呼ばれていた子どもたちが「不登校」状態となる。→居場所の確保→公民連携（適応指導教室、適応指導教室に行けない子どもが行ける場所） 49 万人が不登校 → コロナが原因とは思っていない。そもそも家庭の教育力が弱い家庭が行けなくなったり、学校行事がなくなったことで学校に
--	--

	行く意味を見出せなくなった子どももいる。 1974年 すでに受験競争激しかった 1980年代、90年代 試験順位が張り出されたり、体罰もあった (親の世代が学校から子どもを蹴退させたいと思う→自分たちの経験から) 教育機会確保法を理解している保護者は少ない 地域若者サポートステーション：約50%が不登校を経験している、無回答も多いので、学校で何かしら嫌な経験をした子どもが多いのではないかと サポステに通う子ども→青春未履修、青春貧乏の子どもが多い。人と人とのかかわりが築けていない。 理由がわからず不登校になった子どもが多い。ただ、ストレスが多かった。 先生の多忙化→子どもの話をじっくりと聞くことができなくなった 勉強がだんだん難しくなっている(高校で学んでいた内容が中学校に降りてきている)、ついていけない子どもが増えている。 行けない自分を子どもたちは責めている。 学校へ行けなくても人生は生きていけるということを教えてあげることが必要。 学校で勉強することの意味が理解できない子どもが多い。 自己責任、諦めを感じてしまう学校環境、社会環境でいいのか?? 格付け、序列、競争的な価値感にあふれている 朝起きて家を出ようと思うと… 頭が痛い、吐き気がする、熱が出る、おなかが痛くなる 大人は会社を休む、環境調整する(厚生労働省のHPより：文科省HPには記載なし) 校内サポートルーム→不登校になれない 不登校のいう現象のその先を見ることが大切 →学習内容、家庭環境、遊び環境、社会環境、経済情勢、環境問題…など 大人の側が「当たり前」「普通」を問い直せていない フリースクール 月会費がかかることがネックになっている
--	---

考え込むのではなく、体感的に自分らしさやコミュニケーション能力をつかみ取る：学びへの意欲が育まれる空間

安心安全な場を整え、積極的に待つことが大事（タイミングを逃さない）

フリースクール、多様な学びの場

課題：利用料金（東京都は今年度から2万円の補助が出る）

ギフテッド教育、通信制サポート校などフリースクールの多様化

自治体独自の補助金、助成金もできている

一方で、学校と連携はできていない

教育機会均等法第13条

学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援

保護者支援（母親だけが悩んでいて、父親のかかわりが少ない家庭が多い）

Q：教育委員会では適応教室を設けているが、教育委員会の隅っこに暗いところにある。目立たない方がいいという教育委員会の思い（人口が少なく、誰が不登校とかがすぐわかる）

A：学校にいけない状況のなかで、学校にある別室に行くのはしんどい。学校に行けなくても大丈夫だということを伝えてあげることが大事。学びというのは多様な在り方がるということを自治体が伝えていくことが大事。

Q：フリースクール立ち上げても人件費がかかる。会費を上げざるを得ない状況。運営したくても継続できない状況がある。特例校を増やすこともいいが、ずっと運営してきたフリースクールにまったく補助がない状況はおかしいのではないか。

A：5万2千円（月額）。2万円の値上げ。30人の利用者、スタッフ4人。まったく運営は赤字である。本来は私立学校並みの支援が必要だと思っている。

場に馴染めるまで1：1での対応も必要になってくる。準公務員並みの手当てがないとしんどい。継続するのがいっぱいいっぱいなフリースクールがたくさんある。実態調査が必要。

Q：文科省COCOLOプラン策定の時の視察時にどんな話をしたか？

A：補助金のない中で厳しい状況であるということは伝えてある。最低賃金すら得られていないフリースクールもある。公共的な仕事としてみなしてもらえないのか。全国フリースクール等ネットワークで要請

	は出している。以前よりは対応良くなっている。営利目的と公共目的との線引きが難しい。 教育の商品化が進んで行く中で、子どもたちの学びを保障していくために本当に必要なことは何かを真剣に考えることが少ない。 近年は学校に戻そうとする動きが加速している。 Q：公教育がフリースクールを敵対視する風潮 A：近年は無くなっている。しかし、うまく連携はできていない。教育とは何か、学校とは何かを考えていく必要がある。「営利が目的」と思われている。塾と同様に思われている。 Q：一斉主体の教育方式、現在の教育の根本的な問題点 A：勉強や能力を順位でみるというところを変えていくべきなのではないか。なんのために学ぶのか、という根本の部分を変えていかなければならない。 Q：東京のように、幼いころから一人で電車に乗って学校に通う環境と、地方の保護者車送迎が当たり前のところでは考え方が違う。公の多様な学びの場をしっかりと醸えていくことも大事。 フリースクールを運営されている佐藤さんのお話や各地方議員からの質疑応答にもあったが、東京でのフリースクール成功事例が高松でも成功すると言えばそうではない。全国画一的に実施することがよいとは思えない。高松で不登校になっている子どもが何を望んでいるか、どうすれば学びの保障ができるかを真剣に考え、寄り添っていく必要があると感じた。 また、決定的に SSW が不足しているということだけは全国共通の課題である。不登校の子どもが増えても、ひとりの SSW が抱える学校数は減ることはなく、対応に苦慮しているのが現状。SSW ももっとひとりの子どもや家庭に時間を割きたいが物理的に出来ない状況がある。学びの多様化学校 300 校を目指すための予算ではなく、現場で働き、当事者に寄り添う SSW 増員のための予算措置を地方からも求めていくべきではないだろうか。
備 考	

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2025 年 1 月 25 日
場 所	婦選会館（東京都渋谷区代々木 2-21-11）
相 手 方	公益財団法人 市川房枝記念会女性と政治センター
目的・内容・結果等	■2025 年度予算、国・自治体はどう動く ―総選挙後、自治法改正後の予算と条例 ①1/24 通常国会 首相施政方針演説（石破首相初めて）が昨日午後におこなわれた 「楽しい日本に列島改造する」演説の 3 割を【地方創生 2.0】が占めている。与党も拍手しない、野党もヤジらないような演説だった。 ②予算の勉強の際には決算カードは役に立たない。実際に出てくる国や自治体の予算を詳細に分析していくしかない。→予算の積み上げがわかるような資料を収集していくことが大事。 ③自治体の予算、今年は荒れる→自治体に新しい交付金を出す（地方創生関係：総務省）昨年度までは 1 年間に 1 兆円、地方創生に関することなら自由に使える（交付金なので）来年度は地方創生の枠が倍に。3 月定例会は細かいところまで予算を（特に歳入が地方創生交付金の事業）つぶさに見る必要がある。 24 年ぶりに臨時財政対策債がゼロになった。単に「無駄遣いである」が通用しない＝財源があるから。※本当に必要なところに税金が使われているかをチェックしなければならない。事業の妥当性、事前調査、市民との議論。 ④103 万円の壁。178 万円→123 万円。所得税のみ、住民税には跳ね返りなし。ひとりひとりの市民は 103 万円の壁をそんなに気にしていない。気にするのは学生。市民が気にしているのは 100 万円＝住民税が課税されるかどうかの境界。（住民税：均等割、所得割）自治体の施策のなかで「住民税非課税世帯」が対象になる／ならないものが多い。国民民主党の議論は、住民税が市民にとってもっとも大切なことであるということが抜けている。 ※条例（高松市市税条例）に住民税非課税にする、生活保護世帯からは住民税を徴収しない等と明記されている。住民税の控除額を決めるのは各自

自治体の条例改正による。

住民にとっては、住民税が課税か非課税か、がもっとも重要なこと。

【限界消費性向】手取りを増やしても、消費に使うと消費税 10%が取れる
ということを財務省はわかっている。

⑤自治法改正に対応する議会になる。25 年前の改正は分権、今回は指定地
域共同活動団体などが盛り込まれている。(地域の多様な主体の連携及び
協働の推進) 広島市は既に素案ができていて、パブコメも終わっている。

骨太の方針にも施政方針演説にも「福祉」という言葉がほとんど出てこ
ない。→その代わり「社会保障」という言葉が多用されている

地方創生とは→デジタル田園都市、コンパクトなまちづくり、リニア、関
係人口の拡大、観光立国の実現 (インバウンド誘客)

11 月 29 日所信表明演説でも、引用した石橋湛山の言葉のなかにある「福
祉」という言葉が一カ所出てきたのみ。「高齢者」という言葉もほとんど
出てこない。

・決算見込み

予算は無責任な予想。決算が予算に活かされているかどうか。不用額、執
行率などは 7 月あたりには明らかになっている。早い時期に公表するべき。
総務省は 7 月上旬には出ている。

12 月 27 日財務省 令和 7 年度予算のポイント

- ・新交付金のスキーム「自治体の創意工夫に基づき、地域の多様な主体の
参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組」
- ・お金がないからできないから、知恵がないからできない。に変わってい
く

「予算編成上の留意事項」都道府県及び政令指定都市の財政課長一同日付
で県内市町村の財政担当及び議会事務局に通知する流れになっている。1
月 27 日、総務省 HP で公開される。

※指定地域共同活動団体について 地方自治法改正の中で「随意契約」に
ついて触れている→広島市の条例(素案)を参照。「ひろしま LMO」→議
会の議決は必要ない、市長が指定する。⇒条例の中で議会の議決を必要と
するという条項を盛り込むことは可能。

Q: 地方創生交付金の枠が拡大されたが、何年続くのか?

A: そのうち、地方創生交付金ではなく、地方交付金の中に含まれていく

のではないかと？

子育ても特定交付金だったのが、地方交付金の中の費目のひとつとなった。

Q：臨時財政対策債について

A：そもそも臨時財政対策債は有利な起債だったのか、また適疎債などは本当に必要な起債なのか、何に使われているか、事業の妥当性の判断が必要。現在の残高は国が返すが、交付税の中からの償還となるので、結果として有利と言えるのか？

合併特例債にしても、有利であると言われていたが、無駄なハコモノを多く作ってきた。結果、維持費に困っている自治体が多いのではないかと？

前日に参加した政策研究会同様、国予算の動向に地方議会が着目し、また地方から要望した事案について国がどれだけ予算をつけているかということにも注目していく必要がある。

■2027年の介護保険制度 ―なぜ、こんなに使いづらいのか？

小竹雅子さん：社会保障審議会の傍聴を始めて25年、電話相談はコロナの直前が最後になっている。

首相施政方針演説の中で、社会保障の項目がどんどん後ろの方にいっている。全世代型保障という言葉は、給付抑制につながっている。

団塊の世代の全員が75歳以上の後期高齢者になる。「健康寿命を延ばす」＝障害や病気になった高齢者に対して差別的な言葉である。健康で老いなければならない、でもそうではない。どのような状況であっても、暮らしていけるという安心感が持てない社会になっている。

高松市の高齢化率 28～29%

東京はエリアによっては（世田谷区は18%）、若返りを図っている

介護保険制度＝高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして創設された。2010年代以降の法改正には「介護保険」という言葉がはいっていない、法改正がみえなくなっている。

審議会では日本老人クラブ連合会がなんでもかんでもヘルパーさんがしてくれるので、もっと予防にシフトすべきという意見が出た。一方、電話相談ではヘルパーさんが何もしてくれないという利用者の声が多数寄せられ、現場を見ずに中央で議論がおこなわれている。

	※法律に関することは介護保険部会、介護報酬に関することは介護給付費分科会 2027年：第10期の介護保険制度がスタートする→時期介護保険制度の見直しが始まる（今年の冬までに分科会や部会で主要なことが決まる） 法改正は国会を通さなければならないが、国会を通さずに厚労大臣だけで変更になる点もある。 ※地域共生社会の在り方検討会議…財源がない、市区町村のミッションが増えていく 第1号被保険者（65歳以上） 第2号被保険者（40～60歳） 保険料は人口比率で決まる。65歳以上が増えれば介護保険料も増える 介護保険料…保険給付費だけではなく、地域支援事業費もある。重層的支援体制整備事業保険料繰出金→子育て、障害、生活困窮者も含めた人の支援（子ども、障害者、生活困窮者のために財源を充てずに、介護保険料から出せばいい、という考え方） 介護保険制度が提供するの、サービス（給付）と市区町村事業（地域支援事業） 地域支援事業：個人給付ではなく、市区町村への給付。「事業」なので、予算の中でやりくりしなければならない。事業者の指定基準なし、市区町村の判断。 給付：個人給付＝法定代理受領。個人への給付だが、市町村が代わりに給付費を預かって事業者に渡すという仕組み。 給付費＝介護費から、利用者負担を除いた分が「給付費」 1単位の単価は市区町村によって異なる。1単位＝10円ではない。 人事院勧告の地域手当見直しによって、サービス料金変動する。 施設サービスは高く、在宅サービスは安い。 ホームヘルプサービスの縮減が続く、現在は福祉用具レンタルが利用のトップ 通い介護はどこにもカウントされていない。未婚の子（無職）と親の世帯が増えている＝8040及び9050問題 特別障害者手当：申請すれば手帳を持っていなくても支給を受けることが
--	---

	できる 認定ランクで重要なのは、利用限度額の上限。 要介護5で36,065単位で足りるのか？ 本来は介護保険サービスは年齢に関係なく提供されるべき。 24年間で要支援認定者が6倍に増えた…厚労省説明「介護予防をしているから、要介護状態にならずにすんでいる」実態は…？利用抑制をしているのではないか。各自治体で実態を調査する必要がある。 厚労省に都合のいいことをすればインセンティブ交付金がもらえる（2017年以降） ★昨年度の改訂で、ケアマネージャーがオンラインを利用すれば月1回の訪問をしなくてもよかった 特差は待機50万人を超えていた → 対象を要介護3以上にした → サ高住が増えた。多くの介護保険利用抑制策が取られてきた。 総合事業の弾力化（P20）要支援から要介護認定になっても地域支援事業にとどまることができる【継続利用要介護者】 同じ認定ランクでも、在宅サービスのひとりあたり費用は施設サービスの約4割＝残り6割は家族が無償介護しているのではないかと。 介護労働者 2023年度3万人減少 処遇改善加算が増えただけで、賃金のベースアップはほとんどない ※処遇改善加算は、直接介護職員の賃金アップに使うのではなく、施設修繕や多職種の賃金アップにも使えるので、賃金アップにつながっていない ホームヘルパーの有効求人倍率は異常数値が続いている 日本医師会もホームヘルパーを増やすべきだと提言している（過去にはホームヘルパーは専門性が低いと叩きまくっていた、にも関わらず） 介護保険制度への政府方針 全世代型社会保障構築会議 要介護1,2の生活援助サービス給付の見直し ケアマネジメントの有料化 【要介護認定率の低下に向け、総合事業を充実】→地方自治体がしなければならない 財務省からの「建議」が圧力になっている
--	--

「総合事業の充実に向けた工程表」＝p31

要介護認定になっても、総合事業にとどまらせるための工程表
要介護になっても、訪問介護、通所介護を選択できない

全世代型社会保障

地域共生型 という言葉が出てきたら要注意

介護保険制度は介護を必要としない人が、介護を必要とする人を支える国民皆保険制度のひとつであるにも関わらず、様々な利用抑制策が取られていることを丁寧に説明していただいた。高齢者人口が増えることは、制度導入時から容易に想定できたと思うが、ここまで改悪を重ね、要介護への移行をとどまらせて要支援の方が受けられるサービスを縮減していくことは、介護予防でもなんでもないのではないかと感じた。

高松市では実態がどうなっているのか、調査が必要である。

■いつも混乱する被災者支援と災害ケースマネジメント ―能登半島地震での展開から見る― 菅野拓さん

100 年間、日本の避難所の姿は変わっていない。

※イタリアの避難所は 48 時間以内に食堂運営がされる、世帯ごとのテントが設営される

「災害」とは 危険を引き起こすか加害力×社会の脆弱性

（誰も住んでいない砂漠で地震が起きても災害にはならない。そこに人の生活があるから災害になる）

建物やインフラを強くすることが必要？近所のおじいちゃんや、引きこもりの人、自閉症のお子さんのことが気にかかる…高齢、障害、生活困窮などの元々の社会的脆弱性（ダメージの受けやすさの差、地域の社会資源や支援体制の差）

子どもの権利条約→学校（子どもが学ぶ場）を避難所にする こと自体がナンセンス

日本の災害法制 ハードは得意でソフトは苦手

能登半島…輪島まで通常 2 時間のところ 10 時間かかった→2 か月で 2 時間で行けるようになる→ハード整備は得意→一方で何か月も避難所で住まう人がいる

★災害時はすべて災害救助法の下でさまざまなサービスが提供される（ノウハウのない役所が運営するため、避難所の生活が改善されない）医療、

保健、福祉など専門性がない。

災害救助法に福祉的支援がなく配慮が必要な人ほど厳しい環境におかれる。

災害救助法 1947 年制定 福祉サービスが包摂されていない

ケアの担い手

介護保険法などに災害時の対応が含まれていない

災害は「ある地域にたまにしか来ない」と考えられてきた→すぐに忘れられる→古い法律のまま残っている→法改正はせず、付け焼刃の運用改正だけされる

わたしたちが災害と真剣に向き合ってこなかったことも理由のひとつ

現物給付が基本 コンビニが復活してお弁当を売っていても、避難所ではおにぎりやパンしか配られない。現金給付されない。

災害時に福祉が機能しない

経被災高齢者等把握事業

避難所に来ない人の方が増えている → しんどい人ほど自宅避難している（危険性高）

制度から漏れる人→災害関連死が増える（先進国で災害関連死はダントツに多い）救えたはずの命が救えなかった

家の壊れ具合で渡すお金の額が異なる

罹災証明の発行：税務課職員 人員足りない → 全国から応援職員派遣 → 応援派遣職員もノウハウがない → 自治体職員も、被災者も困る

そもそも災害救助法は生存権保障だが、現在生存権が保障されているとはいえない

被災者支援に社会保障が含まれていない

基本的な社会保障と被災者支援における担い手の歴史展開。行政のみが担い手、相談援助などの対人サービスが弱い

みなし仮設…どの被災者がどこに住んでいるか、行政職員以外はわからない。NPO が 1 軒 1 軒訪ねて支援が必要な世帯・個人についてケアプラン

	を作成した（東日本大震災時） 仙台市は市民協働がうまくいった街。防災を頑張っているよりも市民協働を頑張っている町の方が災害対応はうまくいく。 数十年という短期間の間に、地震、津波、豪雨…といったいくつかの災害を経験してきたが、それでも避難所のあり方の改善が進まない現状がある。制度はたくさんできて、それが実効性のあるものになっていないということがよくわかった。特に、香川県や高松市という大災害の経験が少ない地域では、危機感が乏しく、備蓄物資を揃えることで満足している節があるのではないだろうか。災害が起こったとき、一番に逃げ遅れが危惧される高齢者、障害者、乳幼児、妊婦といった要配慮者に本当に必要な避難場所を確保することができるか、いつ起こるかわからない南海トラフを目前に、わたしたちが真剣に向き合わなければならない課題である。
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 4	領収書総額	85,000 円
使途内容	①公共施設特別講座研修会受講料 (2/6,7) ②ヤングケアラーセミナー受講料 (2/19)	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	85,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

①

領 収 証

2025 年 2 月 6 日

太田安由美 様

★ ￥60,000

但 2/6,7 公共施設特別講座

研修会受講代として

上記正に領収いたしました



地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区東2丁目2-2

大阪駅前第2ビル3階305号室

TEL 050-8385-2405

②

領 収 書

2024年12月10日

太田安由美 様

金額

￥ 25,000

但 2025年2月19日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011

東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号: T2011001095530

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2025 年 2 月 6 日～7 日
場 所	リファレンス駅東ビル（福岡市博多区博多駅東 1 丁目 16・14）
相 手 方	地方議員研究会
目的・内容・結果等	公共施設の中でも学校が特に問題になっている。 ①公共施設問題の基礎 何故公共施設が問題か？→ 人口減少、住む人の数が少ないエリアが増えてくる → 施設自体の要・不要が出てくる（残すか残さないかは住民判断） → 残した場合、一人当たりにかかるお金が高くなる 自治体の財政は人口規模で決まる 減少する財源の中で公共施設を維持するお金のウェイトが大きくなる。どこを削るか…福祉、教育、インフラ？あれもこれもはできない。 人口が減る＝1㎡に住む人の数が減る（人口密度） どこを取るかという難しい問題に議会は直面している 資本ストックの部門別内訳 ハコモノかインフラか 市町村の抱えるハコモノ（公共施設）の割合（延べ床面積）は圧倒的に学校が多い （都道府県になると、高校と特別支援学校、公営住宅が多い） 小学校の統廃合を進めるところ、進めないところの差がある（児童が一人しかいない学校） 学校は教育のためにある。ひとりしか児童がいなくても…地域から残してほしいと反対がある。国は市町村に判断を任せている。 国際的データ ハコモノ、インフラの量が日本は他の国に比べて極端に多い。→作り変えるのにお金がかかるということ。 ハコモノ、インフラの 8 割は地方自治体（1/2 都道府県、1/2 市町村）が持っている。

日本は地形が急峻→施設を作る、インフラを引くのに多くのお金がかかる。平坦な地域だと道路も建設しやすい。川が多い；橋をたくさん作らないといけない（水が豊富という利点はあるが…）
お金があれば対応できるが、財政がない中でどう判断していくのか…？

市町村における技術系職員（土木技師、建築技師）の減少
民間に流れている（民間も足りていない） 公共工事の条件が厳しくなっている

p.8 参照 公務員の数を減らしすぎで最近ようやく増やし始めたが、技術系職員は増えていない。★国は都道府県に技術系職員を雇用し、市町村に派遣するような仕組みを作っているが、やるかやらないかは、都道府県の判断。市町村で必要であれば、都道府県に要望していくことが大事。（DXも同じ。都道府県が雇用して、市町村に派遣）

労働者不足 労働力人口の不足 技能実習生の一番人気がない部門のひとつが建設

建設部門は特に不足→賃金の上昇→コスト上昇

資材高騰、金利上昇

三重の圧力でコストが上がっている。数年前の1.5倍、まだ上昇するなら、早く手を付けた方がいいのでは？

インフラ、公共施設が地方自治体の最重要課題である理由

人口減少、老朽化、財政逼迫

公共施設の削減は合理的だが、施設は住民サービスを支える基礎、暮らしを支える基盤である。P10

公共施設マネジメントの意味

①施設があればあるほど、住民の暮らしは向上する＝公共施設が減少すれば、住民生活の水準は下がる

②公共施設が多いほど、維持管理費（人件費、委託費、光熱水費等）、修繕費、改修費、更新費が増加する

・公共施設は基本的に起債で建設する（将来世代も使うため）

・一般財源＝地方税＋地方交付税

90％は起債、10％を一般財源で建てる

→起債の返済と、維持管理費が建設後に必要になってくる

★維持管理費が少なければ破産しなくてもよい…？

合理的な維持管理費かどうかを判断するのは議会

維持管理費にお金がかかるので、他の政策に振り向ける一般財源が減少する。

議員の仕事はお金の振り向け方を決めること。

2014 年～公共施設等総合管理計画（すべての市町村に策定が義務付けられた）

個別施設計画 それぞれの施設についてカルテのようなものを作る（「検討」が多い）

■高松市の事例

公共施設の種類、数、面積で保有状況を示している

産業振興施設があるのは特徴

1970 年代～80 年代に作られたハコモノが多い（約 50 年）

・将来更新経費の推計 → 更新は一般的には建て替え、高松市は長寿命化も更新としている

・修繕、改修、建て替え

補修＝その通りに元に戻すこと

改修＝グレードアップすること（＝建設と一緒に）

・法律で耐用年数が決まっているが、使えなくなるというわけではない。
（築 100 年の学校など）

・投資可能額の算出 公共施設とインフラ 過去 5 年間で建物に欠けた建設費の平均を毎年かけられる前提にしている。ただ、毎年の変動が大きいので、どこを取るかは意図的になっている

・p17 単純更新と長寿命化の比較 更新経費は単純更新よりも抑えられるが、まだ投資可能額とは乖離がある。→更新しない施設を考えていかなければならない＝統廃合など

・税収が増えることはない

自治体の老朽化した施設に着目していくことが必要

固定資産台帳（2014 年から作成することが義務付けられた）

■減価償却累計額 法定耐用年数 個別の施設ごとに作っている

有形固定資産減価償却率

減価償却累計額（多いほど古い）／建てた時の値段

→全施設にある

■財政状況資料集（総務省）

類型ごとに示している、有形固定資産減価償却率、一人当たり面積

グラフが動いているとき：改修、修繕、建て替え、複合化などをおこなっている

高松市は幼保連携型こども園の整備、児童館の閉鎖と除売却でグラフが動いている

有形固定資産減価償却率は、単に閉鎖だけだとデータは古いまま。除売却（自治体の持ち物ではなくなった時点）した時点で、率に反映される。

★これまで、建設起債は除却には適用されなかったが、来年度予算では除却にも地方交付税が対象になる。高松市の場合、国分寺児童館を除売却すべて一般会計でおこなったのもったいない→過及措置を国に申し入れることも有効。

行政は他の自治体の情報をほとんど知らない。

政務活動費で実際に他自治体の調査をして還元してほしい。

P37 マトリックス 4区分 どの自治体でも一般的
維持、更新、転用、廃止

（転用に関しては起債の半分が交付税充当される）

富田林市：評価項目が多い、重付係数

P39 ほとんど維持 行政の意図としては、もっと削りたければ重付係数を変えて操作する

→議会がチェックすることが必要

学識者の見方はバラバラ 工学系か経済学系でも異なる→資材の価格などから議論する（工学系）

北九州市：都市計画とセットになっている。（住民が住むエリア 市街化区域（インフラ整備・開発区域）、市街化調整区域（開発を抑える区域））
人口減少→人口はまばらに減る、人口密度が大きくなる、一人当たりにかかるコストが増える→立地適正化計画によって居住エリアを誘導していく

P43 床面積の削減

門司港駅の遺構出土 行政は新しい複合施設を作りたい 市民団体は世界遺産団体に交渉

古い施設がある場所ほど、問題が起こりやすい

秦野市：早くから公共施設の削減を始めた自治体

残すものを方針として定める 最優先に学校、子育て支援、庁舎

市街化区域の公共施設の土地を社会福祉法人に貸与する（高齢者にとって便利なまちづくり→市街化区域なら便利、民間事業者は安い土地を求めて郊外に施設整備をする。朝迎えに来て車で遠くに連れていく。本来であれば、便利な場所に高齢者施設があるべき）

	公共施設の在り方＝まちづくりについてしっかり考えている 小学校は自治と一体。人のつながりも強い。統廃合して無くすと人のつながりが弱まる→学校は残す判断をした 堺市：施設の統廃合はせず残す方針 そもそも、公共施設の延べ床面積が小さい。 単純建て替えは68億円の超過額。長寿命化では10億円の超過額 延べ床面積の4%を削減すれば維持できるという判断。 新潟市：さいたま市と同じようなやりかた、地域ごとの施設を地域に判断してもらうやり方 ワークショップを開催、前提は施設の複合化 施設の位置も住民が考える、お祭りをどこで開催するかも住民が考える 新潟市は15市町が合併して政令指定都市にした。合併町を大事にした→ 2016年度に財政破綻の直前までいった（施設を残すことの弊害） 浜松市：公共施設の大規模削減 20%を削減（約300施設） 施設のデータベース化 合併したことにより（12市町村が合併）、都市計画区域ではない地域が大幅に増えた 天竜区：面積広い、高齢化、人口減 2009～2015年の6年間で439施設を削減（閉鎖229、管理主体変更153、譲渡24、貸付33）データベースに基づいて一気に進める一箇別の意見聴取なし 議会として進めないといけないという結論 合併時の建設計画も破棄 財政運営も上手にやりくりできている 「浜松市中山間地域における財産の貸付けの特例に関する条例」で一定配慮もしている 公共施設削減⇒まちづくり の順番 飯田市：住民参加による公共施設・地域づくり 試算では2割削減が望ましい。ただし公表せず、住民に決めてもらう。 地域の高齢者、子どもは地域で守るという理念のもと、社会福祉法人を設立 Iターンも積極的に進める 園児数の増加 地域が主体的に立ち上がる。地域に社会福祉法人ができることで、地域の絆が強くなる。 旧県立飯田工業高校と航空宇宙産業振興 企業主導（中小企業の頑張りを）
--	---

国が言って変わるわけではない。地域住民がどうしたいかをしっかり議論できた事例。

明石市：子ども施設を集中整備

駅前のパピオス明石

お金がかかっても、子ども施設を増やしていく

大牟田市：地域包括ケアシステムの充実と空き家対策

東近江市：駅前の集中的なまちづくり

特例制度の利用、マンションと公共施設の一体化→中心市街地人口増加、高齢化率減

都城市：まんなかを発展させる

4つの百貨店すべて閉館 → 中心市街地の再配置

デパートをそのまま生かした図書館；耐震、耐重補強はした、本棚を低くする

人が回廊できる配置、まちの記憶を残した（シンボリックなもの）

まんなか広場：指定管理者に、年間200回以上のイベント開催を義務付け→デパートがあったころの賑わいを取り戻すため→中心市街地歩行者数の大幅増加

【午後】

有形固定資産減価償却率は高いからいい、低いから悪いというわけではない。

どの指標が自分の地域に最適かは議員が研究して議論すべき。

公共施設は財政との関係をみていくことも大切。

小規模校（児童がひとりでも続けるなど…）に反対しているわけではない。堺市のように全部残す例もある、浜松のように一気に削減する例もある。地域によって求められていることは異なる。

■学校統廃合は公共施設問題の本丸。

子どもの教育は国家・社会にとって最大の課題。学校は地方自治の歴史そのものであり、地域とのつながりが深い。自治体が持っている公共施設のなかでは学校が最も多く、その4割が築40年以上で改修を必要としている。子どもの数が減少し、財政逼迫が進み、一市町村一小学校一中学校等という市町村が233団体（13.3%）に上る。

このようなことから、子どもや地域の将来を見据え、様々な社会経済的要

素を考慮に入れた上で、学校施設の廃止、長寿命化、統合、複合化に関する高度な政治判断が求められる。

35000 校あるなかで、壁のモルタルが剥がれるなどの事故は年間 15000 件。

一方向だけみて「こうあるべきだ」という議論は危険。多方向から課題を見るべき。

学校施設を考える要素（国の指針、だが決めるのは各自治体！）

- ①子どもたちの多様なニーズに応じた施設機能の高機能化、多機能化
- ②避難所としての防災機能強化のあり方
- ③地域の実態に応じた学校施設の適正規模・適正配置の推進や小中一貫教育の導入
- ④地域コミュニティ拠点形成のあり方
- ⑤老朽化した学校施設の長寿命化・統合、他の公共施設との複合化（ほかの公共施設要素を入れる）・共用化
- ⑥適切な財政負担の軽減

地方創生のまとめ文書：地方創生意味なかったよね→人口減少歯止め止まらず、東京一極集中どんどん進む→予算削減か？！→石破総理大臣は地方創生を進めたい→引き続き予算が付く⇒すべては政治的判断に委ねられている！

P96

標準規模（12～18 学級）は国が定めているが、絶対に守る必要はない。

→クラス替えができる規模

公立小学校の約 4 割、公立中学校の約 5 割が標準規模を下回っている。複式学級も認められているが、文科省は推奨していない。しかし、答えはひとつではなく、地域の実情に合わせて選択されるべきである。

公立学校をどうするかは自治体の判断。国は 1957 年に「学校統合の手引」の作成、1958 年に小・中学校の学校規模（学級数）の標準を定めている。

公共サービスの規範的基準

- ①専門性…子どもたちの健全な発達を促すための科学的な知見に基づく教育が提供される
- ②基本的人権の保障…子どもたちの「教育を受ける権利」が保障されている
- ③公平性・平等性…子どもたちが平等に教育を受けることができる

④民主性…民主的な手続きと実態に則って運営される

大牟田市では総合学習の時間に認知症について学ぶ。認知症本人が子どもたちの目の前で話す機会を作る。→感想文を作文集として残す。現在は高齢者の5人にひとりが認知症。その事実を前提にしてどのようなまちづくりをしていくかを考えている。結果、地域包括ケアを真ん中に据えたまちづくりが進められている。

文部科学省「公立小学校・公立中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(2015)

多様な考えに触れる。認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせる

→私立小学校は特定な思想のもとで運営されている

・規模の適正化に関する基本的な考え方

①教育的な観点②地域コミュニティの核としての性格への配慮③地理的要因や地域事情による小規模校の存続

・適正配置（通学距離）

小学校：4 km以内、中学校：6 km以内

・適正配置（通学時間）

おおむね1時間以内

小学校は低学年、高学年、障害のある子どもなど、身体能力が大きく異なる

・学校統廃合の適否に関する合意形成

「地域とともにある学校づくり」が求められていることから、児童生徒の保護者等の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが求められる。

・地域との共同関係を生かした学校づくり

保護者や地域住民の参画により学校運営の改善に取り組む「学校運営協議会制度」を積極的に導入するなどして、地域と学校のより密接な協働関係を構築していく

・統合により生じる課題への対応

スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応

通学路の安全確保に関する対応

児童生徒にとっての環境変化への対応

・地域との関係の希薄化を防ぐ工夫

・人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

コストの最適化（p108）

	市町村で独自に定めている学校規模等の基準 定めていない：77% 学級数：13% 学校全体の児童生徒数：1%未満 各学年の児童生徒数：1% 文科省「令和5年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について」 P109～ p 114 子どもの教育にとってどの規模、どの選択が一番良いか。財政部門は教育委員会からの答申を待っている状態。財政側から強くは言えない。 p 116 小中一貫校と義務教育学校は異なる。(義務教育学校は条例、校長ひとり。小中一貫校は小学校中学校が別々。) 公立学校の年度別廃校発生数…毎年平均 450 校 廃校の活用状況 廃校プロジェクト（目的によって担当省庁が異なる） 廃校、活用用途なし 老朽化が理由として一番多いが壊していない 住民からの意向聴取…ヒアリング未実施が 50%以上 活用の用途が決まっていない廃校数が増えている ●学校にかかるお金 学校の個別施設計画の傾向 ①保有する学校施設の物理的状況 ②児童生徒数の過去から現在・将来変化の状況 ③公共施設全体の～ p.133 財政の制約ライン 上げることも可能 長寿命化だけでは収まらない：個別施設計画の見直し、人口動態を踏まえた学校規模の適正化・適正配置の検討、他の公共施設との複合化・共用化の検討、管理運営・維持管理の見直し 学校の総コストと統廃合案の考え方 一番減るのは教職員給与（職員給与は都道府県、加配は市費） 削減されたコストを課題解決へ繋げる一例例えばスクールバスの導入など 栗野市：義務教育を最優先で残す
--	--

さいたま市：住民参加によるまちづくり（新潟市が手本にした）

公立小学校の複合化事例は全国に 11,450 校

まずは財政計画から入る

複合化対象になったのが、小学校、子育て支援センター、文化財資料室、児童クラブ、地域交流室、コミュニティセンター

参加者は 25 名（公募市民 10 名、地区の市民 13 名など）

ワークショップ委託費 2014 年度 200 万円、2015 年 1,600 万円

この取組は森先生は評価していなかった：お金を削らなければならないのに、住民が求めるものが多すぎて実際には多額の費用がかかる。行政としての怠慢ではないか。ワークショップは大人数では意見がまとまらない。対象エリアには多くの人が居住しているのに、25 人がその地域の代表として意見を言うことの正当性がないのではないかと？

↓

ワークショップによって完成された複合施設案はそのまま入札にかけられる

広報や意見交換会、模型展示会で代表 25 名以外の意見も聞いた…が限界はある

しかし、市の姿勢は広がりをもせたと評価できる。

実際には行っていないが、広報などによって情報は入ってくる。委任して参加している。

市の積極的な姿勢は評価できる。

近江八幡市

桐原コミュニティセンターが子どもたちの安全を守っている（学校の入り口の手前にコミセンがある）。1 階に職員室を配置、2 階に教室を配置。1700 名を収容できるように、防災拠点としての機能を強化している。夜間・休日は体育館を地域に開放している。

瀬戸市：にじの丘学園 7 つの小中学校の統合

経緯 p156 学校間格差が大きくなっていった

開設は最初の計画から 18 年後

学校の統廃合の最大の問題は、跡地をどうするか。

学校が閉校になった後のことも、住環境を脅かさないと言質が住民は欲しい。全部住宅になる、全部スーパーになる、は荒っぽすぎる。まずは跡地にこういう施設を誘致するということを説明していく必要がある。

★多くれている自治体は、跡地活用のことを並行して考えていない。

	学校統合化・複合化の財政措置 学校建設…国庫支出金 50%（補助金）、地方債 45%（うち 50%は交付税措置）、一般財源 5%⇒国による財政負担割合：77.5% にじの丘学園の複合化による課題 p167 高知県・高知市：県市共同による図書館の建設・運営・まちづくり 2008 年のトップ会談で市が持ち掛けた 街中にある最も古い学校（生徒数激減） 2018 年に開館 P174 予算配分は合理的に。 高知県予算はマイナスシーリングにもかかわらず、オーテピア関連予算は固定化。蔵書数は西日本で一番多い ※個別の自治体で公共施設の統廃合→市町村を越えて統廃合が国の大きな方針 学校プールの民間活用も進められているが、高知市で事故が起こっている小学生が中学校のプールを使用→身長が届かず溺死 民間プール…移動時間や移動手段の確保など課題は多い ■2025 年 2 月 7 日（金）【午前中】 公共施設更新費用と財政的な視点 ―公共施設の老朽化を財政問題として捉える重要性― インフラ老朽化の課題 国は建て替えや統廃合を進めたい。民間にゆだねる手法について。 自治体財政の基本的考え方 自治体財政の基本は「歳入の見込みの範囲で歳出をおこなう」（量入制出） 一般財源＝地方税＋地方交付税 公共施設の建設費等に対する財政負担が大きくなれば、その分だけほかの行政分野に対する財政負担を抑制しなければならない。 地方債の活用も含めて、一般財源の使い方を決める必要がある。 公共施設の財政制度 更新、大規模改修は国庫支出金、地方債で対応するので一般財源からの持
--	---

ち出しが少ない。

一方、維持管理、補修段階になると…

すべてを一般財源で賄わなければならない。

※地方自治体は公共施設の建設に伴う公債費、維持管理費、補修費を負担しなければならない。→それぞれの自治体の判断。他の行政サービスを削ってでも維持管理したいかどうかの判断は議会に委ねられる。現在は自治体歳入がどんどん増える時代ではない、取捨選択をどうするか、議会の役割。

長寿命化をすればいくらかは費用は抑えられるが、それでも足りない。

霧島市…合併した都市

合併した市の方が公共施設のひとり当たりの面積が大きい

一般財源の金額は人口で決まる（人口が多いと規模は大きくなり、人口が少ないと小さくなる）→施設の維持管理は一般財源でおこなうので、同じ人口規模の自治体でも公共施設が少なければ、一般財源に占める維持管理費は少なくなる。

P191 土木インフラの維持補修・更新費が大きい。

公共施設は廃止・除却することができるが、土木インフラは削ることができない。

長寿命化も効果はあるが、集約化・複合化によって将来の維持補修・更新費、施設の運営費を抑えることが可能。→都市をコンパクトにする。

公共施設に係るすべてのコスト

- ・施設…更新・改修、維持補修
- ・管理運営…運営費、委託費 ←ここが一番大きい
- ・職員…人件費

施設が減ると、維持管理費も減る。財政的にはよくなるが、では、住民サービスがよくなるかどうかは別。住民サービスに響く影響を勘案して、統廃合か、更新かなどを考えなければならない。（財政の視点を持つておくことは大切）

立地適正化計画＝人が住むエリアを決める（都市計画区域…市街化調整区域と市街化区域：居住誘導区域・都市機能誘導区域）市街化区域の中で人口が減る＝人口密度が減る（下がる）→人口密度が下がると、行政が一人当たりにかかるコストは高くなる

例）ごみ収集…人口密度高いとすぐ集められる。人口密度低いとあちこち

走り回らないといけない

居住誘導区域に強制せずに人を集めるには…公共施設を居住誘導区域に集めるのが有効的（北九州市門司港地区がその事例）→周辺に住み続ける人はどうする？ネットワーク（交通網の整備）を整える。立地適正化計画と公共交通整備計画は一体化。⇒公共交通が便利になったら周辺部のひとは中心部には住まないという矛盾を抱えている…。

国は、一つの自治体だけではなく、周辺自治体で立地適正化を考えろと言いつけている（特に来年度から）「あらたな地域生活圏」県と市の関係性も含む

⇒進むとは思えない。合併して一つの自治体になっても進んでいない。その上に周辺自治体との一体化は難しいのではないかと？国は労働力人口の減少しか考えていない。

●公共施設の統廃合にかかる国の予算措置

P197 事業全体の90%が起債できる（充当率）、交付税措置率50%→起債の50%が後年交付税として返ってくる。⇒全体では国負担45%、自治体負担55%

→公共施設等適正管理推進事業債は過去には長寿命化は入っていなかった。メニューが増えている。来年度からは除却も対象に。

こども・子育て支援事業債 充当率90%、交付税措置率50%または30%
財政措置を勘案して、公共施設を整備していくことが大事！

使えるかどうかは自治体から国に問い合わせるべき→この繰り返しで使えるメニューは増えていく

P204

除却事業はこれまで起債のみ、来年度から交付税措置率50%されることになった。

適及適用を申し出ていく価値はある。

除却は更地にするだけで住民サービスの向上につながらないので、これまで対象外だった。

跡地利用とセットで考えるべき。

⇒除却せずに残っている場合は緩和措置適用

P205

デジタル活用推進事業債

地方債充当率90%、交付税措置率50%

■民間の利用について

公共施設の財政運営の規定要因

- ・利用者数、普遍的利用、社会的意義、財政負担

公共施設への民間手法の導入

①PFI

②包括的民間委託

③指定管理者制度

①PFI 公共主体の場合、設計・建設・維持管理をそれぞれ発注する。PFI はまとめて発注する方法なので、発注が1回で済む。性能発注、一体発注、複数年度契約、付帯事業などの特徴がある。建設費用はPFI事業者が借入金でまかなうが、毎年自治体が返済する必要がある。運営費も支払わなければならない。PFI事業は借入金の利息、利益の2点からPFIの方が高価となる。(＋自治体の監視費用)

PFIのモデルはギリスだが、イギリス会計検査院の報告書でもPFIの方が高価になることを指摘。外注サービスで上がっている(例えば空調が壊れたり更新する場合、民間は外注する。直営だと入札をかけて一番安いところが落札する)。イギリス財務省は今後の新規案件に対してはPFIを用いないことを表明した。

⇒なぜ日本ではPFIを進めるのか？自治体の不得意分野を民間に任せたい。職員が不足している。遊休施設・空間の圧用アイデアがない。運営収益による委託費の削減、など。

実際にどれくらい自治体職員の時間が削られているかを加味する必要がある。

施設の性格が大事

自治体も安くなると思ってPFIや指定管理をやっているとは思えない。職員数の減少が最大の要因では??

③指定管理者制度…自治体が指定管理者に公共施設の運営に関する協定を結んだあとは、自治体の運営者としての意識が小さくなる。指定管理者が公共施設で直接向き合うことになるため、住民の要望が自治体に伝わるのに時間がかかったり、腰部そのものが適切に伝わらなかったりする。契約を結んだら自治体の手を離れてしまっているケースが多い。経費削減の優先によるサービスの質の低下が生じたり、指定期間ごとに指定管理者が代わることでサービスに継続性や連続性が保ちにくくなる。指定管理者を公募しても、応募がないことが多くなっている。自治体の各部署が施設の性格や将来のあり方を適切に踏まえないで公募してしまう。(文化財の管

理などは安全性が第一、火災や事故が絶対に起こってはならない：儲けを
考えるような施設ではない）→指定管理から直営に戻す自治体も出てきて
いる。ここをチェックするのも議会の役割。外部委員一施設も見ないで判
断することがほとんどではないか？書類だけで判断すべきようなこと
ではない。加算や配点は施設ごとに変わるべき。本来あるべき方向からず
れることが生じる。

②包括的民間委託

文教施設が多い。一括発注なので職員の負担軽減になる。細々とした管理
業務の時間が減るので本来の職務ができる。俯瞰的なマネジメントに取り
組むことができる。民間事業者の付加サービスが期待できる。維持管理の
ばらつきがなくなる。窓口がワンストップ化される。包括的管理委託は「マ
ネジメント費」（＝中抜き）が発生する。マネジメント費があまりに高額
になる場合は包括的民間委託はやめた方がいい。職員の人件費（時間やス
トレスにかかるコスト）が削減される。

どれもやるべき、やらない方がいいというわけではない。地域の実情に沿
って判断されるべき。その可否は議会での議論や判断が必要。P219 物件
費は年々増えている（特に委託料）。

※質疑応答

指定管理者：事故が起こらなければチェック機能が働かない。最終的な責
任は行政にあるが、責任意識が薄まっている。議会で監視機能強化を指摘
すべき。

今の公共施設は、右肩上がりの時代に作られた。今までその施設が住民サ
ービスにどのように貢献してきたかを議論すべき。施設の統廃合…単に集
約化や経費削減だけではなく、市民の誇りやつながりを重視するためとい
う目的が大事（都城市のデパート跡地活用の事例がまさに該当する）。統
廃合によって新たな価値が生まれるケースは評価できる。人が集える場
所、つながれる場所作りができれば良い。公務労働の見直し。公務員を削
減しすぎた。

【午後】インフラ老朽化の課題

インフラは事故が起こると大事故につながることが多い。

建築は民間が強く、土木は自治体が担っている。（道路、下水道、ダムな
ど）

市町村の都市計画費のなかに、街路、下水道などが含まれている。

インフラの管理は圧倒的に地方自治体が多く担っている。八潮市、名古屋

市の陥没も自治体の責任になる。(軽微なものでも自治体の責任、維持管理がきちんとできていない)

インフラの維持補修・更新費は今後増大していくが、ハコモノのように除却や廃止することはほとんど不可能。(それどころかまだ新設しようとしている…)

浜松市…橋の削減もおこなったが、住民が使っている橋は除却できない。
持続可能な資産経営＝保有資産にかかる将来の改修・更新経費試算値と改修・更新の投資実績額との均衡

国交省) インフラの中でも橋りょうは特に老朽化が進んでいる

早期に修繕等の措置が必要なインフラでも橋りょうの数が多い。(割合で見ると少なく見える)

橋りょうの判定区分(健全、予防保全段階、早期措置段階、緊急措置段階)のうち、未着手の数は市町村の量が多い。管理者として対応していかなければならない。

橋りょうの更新は費用がかかる。(仮設橋を架けなければならないなど)

水道事業の老朽化

水道は下水道よりもはるかに古い。一番経費がかかるのは管路。法定耐用年数は40年。経年化率は年々上昇している。水道台帳の整備が義務付けられた(法改正によって)が、台帳整備している水道事業者は約6割。老朽化よりも管路の素材で事故が起こることがわかってきた。そうした点検をするためにも台帳整備は必須。更新計画も未策定の自治体(小規模自治体が多い)がある。軽微な損傷でも、大きな事故につながる可能性はある。水道事業の職員数は激減している。

2021年和歌山市水道橋崩落事故

市民の約4割が水道を使えない状況 完全復旧は1年半後

大阪市の水道管は日本で一番古い。年間100年以上水道管破裂事故などが発生している。

水道管更新計画を立ててコンセッション方式で募集したが、応募者が辞退。

→水道管の交換には非常に多額の経費と時間がかかる。

企業会計 独立採算(使用料でまかなうのが原則) 繰入金①基準内繰入
②基準外繰入

①基準内繰入→例えば公園の蛇口などの水は誰から使用料をとるわけでもない→国から市町村にお金が入る→企業会計に繰り入れられる

	②基準外繰入…水道料金の引き下げを埋めるための繰り入れ（政策的判断） 下水道料金の引き下げ、引き上げの場合…正当化できるかの判断が必要。普及率が低いため、一部の住民の為に税金を投入するのが妥当かどうか。 人口減少率が高い自治体や人口密度が低い自治体は料金値上げ率が高くなる傾向。 水道料金の値上げも条例改正が必要なので議会での判断が問われる。 事後保全（事故が起こってから修繕）より予防保全の方が格段に経費は安くなる。 しかし、技術系職員数が激減しているため対応ができない状況がある。国は都道府県に技術系職員採用のための予算措置をしている→市町村に派遣（するかしないかは都道府県の判断、市町村からの要望が必要）「技術職員確保計画」 総務省 HP 財政状況資料集より 5年間の推移、青が類似団体の平均推移、赤が当該自治体の推移、黒は大小のトップ 事例：富山市（全国でも先進的にコンパクトシティを進めてきた） 橋梁トリアージ 橋の健全性…長い橋の健全度が低い → 客観的状況を公開している 老朽化が進み、修繕・更新を必要とする橋が増加し、対策費用が今後急速に増加。一方で橋の維持管理に充てることができる予算は年々減少していく。 橋の重要度をA～Dに分類。A：幹線道路にかかる橋など。D：利用実態がない橋など B・CでもDになる可能性があることも明記している。C、Dがトリアージの対象 使用制限：荷重がかからないように車の通行を制限している 社会的性質×技術的性質＝措置の優先度 重要度がたかいもので健全性が低くなっているものがもっとも措置の優先度が高くなる。 事例：京都府 2つの橋を撤去してひとつを新設 事例：始良市（鹿児島県）
--	---

付替道路の新設、老朽化橋梁の撤去

事例：稲敷市

老朽化橋梁撤去、交差点改良、道路拡幅

事例：豊田市

撤去、架け替え（更新）

橋の架け替え…田辺市では住民との合意形成に時間がかかっている

公共施設とインフラの再編…国は両方推進している（国交省）

補助制度あり：道路メンテナンス事業補助制度

修繕、更新、撤去 国費補助率55%（+財政力の低い自治体には+α）

インフラも都道府県と市町村の協力が始まっている。（国は都道府県に主導権を持たせたい）

設備集約型の水道事業の経営再構築

①広域化による間接費の削減（削減効果はわずか）

②効率的な修繕・更新による経費の抑制…経年劣化での破損は1/2、素材や土壌の状態で破損を起こすことが多い。フラクタによって漏水事故を起こす水道管をはじき出すことができる。（朝来市で実施している）

③水道料金の引き上げ…民営化には慎重であるべき

④居住エリアの集約化

運搬送水の取組（浜松市、宮崎市などで実施）

国交省 地域インフラ群再生戦略マネジメント…国、都道府県、市町村が一体となって会議体を組織する（主体は市町村）

市町村の人口減少や高齢化の状況をみると、今後は都道府県の役割が大きくなってくる

長野県の契約に関する条例（雇用の確保）

品質のいいものを安く、だけでなく、地域における雇用の確保、県産品の利用、労働者の適正な賃金水準などの労働環境の整備など

一般競争入札方式＝一番安い業者（日本の会計法の原則）

総合評価落札方式＝価格以外の様々な要素をいれて最も点数の高い業者に発注をする

（主観的になるという懸念はあるが、労働者の確保のためには必要な方式。審査委員会をたびたび開かないといけないが、客観性を担保することにつながる。）→値段よりも建設労働者の確保。県内のインフラを守るため

め、維持するための方策。

インフラ：地域の人が誇りに思えるものを作ってほしい。戦前から続いているものにはメッセージ性が高い（大阪・錦橋など）

インフラと地域防災計画は密接に関係している

地方自治法改正 交付税の補助金化 IT化を進めれば公務員数半減できる が国の言い分

国のメニューを選んでいくことを進めてきたから集権化が進んでしまった。

住民自治を進めていくためには？

→住民に一番身近な市町村がまずはやる。できないところを県や国が補う（補完性の原則）財政が減ってきて、インフラも老朽化が進めば、県の関与が強くなることは仕方ない。が、市町村に寄り添うという都道府県と市町村の関係でなければならない。IT人材でも市町村から求めていくのであって、都道府県からの命令ではいけない。

県が市町村を飛び越えてやってしまうことはよくあるが、それではいけない。市町村をないがしろにすべきではない。まちづくりは市町村がベース、くらしの現場。

公共施設の統廃合をするとき、市民から反対が起こるのは当たり前。粘り強くやっていくしかない。議会的重要性もある。

国に従うのではなく、自治体が決める。住民自治の必要性。

高松市でも、ファシリティマネジメントを積極的に進めているところである。全国的には、学校施設＋公民館等文教施設の複合化や PFI の活用が展開されているが、本市では花園小学校敷地にコミュニティセンターを建設する計画が中止になった経緯がある。

地域によって、複合化が必要と判断する場合もあれば、子どもが一人になっても統合も複合化もせず、学校を残していくという判断をする場合もある。また、コンパクトシティについても、住民の意志を尊重することが大切だと感じた。行政が計画を立てることは、国に求められていることなので仕方ないとしても（それでも地方から無理がある、と声を上げることは大事）、その計画を住民に押し付けるのではなく、どうすれば持続可能なまちづくりができるか、財政面での丁寧な説明なども必要になってくると感じた。

全国の様々な事例を紐かく紹介してもらうことで、単に「良い」「悪い」では判断できない問題だと思った。

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2025 年 2 月 19 日
場 所	京都 JA ビル（京都市南区東九条山王町 1）
相 手 方	廣瀬行政研究所
目的・内容・結果等	【午前】ヤングケアラーの現状と必要な支援 伊藤嘉余子さん（大阪公立大学） ①日本におけるヤングケアラーの現状 ヤングケアラーに関する法律・制度はないが、2023 年設立の子ども家庭庁が重点施策のひとつにヤングケアラーに対する支援を掲げており、支援充実を通知している。 ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどをおこなっている 18 歳未満の子ども（児童福祉法で 18 歳未満） ケアラー連盟が紹介している「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」のうち、イギリスでは、入浴やトイレの介助は禁止されている：ヘルパーの派遣が義務付けられている。夜間の見守り（徘徊、OD、依存症など）も禁止されている：睡眠時間が保障されない→子どもが学ぶ権利がしっかり保障されている：夜間はヘルパー派遣、入院対応などが求められている。日本では家族で支え合うのが美德とされてきた面があり、夜間介護や入浴・トイレの介助をしている子どもも多い。おむつ交換を一時でもいやだなと思う自分を責めてしまう子ども、うつ状態になる 外国にルーツがある子ども、聴覚障害などで行政窓口への同行をしなければならない子どももいる。 ※ヤングケアラーは何が問題なのか？→子どもとしての権利・人権が守られていない。日本は子どもの権利条約に批准している（40 項目）が、ヤングケアラーの子どもたちが守られていないケースが散見される。 本来、ヤングケアラーはいてはいけない！ 支援ありきで議論をすべきではない。窓口を増やせば OK と言うことではない。そもそも支援の対象は子どもではなく、ケアの対象である高齢者、障害者などの支援、介護を充実させるべき。きょうだい児のケアをしてい

るヤングケアラーが多い。子育て支援のメニューは本当にニーズに合っているのか？ヤングケアラーがいなくなるための施策充実を図りながらも、現在困りごとを抱えている子どもに寄り添っていかなくてはならない。介護計画を立てる場合、中学生の子どもがいれば、介護戦力と捉えた上で支援計画を立てる場合がある。本来は、子どもは子どもの時間が守られなければならない。

情緒的ケアをしている子ども：きょうだい児の世話、不安解消のための心のケアを同時にしている。学校に行っている間に親が自殺するのではないかとという心配で不登校になる、夜間徘徊の世話で眠れず学校に遅刻してしまう。

→ヤングケアラーは非常に多様。昔からこうした子どもたちは存在した。「ヤングケアラー」という言葉が入ってきたことによって、目標や施策の内容が明確になりやすくなった。一方で、ひとりひとりのケースが一括りになってしまい、実情が見えにくくなってしまった。精神的なケアと身体的ケア、ケアの対象が高齢者かきょうだい児か、でも大きく立場が異なる。

イギリスで1980年代に「ヤングケアラー」という概念が生まれた。

日本では2020年に国によるヤングケアラー調査が行われた。中学生17人に1人、高校生24人に1人がヤングケアラー。家族などの介護を担っている15～19歳の若者は2017年時点で推計37,000人（毎日新聞社の分析）。日本のヤングケアラーの家族構成は「ひとり親と子ども」が48.6%と最多。世話にかけている時間が1日の平均で中学生が4時間、高校生が3.8時間、中には7時間以上と答えた生徒もいる。

小さな子どもほど、ケアしている自分を肯定してほしい。劣等感がある一方で自己肯定感や優越感でバランスを保っている。子どもたちの心情に寄り添いながら支援することが大切。広報の仕方も受け取り方が大きく異なるので**注意が必要**。

2019年調査で明らかになったこと

- ・「学校にあまり行けていない」31.2%
- ・「遅刻が多い」「授業に集中できない」学校へは通っているが何らかの支障がある27.4%
- ・家族の世話をしている自分＝ヤングケアラーと思っている子どもは少ない
- ・通信制、定時制に通う高校生はヤングケアラーの率が高くなる
- ・当事者を含むほとんどの中高生が「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがない
- ・知っている人の情報源は、1位「テレビなど」、2位「SNSやネット」。

3位「学校」

→教職員向けの研修が増え、SSWにつなぐケースも増えてきた

・ひとり親世帯とそのほかの世帯で、ヤングケアラーの比率が高くなっている

→要支援家族の把握、学校と行政との連携や情報共有の必要性

・家族の世話を担っている中高生は、そうでもない中高生よりも「健康状態がよくない」と回答している→健康面の支援の必要性、メンタルケアの必要性

・高校進学（中学3年生）

・世話をしている家族がいる場合、お金のこと、家庭のこと、家族のことの悩みや困りごとが多い。→相談支援体制の充実の必要性

昔からいた「ヤングケアラー」

きょうだい児・コード

きょうだいに障害があることで、自分らしい子ども時代を過ごすことができなかった。

コード：両親が聴覚障害で、子どもは聴こえる。（隔世遺伝が多い）

・家族に障害者がいるとやさしい子に育つ、というプレッシャーを感じて育つことが多い

→すべてのヤングケアラーが「問題解決」を望んでいるわけではない／気持ちを吐き出したい、誰かに聞いて欲しいというニーズも大きい（カウンセリング的なニーズ）

②ヤングケアラーの支援ニーズと施策の現状

・早期把握

→教育関係者、医療・介護・福祉の関係者、児童委員や子ども食堂などを対象に研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深めてもらう

・相談支援

→ヤングケアラーの6割「誰にも相談したことがない」

→相談したら、こんなことがある、という具体的な広報が必要

→SCやSSWの配置促進、民間の学習支援等につなぐ（気持ちを受け止めて受容・共感するのがSC、必要な支援につなぐのがSSW。）SSWの数は圧倒的に足りていない。曜日によっては学校にいないことも多いので、相談できないこともある。イギリスでは全校にSSWが配置されている。

・家事育児支援

→「世話をしている家族＝きょうだい」中学生61.8%、高校生44.3%

→例えば、きょうだいの保育園送迎で学校に遅れる場合、ファミサポが使えるが、申請は保護者がおこなわなければならない。必要としているヤングケアラーに支援が届いていない。

・介護サービスの提供

→子どもによる介護を前提とせず、在宅向けの介護サービスの提供を十分に検討するように自治体等に周知する。子育て支援をヤングケアラー世帯に充実させることも重要。

●イギリスでは、これらの支援策+子どもの休む権利（レクリエーション）の実施がある

→日本では NPO が実施しているのが現状。年に数回の「野外活動」でリフレッシュできる。

※遊ぶ権利、レクリエーションの権利が日本では浸透していない。学校の遠足や修学旅行に行けていない。普般家族のケアしている子どもが、2泊3日の修学旅行に行くとケアする人がいなくなる。「風邪をひいた」と嘘をついて修学旅行を休む子どもがいる。学校や地域のまなざしが大事。どうすれば行けるようになるか、学校だけではなく、行政全体で考えることが大事。行政既存のサービスで支える自治体もある。

ヤングケアラー支援、全国取り組み

各自治体の工夫で条例制定や、ヘルパー派遣などを実施している。

まずは実態調査を行うことが大事、全国調査とは異なる結果が見えてくる（地域特性を踏まえた上で支援施策を考えなければならない）

③ヤングケアラーへの支援や早期発見のポイント

- ・支援に対する警戒心を解き、心を開いてもらう
- ・孤立を感じさせないつながりをつくる
- ・自分で SOS を出せる力を身につけてもらう
- ・問題に対応できる知識と力を身につけてもらう
- ・家族の世話をしていることを美談にしすぎない
- ・家族のことを（こちらから）悪く言わない
- ・おとなのロールモデルとしての教員の役割

→親以外で一番接する時間が長い大人が教職員。教職員に対する研修は必須。表面の知識だけではなく、事例検討なども含めた研修が大事。

- ・自分や他の人の経験をむやみに持ち出さない

大津市きょうだい暴行死事件 兄はヤングケアラーだった

18歳で成人だから、と線引きをしないことも大事。中高生で一括りにしない。児童福祉政策は18歳までだが、切れ目のない継続的な支援が必要。

日本は OECD 加盟国の中で10代の自殺率が圧倒的に高い。自分の人生を諦めてしまう子どもがいる。子どもが人生を諦めないために、大人に何ができるのかを考えなければならない。

・子ども経験・活動の保障の視点 → 文化的資源の不足へのアプローチ（美

美術館、博物館、映画館に行ったことがない。職場体験などではなく)

- ・「会話の掘り下げ」を意図的に大切にして状況把握
- ・学校だけで抱え込まない：地域で支える仕組みをつくる
- ・急かさない。けどタイミングは逃がさない。

多様な視点からヤングケアラーを把握することが必要

- ・セルフアセスメント（子どもたちが自分のことを把握できる状況）
- ・学校や病院などでの気づき
- ・行政のネットワーク

ヤングケアラーアセスメントの流れ

- 1 本来守られるべき「子どもの権利が守られているか」

→チェックリスト参照、「虫歯が多い」は要チェック（母子保健の充実によって最近の子どもは虫歯が少ない。虫歯がある子どもは何らかの困難を抱えている場合が多い）

- 2 家族の状況はどうか

3 ヤングケアラーである子どもの状況はどうか＋子ども本人の認識や意向はどうか

⇒その子どもにあったオーダーメイドの支援が必要

「要保護児童」と「要支援児童」 児童福祉法第6条

要保護：保護者のない児童または保護者に監護させることは不適切と認められる児童

要支援：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

要保護レベル、要支援レベルは第三者でも気付ける可能性がある

「要保護児童対策地域協議会」市区町村に設置義務がある→要保護レベルでなければ登録されない。要支援レベルであれば、地域や学校での見守りが必要、とされる。

要対協の中でもアセスメントが必要、パンク状態にある。

親に精神疾患があり、不適切養育の場合→子ども家庭総合支援拠点事業、養育支援訪問事業など幅広く使える。

ポピュレーションアプローチ→要支援／要配慮家庭への支援→ハイリスク家庭への支援→親子分離

ヤングケアラー＝虐待ではないので要注意。子どもの意志の確認が大事。子どもの想いを丁寧に聞きながら、支援メニューを考えることが大事。

要対協に学校・教育委員会も入っているが、自治体によって対応はまったく違う。学校現場の教職員（学年主任や教務主任）や SSW が出席する自治体もあれば、教育委員会職員のみ出席の自治体もある。要対協を形骸化させないことが

大事。

■学校ができるヤングケアラーへの支援

・ヤングケアラー担当教員の配置（イギリスでは全校配置）

・児童・生徒が安心して話せる環境づくり：SC や SSW の全校配置（自治体が人件費を出さなすぎ、非常勤での雇用、資格取得した学生の出口（就職先）がない、雇用が安定しない、受け皿をしっかりと整えることが大事）

・家族のケアをしていることに配慮する 学びのサポート・その他のサポート

忘れ物しても大丈夫な環境（習字道具などの貸し出し、制服リサイクルなど）

・学校で安心して学べる環境をつくる

家庭、保健、福祉、医療、行政などとの連携

・ヤングケアラーを美談にしない

子どもにとって権利侵害、ネグレクトという視点／教育の権利、健康の権利、子供らしく生きる権利

市が設置した相談窓口の状況、ヘルパー派遣の状況を調査し把握すること。

その次にどのような支援が必要か。家族支援は伴走型でなければならない。

④ヤングケアラー支援：国内や海外の先駆的な取り組みの紹介

・西成区西成高校カフェを開設（NPO に委託）週 2 日、昼休みと放課後に開設。ヤングケアラーの生徒や、発達に特性を持っている生徒が来る。スタッフは全員精神保健福祉士。高校生にセルフサービスをさせない。少しの時間でも「人に何かをしてもらう」経験ができる。生徒が持って帰れる米や野菜もある。相談もできる。現在は大阪府内 14 校で開設。横浜でも開設。生徒からのニーズはある。

・イギリスの支援状況

「子どもと家族に関する法律」「ケア法」

ヤングケアラー早期発見の場としての学校の役割の重要性

教職員や SSW などが専用のアセスメントシートを使って、休みがちだったり宿題の提出が遅れたりしている生徒や児童に対して聞き取りを行い、見過ごされているヤングケアラーを減らそうとしている。また、ヤングケアラーの相談に乗る専門の職員を配置して、ヤングケアラー自らが言い出しやすい体制を取っている学校もある。

チェックリスト：学校、SSW、児童・生徒にチェックしてもらう

・民間機関が活躍している（行政だけでは追い付かない部分がある）ヤングケアラーとその家族の支援、文化的資源に触れる活動

・ CarersUK：教育、訓練、介護用品の開発にヤングケアラーが携わる、経験を取り入れる

ヤングケアラー＝支援が必要な人、と捉えずにヤングケアラーから学ぼうという姿勢がある

・地域の意思決定機関等でケアラーが発言できる場の確保（当事者の声を聞く）、PPT のまとめ、発言の要点まとめなどをサポートしている

・さいたま市の HP：ケアラー、ヤングケアラーの方が利用できる支援メニューを一覧で掲載している。

これまでは児童福祉だけで何とかしようとしてきたが、重層的な支援体制の構築が求められる。高齢者や成人の引きこもりだけではなく、ヤングケアラー支援にもしっかりと横ぐしをさしていくことが大事。当事者団体の利用も有効。

【質疑】

実態調査を行うことが大事というお話があった。H30 に議会でアンケート調査を求めるも実施せず、R3に議員の調査権を活用して市内全校（小47、中23）にアンケート調査。ヤングケアラーと思われる子どもがいると回答した学校は小4校、中11校だった。その後、市も調査に乗り出したが、対象はSSWのみだった。本来、全児童生徒にアンケートを取るべきだと思うが、どのようにアンケートを実施すればよいか、実施している自治体の事例があれば教えてほしい。

→PTA で実施するケースがある。学校や行政のアンケートは、保護者が嫌がるケースが多い。保護者から苦情が来る場合が多い。子ども子育て審議会にメンバーの公募委員などに提案してもらおう。大阪はPTA主導で貧困調査をおこなっている。

→どのような方法で現状把握をしているか確認する必要がある。

【午後】現場最前線 ～ヤングケアラー 解決への手立て～
子ども家庭庁参与、シェアリンク茨木代表 辻由紀子さん

ヤングケアラーは単体の課題ではなく、様々な課題が重なっている。国・地方自治体で「制度を守って人を守らず」本末転倒な事態が起きている。困難は年度末には終わらない、人を年度や縦割りで区切ることはいできない。職員の異動も課題。（茨木市ではキーパーソンを10年異動させていない）国・都道府県・市区町村の階層をまたいだ連携、自治体をまたいだ連携も課題。これらの課題をクリアできないと「切れ目がない」「連携」は絵に描いた餅でしかない。「制度がある」と「制度が使える」は別物。

日本が家族政策を強力に進めすぎた結果、さまざまな困難が生まれた。貧困、ヤングケアラーなど。連鎖していく。

児童虐待防止法改正（2020 年 4 月）のポイント

- ・体罰禁止の明記：暴言を聞き続けて育った子どもの脳は肥大化／萎縮している
- ・暴言が原因で問題行動を起こしても、「発達障害」とされてしまう→問題解決しない
- ・民法 822 条「懲戒権」は 2022 年に削除された
- ・児童虐待の増加の理由は心理的虐待が約 6 割、最多は面前 DV

すべての課題は人権無視が中心にある。ハラスメント DV、児童虐待、いじめ…。人は大切にされるべき存在である。

ヤングケアラー：子どもが親のカウンセラー代わりになることがある。

修学旅行費、施設費など高校無償化しても結局お金はかかる。先に支払って後で返される（償還払い）方式の自治体が多い。

日本の福祉が申請主義であることも大きな課題。ヤングケアラーの子どもが自分で申請はできない。郵便申請はもってのほか、大学の入試申し込みもすべてオンライン。

大学生の 2 人にひとりが奨学金を利用。平均借入額 310 万円。ひと月 2 万 5 千円を 20 年かけて返済する。税金社会保険料で家賃光熱費が賄えるくらいの手取りしかない。

日本…職場と寮がセット；戦後すぐから ILO に勧告され続けている→会社を辞めたとたんにホームレスになる。

ヤングケアラーの子どもに実務を教えることが大事。世帯主とは？公的書類の書き方。続柄、続柄…など。中学生までは義務教育なので自治体は情報を把握しているが、高校年齢になってトラブルを起こしても誰も気づかないケースが多い。総務省ルールでは口頭判断で本人確認ができれば住民票を置いてもいいことになっている。

「若ければ働ける」と言うが、面接に行けない（散髪できない、服がない）子もいる。行政の仕事ではない、制度では対応できない。一民間組織、柔軟に動ける住民が対応するしかない。

大阪府作成「働く前に知っておくべき 13 項目」：中学生の総合学習の時間で学ぶべき（外部講師を入れてもいい）、高校生は全員持っていてほしい。

講師の辻さんが課題だと感じていること

- ・ 本人も周囲も「定義」を知らないと社会課題が可視化されにくい
- ・ 法による保護は「世帯単位原則」のため、個人に支援が届きにくい
- ・ 当事者と行政では使う言語とツール、活動時間が違うので接点がない。SNS は必須。
- ・ 未成年は支援をしたくても親権者の同意がいる。
- ・ 書類を書けないと公的支援につながらない。
- ・ 可視化されても対応できる社会資源が乏しい。
- ・ 親の課題を解決するのに時間がかかる。
- ・ 心の安定の前に生活の安定が必要。
- ・ きょうだいがいると、年齢や法的根拠によって利用できる制度が変わる。きょうだい全員をまとめてサポートするには民間の力が必要。
- ・ 制度につなげるには役所の同行支援が必須。
- ・ 根強く残っている社会風土。「家族の支え合い」「自己責任」無言の圧力が、我慢を強いる。世間体が優先されて、相談できなくなる。
- ・ 「傾聴」「共感」はもちろん大切だが、「解決」までが必要。途中で手を離すと「どうせ無理」と諦め、相談しなくなる。
- ・ 年度替わりで職員や先生、支援者が異動する。子どもが進学をすると支援が途切れることもある。
- ・ 予算や事業は年度単位で計画を立てられるので、担当者の異動とともに支援が途切れることもある。
- ・ 全機関・全関係者が同じ方向性と思いをもって申し送りができないと「連携」ができないのに、連携ができない構造になっている。縦割りだけではなく、国・都道府県・市区町村の階層も課題。
- ・ 自治体をまたいだ連携が難しい。自治体ごとの「マイルール」が壁になることがある。
- ・ 職員数が目標数に届かない。質も課題。
- ・ 対応している間に「子ども」が「大人」になる。

▶ヤングケアラーと 8050 問題は同列、茨木市はユースプラザを 5 カ所設置（自分の住んでいる地域以外のところでもどこでも行っていい、送迎のある団体もある）

子ども食堂担当の部署は異動させていない。

ヤングケアラーの情報は教育委員会から入ってくるが、個人情報で盾に情報が子ども政策課に届かないことがあるので、異動するなら教育委員会にしてもらっている。

市民の声を政策に反映するのが市役所。市役所の政策を市民に押し付けるのが仕事ではない！とにかく現場の声をしっかり拾い上げることが大事！

子ども家庭庁設置法でこだったこと：子どもを 18 歳で区切らない！お
おむね 39 歳までをサポートできるようにした。18 歳で成人していきなり
自立できるわけがない、何も解決しない。

子どもの権利条約を守ることが一番の目的

・生きる権利 ・育つ権利 ・守られる権利 ・参加する権利

特に育つ権利（勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしなが
ら成長できること）

生野南小学校の生きる教育：校内暴力ゼロに

大阪市議会：性教育の充実を求める意見書提出！

→生命の安全教育 PT（国）法務省、文科省、内閣府、警察庁、厚労省が
参加

→生命の安全教育は全校教育になっている（外部講師招聘、保護者同意が
あれば歯止め規定を超えた話をして OK）

生命の安全教育の実施率はどうか、内容はどうか

子どもから相談ができるように教育の中に組み込んでいく（ヤングケアラーも然
り）

**課題を抱える若者向けシェアハウス（大阪府）、2021 年～開設、保障人不要
国交省に目的外使用で申請しなければならない（大阪府の事例参照）。※居
住は人権の基礎。**

居住福祉は公営住宅がやらなければならない。

公営住宅は、高度経済成長期に地方から都会に出稼ぎに来る人のために作
られた。

目的外使用は家賃が半額になる。居場所ではなく、コミュニティルーム（子
どもたちの時間、お母さんの時間、シングルの時間（死別か離別かで異なる
）、誰でも来れるオープン食事会もある）

・申請主義、郵送、保証人問題…書類の書き方問題、誰も教えてくれない
（親もわかっていない場合が多い）、同行支援をする中で教えていく

・地域清掃活動に若者が参加する

・親も身辺自立ができていないので、子どもも身辺自立ができていない。
（兵庫県が小学 5 年生に 5 泊 6 日の宿泊学習をしていた→今は 2 泊 3 日、
お風呂の入り方、ご飯の食べ方、洗濯の干し方を見ることで、家庭の状況
がよく分かった）

・西成区 ■■■さん 小さな子どもほどスマホを持っている（親がほ
ったらかしにできるから）。異年齢で遊ぶことで社会の寛容性を学ぶこと

	ができる。しっかり遊べた子どもは人生の見立てが立てられる。 ・宿題カフェ 夕方の2時間の平和を守ることから始まった…全国展開している。 様々な家庭とつながることができる。宿題が終われば大学生と遊べるので楽しみにしている。話を聞いてくれる大学生がいることで安心感を得ている。 ・家庭・人間関係を閉じない様々な価値観に触れる。「大人の期待にこたえる」ではなく「自分の心が喜ぶ」日々の小さな選択が人生を選ぶ大きな力につながる。 ・安心して「困れる」まちをめざしていく。社会と適切につながれることが大事。 午後の部は、市民の取り組みを詳細に何うことができた。行政にはできないこと、縦割りでは解決できないことがあまりにも多いと感じた。市民活動でカバーしてもらっている部分を、少しでも行政が担うことができればと思う。また、行政が市民活動にどのような課題を抱えた人たちが参加しているかを積極的に知ること、情報を共有していく姿勢が必要なのではないだろうか。委託事業にしても、予算をつけてあとはお願いします、ではなく、「公」が子どもを支える、市民を支えるという意識を持っていなければ、課題は解決しないと感じた。また、最後に根底には「労働問題」が必ずある、と言う言葉を聞いて、目の前の困りごとに対応するだけではなく、なぜそうなっているか、という本当の根本原因を突き止め、その原因をどうすれば解決していけるかという伴走支援が求められる。
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	93,000 円
使途内容	①8/23,24 全国政策研究集会参加のための交通・宿泊 パック（JR） ②11/22～24 第56回公的扶助研究全国セミナー埼玉東京 大会参加のための交通・宿泊パック（飛行 機）	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	93,000 円
備 考	日程表は別紙のとおり		

(領収書等貼付欄)

①



領収証

No.7751-240052389-001

発行日 2024年08月08日

OG番号 34284490420240823

ご氏名 高松市議会議員 太田安由美

様

¥ 30,300 -

ただし 08月23日出発 大分方面 JR・宿泊セットプラン代金として

消費税10%対象合計 30,300 円

支払金額合計: ¥30,300 -

内訳: クレジットカード ¥30,300 -

株式会社日本旅行
ICT営業推進部

本証は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

登録番号:T1010401023408

②

D50T

コンビニ支払い (PG) 払込受領証 (お客様控え)

店舗名 222858 高松松福町二丁目
発券日時 2024年08月09日 17時03分
予約番号 32669222
お客様会員番号
お客様氏名 オオタ アユミ

お支払い金額
62,700円お支払い後の返金は当店ではお受け
は、JAL eトラベルプラザへできません。お支払い内容に関して
お問い合わせください。

お支払後の返金は当店ではお受けできません。お支払内容に関しては下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先: JAL eトラベルプラザ

電話: 05031553330

受付時間: 09:00-18:00

お問い合わせや領収証のご依頼は上記までご連絡ください。この払込受領証は大切に保管してください。

収納代行会社
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂1-2-3
渋谷フクラス

申込No. 2228572536141390

日程表

発行日 2024年07月30日

予約番号	342844804
旅行番号	K24072400475
コース名	Webコレクションプラス九州〈四国発〉(3740475009)
代表者氏名	太田 安由美 様 1名
ご旅行期間	2024年08月23日(金)～2024年08月24日(土) 2日間

日程	便名/地区
01 8/23(金)	K24072400475001 大分リーガルホテル お得に始まるプラン大集合！ 売りつくしスペシャル【早期申込】30日前までがお得♪食事なし★ 【禁煙】スタンダードシングル (1室) チェックイン15:00 チェックアウト11:00 阪★高松坂出⇄大分別府 (関) 高松発→大分着 岡山09:04発→小倉10:30着 のぞみ88号 普通指定 小倉10:43発→大分12:04着 ソニック13号 普通指定
02 8/24(土)	阪★高松坂出⇄大分別府 大分発→(関) 高松着 大分12:44発→小倉14:03着 ソニック30号 普通指定 小倉14:31発→岡山15:57着 のぞみ36号 普通指定

■ご宿泊施設名

大分	大分リーガルホテル 大分市府内町1-1-29 TEL: 097-536-3000 FAX: 097-536-2001 email: oita-regal@greenhotels.co.jp URL: https://www.greenhotels.co.jp/ 標準チェックイン 15:00 標準チェックアウト 11:00
----	--

■宿泊ご利用案内

- ・ お宿にお着きになりましたら、お手持ちの赤い風船宿泊券をフロントにお出しください。
(宿泊券がない商品は日程表をご提示ください。)
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止のため、宿泊施設により館内施設の営業中止、及び食事内容を変更(バイキング形式の休止)している場合があります。
- ・ 出発日当日に参加人数が減った場合は、ホテル・旅館にて「不泊・不参加証明書」をお受けとり下さい。
旅行終了後お申し込みの下記の取扱店にて精算いたします。
- ・ ご利用いただいたホテル・旅館にて宿泊料金のみの領収書は発行できませんので予めご了承ください。
- ・ お申し込み後ご旅行をお取消または人数が減る場合必ず下記の手続きへ営業時間内にお申し出ください。
(営業時間外の場合は、宿泊施設に直接電話連絡をしてください。)

■取扱店

高松支店 TEL:087-851-4981 FAX:087-822-7380

■旅行企画・実施

(株)日本旅行

(契) 乗車票（「赤い風船JR券」）ご利用時のご案内について

- ・（契）乗車票は、券面に表示された区間又は指定された列車にご乗車される場合に限り有効です。
- ・指定された列車に乗り遅れた場合は、その日のうちに発車する同等以下の列車（例えば東海道新幹線（東京～新大阪間）では、指定列車がのぞみ号の場合は、のぞみ号、ひかり号またはこだま号、指定列車がひかり号の場合は、ひかり号またはこだま号、指定列車がこだま号の場合はこだま号）の自由席に限りご乗車になれますが、指定席と自由席の差額の払い戻しはいたしません。
（同等以下の列車に関して不明点があれば、お求めになった箇所におたずねください。）
※ただし、指定列車がひかり号、こだま号の場合で、（契）乗車票の券面に「●乗り遅れ時、のぞみ・ひかり・こだまの自由席に限り乗車可」と記載されている（契）乗車票をご利用の際に、指定された列車に乗り遅れた場合は、その日のうちに発車するのぞみ・ひかり・こだま号の自由席に限りご乗車になれます。
また、「▲指定列車以外に乗車の際は別途乗車券・特急券の購入が必要」と記載されている（契）乗車票で指定された列車に乗り遅れた場合は、指定された列車の後の列車の自由席にもご乗車いただけません。この場合は、ご乗車の列車に必要な乗車券、特急券等を別にお買い求めください。
※指定列車が全車指定席の場合、一部の列車を除き、その日のうちに発車する後続の列車にご乗車いただけますが、列車によって空席にお座りいただける場合と立席利用のみとなる場合がありますのでご注意ください。
なお、2023年度年末年始(12/28～1/4)より、繁忙期(年末年始・GW・お盆(8/9～8/18))での東海道・山陽新幹線(東京～博多間)の「のぞみ」号は全列車が全車指定席での運転となります。該当日は「のぞみ」号の自由席の設定がございませんのでご注意ください。詳しくは、お求めになられた販売店へお尋ねください。
- ・東海道・山陽・九州新幹線ご利用の際、荷物の3辺の合計が160cmを超える荷物（以下、「特大荷物」）を車内にお持込いただく場合には事前に特大荷物スペースつき座席の予約が必要です。
また、3辺の合計が250cmを超える荷物は車内へお持ち込みいただけません。自由席への特大荷物の持ち込みはできません。事前予約せずに特大荷物をお持込された場合、車内で手数料（1,000円税込）が必要となります。
また、指定した列車に乗り遅れた場合には、（契）乗車票の券面に「●乗り遅れた時、のぞみ・ひかり・こだまの自由席に限り乗車可」と記載されている（契）乗車票をご利用の場合にも特大荷物ご持参のまま自由席にご乗車はできません。ご乗車の列車に必要な特大荷物スペースつき座席指定特急券、乗車券を別にお買い求めください。
- ・途中下車はできません。但し、（契）乗車票の『乗車船用』の券面に途中下車取扱駅が記載されている場合に限り、記載された駅での途中下車ができます。途中下車駅での改札通路は係員のいる通路をご利用ください。（自動改札機はご利用いただけません。）
- ・特急・急行列車等にご乗車の際は、（契）乗車票の『乗車船用』と、当該列車の『指定席用』または『自由席用』、『グリーン用』等の（契）乗車票を同時に使用される場合に限り有効です。（契）乗車票の『乗車船用』を別にお買い求めいただいた通常の特急券等と組み合わせたり、通常の普通乗車券と指定席用等の（契）乗車票を組み合わせたりしてのご利用はできません。
- ・（契）乗車票を紛失された場合は、駅係員にお申し出のうえ、紛失された（契）乗車票と同一の内容（乗車日・区間・列車・設備等）で、別にご乗車に必要な乗車券・特急券等を再度お買い求めいただけます。その際、駅係員から新たに購入した乗車券・特急券等に再度購入した旨の証明を受けてください。（下車駅では有人改札にて再収受証明をお受けください。）
紛失された（契）乗車票が発見された場合は、新たにお買い求めいただいた乗車券・特急券等と併せて、旅行商品をお求めになった箇所にお持ちいただき、新たにお買い求めいただいた乗車券・特急券等について、JRの定める所定の手数料を差し引いて払い戻しをいたします。
なお、（契）乗車票が発見された場合は、新たにお買い求めいただいた乗車券・特急券等と同じ利用条件（同じ区間・列車・設備等）でない場合、もしくは、紛失された（契）乗車票と同じ利用条件でご利用されなかったことが確認された場合には、払い戻しができない場合や払い戻し額が上記と異なる場合がございます。
（上記の払い戻しは、乗車券・特急券等を再購入された日の翌日から起算して1年を経過しない日までとなります。）

ご注意

これは、最終旅程表(確定書面)ではございません。ご旅行には最終旅程表(確定書面)をご持参ください。

旅程表

出発地		目的地		航空会社	
東京		ハワイ		JAL	
1日目		11/22(金)		○	
【フライト】		JAL476 普通席			
高松09:50発→東京(羽田)11:00着					
(現地での移動はお客様ご負担となります。)					
【宿泊施設】		スマイルホテル川口		○	
【宿泊までご予約OK!】スマイルパリュースティブ		夕食なし			
カン (宿泊付き)		朝食なし			
◆喫煙◆シングルルーム 1部屋		朝食なし			
バス付・トイレ付					
2日目		11/23(土)		○	
【宿泊施設】		スマイルホテル川口			
【宿泊までご予約OK!】スマイルパリュースティブ		夕食なし			
カン (宿泊付き)		朝食なし			
◆喫煙◆シングルルーム 1部屋		朝食なし			
バス付・トイレ付					
3日目		11/24(日)		○	
【フライト】		JAL487 普通席			
東京(羽田)20:15発→高松21:35着					
(現地での移動はお客様ご負担となります。)					
1名様の旅行代金		62,700円			
お支払代金合計:		62,700円			

お客様情報

氏名	性別	年齢	パスポート番号	予約コード
代表者 オオタ アユミ 様	女性	44歳	1312204175760	6PSHE4

注意事項 (必ずお読みください)

フライトスケジュールの変更に伴い、便名・発着時刻などが変更となる場合がございます。

最新の国内時刻表でご確認ください。

JALグループ内のほかの運航会社・乗務員にて運航となる場合がございます。

【FDA運航】の記載がある便は、日本航空 (JAL) とフジドリームエアラインズ (FDA) のコードシェア (共同運航) 便となります。フジドリームエアラインズの機材および乗務員で運航し、機内サービス (機内販売含む) もフジドリームエアラインズの基準にて提供いたします。日本航空の乗務員は乗務いたしません。

【AMX運航】の記載がある便は、日本航空 (JAL) と天草エアライン (AMX) のコードシェア (共同運航) 便となります。天草エアラインの機材および乗務員で運航し、機内サービス (機内販売含む) も天草エアラインの基準にて提供いたします。日本航空の乗務員は乗務いたしません。同一席種の同一乗務便は、最大3区間まで出発空港でのスルーチェックインが可能です。

写真の写真や料金の写真とは一部です。時刻により内容が一部変更となる場合がございます。

宿泊プランに記載がないご要望 (喫煙ルーム・お部屋からの景観・ご利用階数など) は承っておりません。

宿泊プランに記載の「宿泊特典」は、同一のプランを連続でご利用いただいた場合のみ適用となります。

洋室をご利用の場合、家賃として1名/1室はツインルーム、ダブルルーム、セミダブルルームまたはシングルルーム、2名/1室はツインルーム、ダブルルームまたはセミダブルルームのご利用となりますが、2名1室でシングルルームを利用するプランもございます。3名以上のご利用の場合はツインとエキストラベット、ソファベット、スタッキングベット、デイベットのいずれかとなりますので、あらかじめご了承ください。

お食事について、ご利用便によっては、朝食が召し上げられない場合があります。また夕食付き宿泊施設をご利用で、お客様のご都合により宿泊施設への到着が遅くなる場合、夕食を召し上げられない場合があります。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	50,300 円
使途内容	10/12,13 日本財政学会参加のための交通・宿泊 バック	按 分 率	—
		政務活動費 支 出 額	41,800 円
備 考	12日の午前中セッションに参加のため前泊。前泊分の8,500円を除いた額を計上する。食事はついていない。		

(領収書等貼付欄)

領収書

Rakuten Travel

発行日：2024/9/4
発行1回目

太田 安由美 様

支払金額 50,300 円
ツアー料金：50,300 円

但し サービス利用代金等として

■ 内訳

クレジットカード利用金額 50,300 円

■ 課税対象

10%対象 50,300 円

課税対象外 0 円

■ 旅行内容

代表者 おおた あゆみ
予約番号 RJ42460543731197351
旅行日程 2024/10/11 ~ 2024/10/13
申込人数 1名 (大人1名/子供0名/幼児0名)
航空会社 日本航空
ホテル 後楽ガーデンホテル (2024/10/11から2泊・1部屋)

■ 利用明細

内訳 大人 50,300 円 x 1名

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社

トラベル＆モビリティ事業
〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1
楽天クリムゾンハウス
<https://travel.rakuten.co.jp/>
登録番号：T9010701020562



印刷

※印刷または携帯画面に表示し、旅行にご携行ください。

ご予約内容

予約番号 RJ42460543731197351
航空券番号 旅行参加者1 1312202402841
JAL航空券予約番号 5BD90X

※航空券番号は参加者1名につき1つ発行されます。空港での搭乗券の発券をする際に使用します。ご注意ください。

旅行参加者情報

参加者1 代表者

氏名 おおた あゆみ JALマイレージバン
ク お得意様番号 207865694
性別 女性 年齢 44歳
住所 郵便番号：760-0066
都道府県：香川県
住所： 高松市
電話番号
緊急連絡先

旅程表

旅行日程 3日間
旅行開始日：2024年10月11日（金）～ 旅行終了日：2024年10月13日（日）

2024年10月11日（金） 高松 空港発 17:10 発 ⇒ 東京（羽田） 空港着 18:30 着
（空港⇄宿泊施設間の移動については本商品に含まれておりません。お客様ご自身の負担にてご手配いただくようお願いいたします。）
※空港からホテルまでのアクセス所要時間は、お客様ご自身でご確認ください
後楽ガーデンホテル泊
・夕食 大人 ×
2024年10月12日（土） 後楽ガーデンホテル泊
・朝食 大人 ×

・昼食 大人 ×
・夕食 大人 ×

・朝食 大人 ×
・昼食 大人 ×

2024年10月13日
(日)

*** (空港⇄宿泊施設間の移動については本商品に含まれておりません。お客様ご自身の負担にてご手配いただくようお願いいたします。) ***

※ホテルから空港までのアクセス所要時間は、お客様ご自身でご確認ください
東京 (羽田) 空港発 18:25 発 ⇒ 高松 空港着 19:45 着

幼児 (布団のみ)、幼児 (食事・布団不要)、幼児 (0~2歳) には、食事は付きません

航空便

航空便情報

行き	② JAL 484便 1人 (大人: 1人) 普通席 2024年10月11日 (金) 高松空港発 17:10発 ⇒ 東京 (羽田) 空港着 18:30着
帰り	② JAL 485便 1人 (大人: 1人) 普通席 2024年10月13日 (日) 東京 (羽田) 空港発 18:25発 ⇒ 高松空港着 19:45着

■上記「JAL」はJALグループ内運航会社・乗務員での運航となります (コードシェア便を除く)。詳細は最新のJALグループ国内線時刻表でご確認ください。

■ご予約いただく便について、JALとのコードシェア便 (共同運航便) の場合があります。コードシェア便の場合は、旅程表内の便名の後に運航会社が記載されておりますので、ご確認ください。
※詳しくは ※コードシェア便について をご確認ください。

■日本トランスオーシャン航空 (JTA) の沖縄諸島発の便は、一部経由となる便がございます。

下記のJTA便は給油作業のため経由となります。(経由地到着の際は機内手荷物を持参のうえ、一旦降機していただきます。)

JTA久米島発 東京羽田行き<季節運航便> (那覇経由)

■座席指定の詳細については、こちらをご確認ください。

座席情報

便名

旅行参加者氏名	② JAL 484便	② JAL 485便
おおた あゆみ	20C	20C

宿泊

2024年10月11日 (金) ~ 2024年10月12日 (土)

宿泊施設名 後楽ガーデンホテル

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2024 年 10 月 12,13 日
場 所	日本大学経済学部（東京都千代田区神田三崎町 1-3-2）
相 手 方	日本財政学会
目的・内容 ・結果等	■10月12日（土）午前 1：高齢者が社会資本の生産性に対する影響分析 1990年代～日本の社会資本の生産性に関する研究 →問題点あり ★高齢化の生産性に与える影響 政府サービス生産者＝公務員の賃金なので除外 ・CCEMG 推定量は、各都道府県について最後の式を推定し、得られた B_i の平均を取ることで、社会資本の平均生産弾力性を算出する。 ・AMG 推定（二段階推計） 高齢化率は生産性に影響を与えることがわかった 高齢化率の上昇→教育施設の生産弾力性は低下、交通インフラの生産弾力性は逆 U 字型に反応する →高齢地位に道路の過剰投資 →高齢地域の学校あたり教員数が少ない 若者は他地域で就労→教育施設からの人的資本流出→高齢地域の瀬さんに寄与しない ●高齢化は社会資本の生産性を低下させる ●社会資本の配置の改善が必要、高齢地域における社会資本の統廃合が必要 （報告者へのコメント）

高齢化と社会資本の生産性との関係を実証的に検証

特徴：新しいパネル共和分分析手法を用いる

社会資本の地域生産効果と、高齢化と財政乗数との関係の二点は個別におこなわれてきた

海外の既存研究との関係は？

理論的な仮説は？

CCEMG と AMG：クロスセクション依存性について確認すべき

手法：部門間での異質性が差別化のポイントを確認する必要があるのでは
高齢化が進んでいる地域ほど社会資本整備が遅れる、のでは？

純資本ストック：社会資本の老朽化を考慮した

→生産的資本ストック：減耗、サービス劣化を考慮するならこちらの方がいいかも

要因数の不十分さ→財政の問題も包含した方がいい

道路→規模の不経済、道路はそのまま総延長は変わらないが、維持管理にコストは必要

==

2：健全度に基づいた地方公共団体管理橋梁の維持管理政策の評価

5年に一度の近接目視点検 義務化 2013年道路法改正

2023年度で10年（2階目の点検終了）

すべての橋梁の点検が義務化→市町村にとって大きな負担

数は多いが、重要度は相対的に低位（高速道路や国道と比較して）

橋梁の状態の「見える化」→点検結果による政策立案

・健全性の変遷 各橋梁の複数回の点検結果に基づいた分析

・健全性の自治体間の差異の分析

★点検実施・公表を通じて、修繕などへの資源配分は強まる可能性

国土交通省「道路メンテナンス年報」点検実施施設名一覧（位置、教養
年度、措置情報なし）

全国道路施設点検データベース ～損傷マップ～

・点検が2階に満たない橋梁の存在、点検が2回超の橋梁の存在

1 巡目と2巡目のクロス集計

不変：修繕未実施

悪化：経年劣化

改善：修繕などの実施後に点検 →1巡目の取り組みの後に修繕実施

要因 ・道路利用者の構造的要因、予算要因、参照情報

純粋に悪いところは修繕する、他自治体よりも悪いからやるという結果は得られなかった

・点検実施・公表を通じて、修繕などへの財政投資が高まる可能性大

（報告者へのコメント）

悪健全性を高める地理的な要因（寒冷地、海沿い？）と市町村側の要因（財源不足、人員不足、点検技術）

★市町村の行動目的は「管理橋梁全体の健全性を高めること？」「悪健全性の橋梁を減らすこと？？」

予防保全への関与度合いが高い市町村は悪化割合に

★国土交通省 道路メンテナンス事業補助制度の利用条件に個別施設計画の策定、新技術の活用、費用縮減方針（橋梁の統廃合など）があり、補助制度の活用が橋梁の健全性に得強を与えているのではないか？？

県や地方整備局が資金面のフォロー

論文では財政指標に関して、経常収支比率だけが取り上げられている

＝

B-2

1 中等教育段階における家計の進路選択と所得格差

教育の利用より、どの教育機関を選ぶか

都道府県パネルデータを使って調べる

公立高校の比率が若干下がって、私立が若干上がっているが、8：2は変わらず

所得水準が進路選択に影響を与えているという先行研究あり

高等学校就学支援金（2012～高校無償化、2014～所得水準の見直し）→私立学校進学が増えたのではないかと

（コメント）

- ・家計の所得格差の水準は公的教育、私的教育の選択に影響を与えているのか。
- ・国および自治体の高校の教育費の家計負担軽減は影響を与えているか

イントロ～最終段階まで、本論文の間が具体的な足立で提示されていない。理論モデルで示されているのかもしれないが、読めない／読まない人のためにより記述的な説明が必要ではないか。

「選択」というミクロの世帯単位的意思決定にマクロの「家計」が影響。ここの世帯が直面する「所得格差のばらつき」の変動が、個々の世帯の進学選択に与える影響をより直接的に分析できないか？

▶私立を一括りで「富裕層が行く」と決めつけるのは…？地域によっては、公立＞私立（成績）のところもあるのでは？

＝

2 東京圏中心部からの地方移住の現状と将来展望

コロナ禍後に東京市区部からの転出傾向が強まっている

2022 年 以前 千葉、埼玉→東京 以降 東京→千葉、東京、神奈川

日本を対象として「counter-urbanization」の研究は限られている

第一次産業が多い自然の豊かな地域が選ばれている傾向

高齢化率が高い地域、東京との距離が遠い地域が選ばれている傾向

東京区部から郊外への転出が増加している背景を検証する

被説明変数を純点入者数とし、説明変数として、①経済的な指標（所得、財政、失業率）、②住居環境（住宅面積）、③都市化の程度（人口密度、第一次産業比率）、④子育て環境（保育施設、児童福祉費）、高齢者福祉環境（福祉施設、高齢者福祉費）などを取り上げる。

課税対象所得は、有意に負

児童福祉費、保育関連施設数は有意に正

※6 月内閣府 地方移住に関するアンケート 移住前後の生活満足度など

〈コメント〉

2019 年から東京都市区部への純転入から純転出へへナ

・人口の一極集中一辺倒のイメージ

・近年言われている一極集中をミクロの視点で分析すると違った答えが導き出せる

転出転入マトリクスの分析、若い年齢層が多い

パネル分析の結果 所得が低いと転入が増加

以前にも東京から郊外への移住があった（転出超過） 70～90 年代、住宅取得のために転出超過 → 2019 年からの転出超過と過去の違いは??

→住宅価格のパラメーター 周辺 3 県住宅価格が高いところに社会増、4 県は住宅価格低い方に社会増、ただし子育て政策の充実しているところには同じように社会増

→子育て政策の充実にのみ重点を置くことは、若い世代の奪い合いにつながるのでは?

※この分析から得られるインプリケーション（政策提言）は、どのようなものが考えられるのか

==

3 地域住民のつながりと主観的幸福度の関係について：奄美市幸福度調査より

「地域とのつながりの認識」「経済社会状況への充足度の認識」のそれぞれの特徴別に分類し、住民増として明確にする

調査項目は、個人の属性（11 項目）、主観的幸福度（とても幸せを 10 点、とても不幸を 0 点とする 11 件法）、地域とのつながりに関する質問（31 項目・5 件法）である。

〈コメント〉

この分析をもとに、自治体の施策の優先順位をつけることができるのだろうか。因子得点の高いものを充実させるのか、低いものに力をいれるのか?

主観的幸福度は、自治体の施策・政策だけでは変わらない。

自治体職員にとって…客観的指標を目標として事業をおこなうほうが、成果を把握しやすく、働き甲斐があるのではないだろうか

サービスの過剰性が地域のつながり（住民自治）が希薄になることも考えられるのではないだろうか

※主観的データでは弱い部分がある

分類系の分析になっているため、研究がどのように政策に貢献できていくかを深掘する必要がある。

＝

シンポジウム 「人口減少化のインフラ整備・管理と財政」

・東京一極集中の是正、地方創生、地方間格差の是正、行政運営のバランス

報告者：織田澤（神戸大学大学院工学研究科）

政策・事業の評価体系とその課題

国交省 新道路プロジェクト

費用便益分析がマニュアル化、制度化から 25 年が経過

→効率の観点のみの事業評価（B/C）への偏重があるのではないだろうか

イギリス 戦略、経済評価の二本立て

日本 経済評価に重きが置かれている（戦略の視点が薄い）

費用便益 >1 が求められる

イギリス（Value for Money）

確定的な便益、エビデンス検証中の便益、便益にできない指標

日本 段階的な事業評価の過程方針

道路整備の戦略策定と事業評価との整合

インフラ整備を行うことによって GDP がどの程度成長するか

経済計量学の方法で推計

★★

報告者：佐々木（東北大学）

防災・復興と社会資本

防災のための政府支出：一定の厚生を維持するための「国民費用」

→生産力の増加には寄与しないが、災害によるマイナスを少なくするための意義がある。

災害リスク×地域の経済的価値

※防災投資と災害復旧の投資は異なる！！

災害復旧は、災害の種類を問わず破壊されたすべての社会インフラの復旧
今世紀に入ってからインフラに対する投資が少なくなり、東日本大震災以降は増加傾向

便益に結び付かない社会資本の比重はもともと小さかった

今世紀になって、財政上の理由から公共年が抑制→災害復旧、老朽化インフラ整備が増額

・自治体ごとの（市町村）復興計画とそれに基づいた公共投資は、全体として資源浪費と人口流出につながった

福田徳三：人間復興の論理

災害時にはインフラよりも、その上の経済活動が重要

今後の防災に向けた財政のあり方

→比率は伸びてはいるが（阪神でピーク、東日本でやや増）…

- ・ハード防災よりソフト防災に注力すべき
- ・グリーンインフラの活用
- ・首都機能の移転・分散

★★

報告者：林

人口減少下のインフラ整備・

「インフラを科学する」著書

社会資本＝公共資本＝インフラ

歳出増加 社会保障費はこれ以上増加しない？？現在横ばい、団塊ジュニア世代以降は減っていく

歳入 生産年齢人口の減少によって財政状況は厳しくなる
生産性の上昇の必要性（全体のパイの増加が必須）

生産関数

コブダグラス

公共資本 G が増えると全要素生産性が増加

公共資本と公共投資

限界生産が低いところから高いところへ投資を移すと全体のパイが大きくなる

インフラ整備は政令指定都市（せめて中核市）中心で進めていくべき
社会保障制度や地方交付税制度を通じて全国民が便益を享受

報告者：宮本 公共投資による経済効果
とりわけ、マクロ経済効果

- ・公共投資は短期では総需要を喚起し、長期では生産能力を高めることが期待されている
- ・公共投資が GDP や政府債務、民間投資に与える影響については議論の余地がある

☆財政乗数

景気循環局面

国債経済環境

債務水準

金融政策

労働市場構造

人口構造

財政ショック識別方法

Local Projection Method による推計

報告者：山本 公共インフラのガバナンスと財政

- ・人口減少下の国民生活と経済活動の持続可能性のため、公共インフラの整備と維持管理をどうするか？
- ・インフラの老朽化と同時に新設・気候変動も進行するなかで公共事業の財源と人材確保をどうするか？ 重点化・効率化・AI 活用で十分か？インフラのガバナンスでよいか？
- ・集約化が人の移動を促すにしても、どのように合意形成（何を新設し、維持し、廃棄するか）を図るか
- ・全体のインフラのデータ（物理的・機能的・財務的（フローとストック））

が不十分であり、EBPM 以前の問題を克服する必要あり。

・ガバナンスを機能させるためにも、上記 3 種類のデータの連携できる定義と測定と時系列整備が必須。

公共インフラのガバナンスとは??

OECD 定義

新設、維持管理などが一連で財政措置がされていない

特に修繕費、維持管理費は追いついていない

集中、都市化、生産性の向上

→ 地方や高齢者を見捨てるわけではない

将来人口は必ず減る しぼりつける必要はない 問題は社会保障

移動リスクが高い人はいる…社会保障を充実する（歳入をしっかりとる：若者が都会で働く）

防災にむけた財政のあり方 → そのもののランドデザインをどこまで考えるのか? が大事

人口減少下でのインフラ整備

日本の現状は過去とは全く違う、人口構造も違う → インフラ整備のランドデザインはおのずと変わっていくはず

大震災、防災が起こったときにどうするのか?

首都圏に集中投資したときのリスク管理どうする?

能登の問題 リスク地帯 本来住むべき場所ではない? 割り切って言わなければならない?

大都市圏と地方圏のインフラのあり方の違い

大都市圏に集中すべき? 国民所得倍增計画…

防災・減災のインフラ整備をどう考えるか?

地域構造のばらつき 公共投資 マクロで物事をとらえる

林) 政治的にどうするかは考えない。戦後の人口 50 が増える時の計画と、生産年齢人口が減る時代の政策は異なる。高齢者・社会保障はしっかり保

すべき、は主張すべき。

佐々木) 防災のグランドデザインをどうかんがえるのか。

→関東大震災(福田とくぞう)の時 東京復興都市計画 大きな道路を作った

織田澤) 戦略とは?

イギリスの戦略の位置付け

事後評価、フィードバックが必要

山本) 道路整備事業費は少ない。河川整備事業費はある。

予算編成 経済効果はないと思っているのでは?

林) EPPM に基づいて、インフラ個別事例を整備したときにどのような効果があるか

マニュアルはどうしたらいいか?を議論している

プロジェクト単位では経済効果は算定している

財政乗数は今後議論

宮本) 国交省がもっとデータを出すべき

林) 一極集中は「東京一極集中」ではない。それぞれの地方でのリスク分散をすべき

多極分散→過度に分散してしまう?

地方創生→石破の描く地方創生は市町村単位では?

どこまで集中させてどこまで分散させるべきか?

佐々木) 仙台 東北で人口唯一増えている 仙台は通り道 東北の人が仙台の大学に行って、卒業したら東京に就職する

公共資本を整備すれば解決する問題ではないのでは

**

(フロアから)

①乗数は諸外国に比べて低すぎではないのか?

→近年、日本の財政乗数は低下傾向にある

→時系列分析→2000年代に入ってから低くなっている

→国際的にみて、日本の財政乗数は決して低くはない

②いまあるインフラが老朽化している、人口が減っているから減らす、は

正しいのか。歳入がへってもインフラ維持していくお金は減らない。
 →インフラは減耗していく。限られた予算をどう使うか。
 →公共施設再配置計画と同じ問題。便益、利益をどう分配していくか。
 →機能としてどのような水準を受け入れるかを考えていく、合意形成が大事
 →インフラ企業がそれぞれ管理している→一括して管理、スマート化
 →SIP できることからやっていくしかない
 ③能登の災害、復興・復旧の話、完全に戻すと住民が外に出ている状況で無駄になってしまうのでは？
 →地方に雇用があるかどうか。若者が働ける職場があるか。農業は伸びる産業。
 →オランダは農業輸出世界第2位 日本にもできる
 →地方創生はまだまだポテンシャルがある 競争力を高める？
 →復旧と復興をどう考えるのか？
 →リスクをどこまで考えるのか、二度と災害が起こらないのであれば元通りにすべき、まだリスクがあるのなら、移住・集団移転もやむを得ない。
 →ソフトの防災…事前の備え、インフラが弱く災害リスクの高いところの強化
 →移住を考えるうえで人の生活を支えていく
 ④いつまでも同じような議論をしているのではないか…？
 ⑤CO2 削減をはじめとする環境に対する問題意識がないのではないか？
 インフラ整備時
 ⑥事前の評価、環境アセスメントが日本ではまったく不十分で、事後の問題につながっているのでは？
 →グリーンインフラ、どこまで効果があるのか
 →環境の話は公共投資の上で大事。
 →イギリスの評価では、環境の評価が入っている（生物多様性の観点も）
 →早く事業を実施したいあまり、日本では環境を軽んじてきた

10月13日（日）

■分科会 C-4 社会保障・租税政策

1 池田 亮一（鹿児島国際大学）財政再建と財源としての所得税：差別的課税と経済成長

- ・財政再建研究は甥が、経済成長に関する先行研究は少ない。
- ・賃金所得税と利子所得税（資本家の税） 二元的所得税
- ・財政再建と経済成長について、シミュレーション分析

・数式 $G = \text{政支出}$ $w = \text{賃金}$ $r = \text{利子}$

〈コメント〉

・財政再建によって経済成長が阻害されては本末転倒

・政府は、公債と税収で財源調達し、財政支出

▶無限機関の代表的家計 世代によって影響が異なる。退職後の世代は労働諸島税を支払わず、利子所得税を支払う→世代重複モデルならこれらの状況を考慮できるのでは？

→VFI ツールキット

政府支出は純粋公共財として捉えているのか？少子高齢化を考えると、政府支出の多くは高齢者盛大への移転所得かも？

▶このモデルだと所得税は比例賃金税と比例利子所得税

現実には労働所得税は累進税率表を持つため、税収弾性値は1を超える。足下の所得税収は上振れしており、革命億経済成長にともない、財政再建と経済成長の両立が可能な状況かも。

▶消費税などほかの財源調達手段との比較可能なモデルへの拡張を期待

→消費税は年金・医療・介護・子育ての目的税。

→実際は「目的税のように見えているだけ」ではないのか？（会場より）

＝

2 ペーシックインカム

すべての個人に対して

コロナ禍きっかけにセーフティネットに着目されることが多くなった

現在の政策は所得制限などがある

社会保障 少子高齢化 理想子ども数を持たない夫婦が多い 教育にお金がかかりすぎる（56.3%）

高齢化

日本の公的年金 賦課方式

昨年、異次元の少子化対策「経済支援の強化」＝児童手当の支給額拡大（所得制限の撤廃？→ベーシックインカムへつながる？）

公的年金 子どもから親世代
教育費 親から子ども世代

教育費と人的資本の蓄積

賦課方式年金

若年期に税金を受けて、壮年期に労働によって納税、高齢期は租税によって社会保障を受ける

公的年金のかわりにベーシックインカムを受ける

メインとなるものは家計
親からの教育費 人的資本の形成

労働所得 賃金率と人的資本によって決まる

労働資本と子育て助成金

児童手当と賦課方式年金の代替としてベーシックインカムを導入すると
...

消費税と所得税を財源とするベーシックインカム
出生率は向上するが、人的資本を低下させる
→ ベーシックインカムが正しいのかという結論は導かれていない。

（コメント）

ベーシックインカム：年金を取って、児童手当を上げる 比較
ベーシックインカムとこれまでのシステムとの違いをもっとはつきりさせるべき

▶ユニバーサルベーシックインカム

子どもにもベーシックインカムが支給される→親が全取りするような式はいかがなものか？子どものお金になるという考え方の方がいいのか？
→p19の式だと、子どもに支給されたベーシックインカムが子どもに使われていない可能性。厚労省調査では子ども手当が貯蓄や他のことに使われている。使途の限定は可能なので、今後研究したい。

▶出生率が上がるか、人的資本が上がるか（量か質か）

==

3 内生的退職モデルにおける公的年金の経済効果：利子所得税のケース

高齢者の労働供給を内生化した内生的退職モデルを用いて、公的年金の財源を利子所得税で調達する場合に、労働供給、資本蓄積、および社会厚生に対してどのような影響が生じるかを分析する。

公的年金の財源を利子所得税で調達するときに、資源にどのような影響が生じるか。

- ・利子所得税率の引き上げは、経済成長率を高める可能性がある

余暇比例給付 在職老齢年金制度・退職老齢年金制度

- ・小国開放経済における均衡 要素価格外生

小国開放経済の定常状態においてこの年金制度が厚生を高めることはない。

- ・閉鎖経済（定常状態）：要素価格を内生化

■小国開放経済、閉鎖経済…??

（コメント）

- ・老年世代が地震で退職時期／労働供給量を決める
- ・公的年金制度 利子所得税で賄う／自身の世代で自身の世代の年金を賄う

・小国開放経済や閉鎖経済下で、利子所得税で賄われる年金制度の導入が社会構成を改善するための条件を導出

▶内生的退職じゃなくても？

- ・利子所得税の導入→貯蓄・老年世代の労働供給の変化
- ・このロジックは内生的退職ではない場合も適用化

▶パラメーターに関して

すべての条件を満たすパラメーターの範囲はどの程度広いのか？

- ・「老年世代の労働供給 >0 」を想定

・社会構成が改善するための人口増加率に関する条件式

▶先行研究の充実

・利子所得税の分権との関係も充実させたほうがいいのではないか？

▶計算の確認

(28)の式は正しいか？

=====
D-3 公営企業・公会計

1 公営企業会計の適用が公共下水道事業の効率性に与える影響に関する分析

◎発生主義の導入は地方財政の効率化に貢献するか？

公共下水道事業の費用効率性を計測し、発生主義導入の効果を分析

公会計に発生主義を導入する動きが世界的に広がっている

発生主義導入は公的資産と公的債務の把握を容易にする

一方で、発生主義の導入はコストがかかる

会計学的な研究では、メリットが強調されるが、経済学・公共経済学では評価がわかれる

・地方公共団体

小泉内閣 「行政改革の重要方針」(2005)：政府資産、債務改革には、公会計の整備が必要

・地方公営企業

2015年「公営企業会計の推進について」(総務大臣通知)

人口3万人以上の市町村→2015～2019年に現金主義 から発生主義に移行することが義務付けられた。

法を適用して発生主義をとったほうが効率性を高める

法定用により、発生主義が導入されると費用効率性が高まる可能性が高い
全部適用と一部適用では、全部適用の方が財政的な効果が得られる

〈コメント〉

地方公営企業法適用か否かが非効率性に対して優位に影響するかどうか
が本報告のポイント

▶規模が大きすぎたり小さすぎたりすることで費用がかさむ、つまり単位費用がU字型になることは考えられないか？

→先行研究ではU字型になってなかったが、試してみる

▶未接続率が高いほど効率的、と読める結果になっている

→未接続率→接続率、の誤植

▶地方公営企業法の適用か非適用かは、資本費の会計方式の違い

本報告では費用として維持管理費が用いられており、制度上は法の適用・非適用は影響しないと考えられるが、このような推計結果になった背景は何が考えられるか。

→病院や公営事業は発生主義を用いた方が財務諸表で財政の透明性につながる、支出の抑制になる

▶他会計繰入率と非効率性の因果関係は？

→今後試してみる

▶下水道料金をどのようにかんがえればよいか？

料金が低ければ有収水量が多くなり、費用効率性は高まったように見える。

料金が高ければ有収水量が減少し、効率性が悪くなるように見える。

料金についてどのように考えるか？

→説明変数に加える？料金も踏まえた分析をやってきたい。

▷下水道事業の経営が「効率的」「非効率的」と判断する理由

雨水の処理→災害の減災につながっている、汚水の処理→衛生状況の向上

→同じ費用でより多くの汚水を処理できれば効率的。

※公債費が多ければ、償還が終われば赤字は解消するので料金を上げる必要はない

＝

2 下水道事業者の資金繰りの研究

公営企業監査シートデータを用いて、更新投資等も見据えた資金繰りの良しあしを分析するために新しい指標を考案し、独自の分析フレームワークを提示

全国の財務局で実地監査をおこなっている

債務償還能力評価

企業債債務償還可能年数

仮に「企業債債務償還可能年数」が改善しても更新投資等が十分に行われていないのであれば問題ではないか？

・将来の更新投資等の財源とするため「建設改良積立金」を積み立てている事業者はごく少数

※経費回収率では、更新投資等の財源も含めた資金繰りの良し悪しを判断しきれない。

経費回収率に加え、将来への備えを自前で賄える財政的な体力があるかどうかを判断する基準が必要ではないか？経費回収率と将来への備えの2軸で評価できないか？

利用料金の適正化、やむを得ず、大事。

〈コメント〉

厚労省→国交省に管轄変更

ウォーターPPP 検討開始

日本下水道協会 下水道使用料算定の基本的考え方

3 自治体財政の持続可能性：地方公会計指標を用いた検証

統一的な指標に基づいた自治体比較が可能になった（9指標）

コロナ禍で地方財政を取り巻く状況は改善

・債務残高の指標として、「統一的な基準」に基づく公会計指標から得られた計数を用いたケースと地方財政状況調査ベースの係数を用いたケースで概ね整合的な結果が得られた。半面、公会計指標を使う意義を問われるかもしれない。ただし、推定結果を詳細に見ると、係数の大きさや符号に一定程度の違いは生じており、複数の指標を用いて持続可能性の検証を行う意義があると考えられる。

〈コメント〉

▶モデルの非線形性の解釈について

	▶補助金の取り扱いについて 補助金（交付税、国庫支出金、県支出金）を除いた基礎的財政収支で推定した場合にどのようなになるか？ ▶利払い費の対 GDP 比のほうが基礎的財政趣旨に反応している ▶限界効果がどのような値を取るのかの情報があつた方がわかりやすい ▷持続可能性 夕張市の財政破綻は予測可能だったか？土地開発公社の債務をカウントできなかった ===== 初めて、財政学会に参加した。もっと財政にフォーカスされた議論かと思っていたが、具体的な政策の議論が多く、非常に勉強になった。 1 日目の全体会での議論と、2 日目の公営企業のところでの下水道事業の論文発表を受けて、下水道管の整備について一般質問をおこなった。学会発表の中では、使用料金の適正化（値上げ）はやむを得ない、地方自治体が責任を持って更新や耐震化をおこなうべきとの意見が多かったが、わたしは現行の使用料により事業運営をおこなうべきと主張した。また、下水道耐震化に係る補助率の引き上げ等を国に求めるよう質問した。大西市長の答弁は「下水道管施設の耐震化等に係る予算の重点配分がなされるよう、機会あるごとに、国への要望活動に取り組むとともに、全国市長会や中核市市長会を通じて、国に対し、補助率の引き上げ等を含め、必要な財政措置を講じるよう、働きかけていきたい」との前向きなものだった。学んだことがこのように国への働きかけにつながった。
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	41,300 円
使途内容	1/24～25 地方×国政策研究会及び市川房枝政治 参画フォーラム参加の多面交通・宿泊パッ ク（飛行機）	按 分 率	—
		政務活動費 支 出 額	41,300 円
備 考	詳細行程は別添付、朝食は付いていない。		
(領収書等貼付欄)			

領 収 書

発行 No.JJP0001257418

表示日: 2025年01月06日

下記、正に領収いたしました。

宛名 太田 安由美 様

金額 10%対象
¥41,300— 内消費税額 ¥3,754
※領し、航空券代・宿泊代等として(クレジットカード決済)

予約番号 JJP3AJNKM0

旅行期間 2025年01月24日 ~ 2025年01月25日

決済日 2025年01月06日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。



株式会社 リクルート

〒100-8510

東京都千代田区千代田1-6-2グランドウキョウサウスビル

登録番号: T5010001149426



利用日

摘要

食事条件

【例 1】

JAL0474 便普通席

高松 空港 07:10発 > 羽田 空港 08:25着

予約席数 1席

100

01月24日(金)

※空港からホテルまでのアクセス・所要時間は、お客さまご自身でご確認ください。

都市センターホテル（リー・ガロイヤルホテルグループ）
 【じゃらんボックススペシャル】14階以上高層階確定！東京の真ん中「赤坂」に泊まろう！【朝食なし】
 ダブルルーム☆禁煙☆17.5平米☆15歳以上◇ベッド幅140センチ

昼食0回
夕食0回
翌朝食0回

188

現地移動につきましてはお客さま負担となります
※ホテルから空港までのアクセス・所要時間は、お客さま
ご自身でご確認ください。

2日目

01月25日(土)

JALD485 便普通席

羽田 空港 18:10発 - 高松 空港 19:35着

平均席数 1席

航空便はJALグループ内の運航会社・乗務員にて運航となります。詳細運航会社のご確認は最新のJALグループ国内線時刻表にてご確認ください。

100

宿白胞膜

都市センターホテル (リーガロイヤルホテルグループ)

所在地 千102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1

連絡先 03-3265-8211

縮退プラン

【じゃらんパックスペシャル】14階以上高層階確定「東京の真ん中「赤坂」に泊まろう!」【朝食なし】

部屋タイプ

ダブルルーム☆禁煙☆17.5平米☆15階以上◇ベッド幅140センチ

宿泊目錄

2025年01月24日 から 1泊

チェックイン予約時間

17:00

チェックイン予定時間に遅れる場合は、必ず宿泊施設へご連絡ください。

代金情報

旅行代金詳細	オオタ アユミ 様 (大人)	41,300 円
旅行代金合計		41,300 円
取消規定に基づく 取消料合計		0 円
総額		41,300 円
支払内訳	利用クーポン (なし)	0 円
	利用ポイント	0 ポイント
	カード決済	41,300 円
宿泊に関する料金特記	1 宿泊 -----	

「JALじゃらんバック」では、日程表に記載する航空会社の「個人包括旅行運賃またはクラスJ個人包括旅行運賃（お申込みの時期・ご利用便の空席状況によって変動する運賃）」を利用します。
旅行代金は最終確認画面で表示された金額で確定し、予約申込み完了後に旅行代金の変動があっても、差額の返金および追徴は行いませんので、ご了承ください。

予約者情報

予約者メールアドレス	
予約者氏名	太田 安由美 様 レギュラー

旅行参加者情報

大人1 (参加代表者)		* タッチ&ゴーとは？
氏名	太田 安由美 様	
氏名カナ	オオタ アユミ 様	
住所	〒760-0066 香川県高松市	
年齢	44歳	
性別	女性	
連絡先		
航空券番号	----	
JAL予約番号	6M6HV8	
JALマイレージバンク お客様番号	表示できません	

シー

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	53,140 円
使途内容	①2/6,7公共施設特別講座参加のための交通・宿泊費（新幹線パック） ②2/19ヤングケアラーセミナー参加のための交通費	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	53,140 円
備 考	①食事は付いていない。詳細行程表は別紙。 ②日帰り 高松⇄京都新幹線往復		

(領収書等貼付欄) ①



領収証

No.7751-250002220-001
発行日 2025年01月14日
OC番号 08287061320250208

ご氏名 太田安由美 様

¥ 34,600 -

ただし 02月08日出発 博多方面 JR・宿泊セットプラン代金として

消費税10%別添合計 34,600 円

支払金額合計: ¥34,600 -
内訳: クレジットカード ¥34,600 -

株式会社日本旅行
ICT営業推進部

本証は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

登録番号: T1010401023408

②

領 収 書 太田安由美 様

Receipt
領収年月日 2025-2-17 登録番号: T1470001002014
金 額 ¥18,540 (消費税等込み) 税10%

上記金額並びに領収いたしました。

購入商品 JR乗車券類

(10582 4枚)

四国旅客鉄道株式会社

高松MN-1発行 20583-01

印鑑税申告納
付につき高松
税務署承認済

***** 受付内容 *****

◆ご予約日時 : 2024/12/07 15:18:01

◆旅行番号 : G24120700722

◆ご予約者名 : 太田 安由美 様

◆フリガナ : オオタ アユミ

◆コースコード : 3740577-009

◆旅行企画・実施 : 国内旅行事業部[8809]

◆商品名 : J Rコレクション (R) 九州 (四国発)

◆旅行形式 : 募集型企画旅行

◆出発日 : 2025/02/06

◆帰着日 : 2025/02/07

◆旅行日数 : 2 日

◆合計金額 : 34,600 円

(内訳)

34,600 円 X おとな 1 名

◆利用クーポン : なし

◆利用ポイント : 0 ポイント

◆取消条件 :

・2025/01/17 より取消料が発生します。

・お客様のご都合で出発日、プラン、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対しての取消料が適用されます。

◆JR チケット類送付先 : 駅受取

◆JR チケット受取・確定書面 (最終旅行日程表) について :

・本メールをもって、確定書面 (最終旅行日程表) の送付とさせていただきます。

・ご出発 5 日前以降に、駅発券可能メールをお送りいたします。

※お客様のご都合により受取可能期間を早めることはできませんので予めご了承ください。

・チケットの発券方法・発券可能駅等については、駅発券可能メールをご確認下さい。

◆ご宿泊券 (赤い風船バウチャー) について

当メールおよびマイページの予約内容詳細の表示をもってご宿泊券 (赤い風船バウチャー) の発行に代えさせていただきます。

チェックイン時にご宿泊券 (赤い風船バウチャー) の表示を求められる場合は当メールの宿泊行程またはマイページの宿泊行程画面をご提示ください。

<ご予約詳細>

以下ページでは、お客様の予約詳細を確認する事ができます。

<https://rsv.nta.co.jp/MyPage/member/JMP000101.aspx>

◆行程予約情報【宿泊】：予約OK

○利用日：2025/02/06

○泊数：1

○プラン名：【素泊まり】博多駅新幹線側出口（筑紫口）徒歩2分（346485035833490550921-12070130）

○施設名：TKPサンライフホテル（9116-767）

○施設電話番号：092-473-7112

○部屋タイプ：3号館【禁煙】シングルルーム小上がり バス付き トイレ付き

○食事条件：食事なし 税・サービス料込み

○利用人数：1名（おとな1名）

◆行程予約情報【交通機関】：――

○利用日：2025/02/06

○プラン名：（讃）高松発 - 博多着 乗車券（001-001）

○利用数：1名（おとな1名）

◆【往路】行程予約情報【交通機関】：予約OK

○利用日：2025/02/06

○プラン名：普通指定／岡山発（07:56） - 博多着（09:39）のぞみ 271号 （001-001）料金用

○禁煙喫煙：禁煙

○利用数：1名（おとな1名）

○座席 [表示例：○号車＝○番○席]：12＝06E

◆行程予約情報【交通機関】：――

○利用日：2025/02/07

○プラン名：博多発 - （讃）高松着 乗車券（004-001）

○利用数：1名（おとな1名）

◆【復路】行程予約情報【交通機関】：予約OK

○利用日：2025/02/07

○プラン名：普通指定／博多発（17:00） - 岡山着（18:39）のぞみ 52号 （004-001）料金用

○禁煙喫煙：禁煙

○利用数：1名（おとな1名）

○座席 [表示例：○号車＝○番○席]：12＝05E

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 1	領収書総額	551,440 円
使途内容	議会報告ニュースレター印刷代	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	273,520 円
備 考	代引き手数料を除いた金額を1/2で按分した額を計上する。		

(領収書等貼付欄)

領収書別紙に添付

- ① 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第41歩」印刷代 32,000部
(139,390円 - 代引き手数料1,100円) × 1/2 = **69,145円**
- ② 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第42歩」印刷代 34,000部
(134,930円 - 代引き手数料1,100円) × 1/2 = **66,915円**
- ③ 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第43歩」印刷代 35,000部
(138,560円 - 代引き手数料1,100円) × 1/2 = **68,730円**
- ④ 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第44歩」印刷代 35,000部
(138,560円 - 代引き手数料1,100円) × 1/2 = **68,730円**

※仕様、詳細については別紙参照

政務活動費領収書等添付用紙

【別紙】

送り状 兼代引金額領収書		発送日 お問合せ先 No. 5184-6752-4875 宛先 17
お送り先 香川県高松市 太田安由美	代引金額 (消費税込) ¥138,390	80 サイズ 100 サイズ 140 サイズ
	消費税等 ¥12,672	
ご依頼主 京都府向日市森本町野田3-1 株式会社プリントバック TEL 0120977920	上記代金を領収いたしました。 領収日 年 月 日	決済済別記 ☐ 角切用紙 ☐ 角切フリーサイズ ☐ スーパーサイズ
	※代金をお振込みください。	
品名 【印刷物】あゆみのあゆみ第43号 2500部 名 ■日誌同封 【土・日・祝を含め印刷日でも受取可】	佐川急便組合 No.0570-05-0066	税 付 印 務 に 紙 額 つ 税 承 き 申 認 下 告 済 京 納
組合事務所 佐川フィナンシャル株 京都府京都市南区1-4-10 東京支店 佐川急便 東京都港区上野池田町4-10-10		

代引金額領収書

2024年07月26日

集金代行者

佐川急便様
高松営業所
TEL 0570010091

お問合せ送り状No.
5184-7952-2455

【決済金額】
✓:現金

代引金額 (税込)
¥134,930-
内消費税: ¥12,980
上記金額を領収いたしました。

税 付 印
務 に 紙
額 つ 税
承 き 申
認 下 告
済 京 納

宛名: 太田安由美

※本領収書は領収証と兼してご利用いただけます。
※この領収書は領収証として領収するものとし、領収するものと扱います。
※商品及び代金の内容に間違いがないことを確認の上、お問合せください。
※領収書を作成したものは無効となります。
※領収書発行日: 2024年7月26日 (日) 東京府京都市南区1-4-10 佐川急便様
集金代行者: 佐川急便 (株) 京都府京都市上野池田町4-10-10

送り状 兼代引金額領収書		発送日 お問合せ先 No. 5184-7216-5724 宛先 22
お送り先 香川県高松市 太田安由美	代引金額 (消費税込) ¥138,560	80 サイズ 100 サイズ 140 サイズ
	消費税等 ¥12,596	
ご依頼主 京都府向日市森本町野田3-1 株式会社プリントバック TEL 0120977920	上記代金を領収いたしました。 領収日 年 月 日	決済済別記 ☐ 角切用紙 ☐ 角切フリーサイズ ☐ スーパーサイズ
	※代金をお振込みください。	
品名 【印刷物】あゆみのあゆみ第43号 2500部 名 ■日誌同封 【土・日・祝を含め印刷日でも受取可】	佐川急便組合 No.0570-05-0066	税 付 印 務 に 紙 額 つ 税 承 き 申 認 下 告 済 京 納
組合事務所 佐川フィナンシャル株 京都府京都市南区1-4-10 東京支店 佐川急便 東京都港区上野池田町4-10-10		

代引金額領収書

2025年01月16日

集金代行者

佐川急便様
高松営業所
TEL 0570010091

お問合せ送り状No.
5184-5826-5803

【決済金額】
✓:現金

代引金額 (税込)
¥138,560-
内消費税: ¥12,596
上記金額を領収いたしました。

税 付 印
務 に 紙
額 つ 税
承 き 申
認 下 告
済 京 納

宛名: 太田安由美

※本領収書は領収証と兼してご利用いただけます。
※この領収書は領収証として領収するものとし、領収するものと扱います。
※商品及び代金の内容に間違いがないことを確認の上、お問合せください。
※領収書を作成したものは無効となります。
※領収書発行日: 2025年01月16日 (日) 東京府京都市南区1-4-10 佐川急便様
集金代行者: 佐川急便 (株) 京都府京都市上野池田町4-10-10

領取書

2024年4月8日

太田安由美 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社プリントノック

T 617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-835-6880

お支払条件 代金引換(後払い)

納品場所 二指定場所

但請求金額 139,390円（税込）

納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC38080654	品名：あゆみのあゆみ第41歩 A3 / 両面4色 / 上質紙70 / 32,000部 / 加工1：十字割り 加工2： 代引き手数料	1	138,290	138,290 1,100
合 計				139,390

特記事項

運送会社様が発行されます領収書(送り状)が正式な領収書となります。

こちらの領収書が精算等に二使用いただけますかどうかは、お客様自身であらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

領収書

2024年7月26日

太田安由美 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック

T 617-0003

京都府向日市森本町野田354

TEL 0120-977-920

FAX 075-835-6890

お支払条件 代金引換(後払い)

納品場所 二指定場所

御請求金額 134,930円 (税込)

納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC39428145	品名：あゆみのあゆみ 第42巻 A3 / 両面4色 / 上質紙70 / 34,000部 / 加工1：十字折り 加工2： 代引き手数料	1	133.830	133.830 1,100
合 計				134.930

特記事項

運送会社様が発行されます領収書(送り状)が正式な領収書となります。

こちらの領収書が精算等にご使用いただけますかどうかは、お客様ご自身であらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

領取書

2024年10月06日

太田安由美 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントバック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件	代金引換(後払い)	納品場所	ご指定場所
-------	-----------	------	-------

御請求金額 138,560円(税込) 納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC40290278	品名：あゆみのあゆみ第43歩 A3 / 両面4色 / 上質紙70 / 35,000部 / 加工1：十字折り 加工2： 代引き手数料	1	137,460	137,460 1,100
合 計				138,560

特記事項

運送会社様が発行されます領収書(送り状)が正式な領収書となります。
こちらの領収書が精算等にご使用いただけますかどうかは、お客様ご自身であらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

領收書

2025年1月16日

太田安由美 様

平瀬は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくご願い申し上げます。

株式会社プリントバッグ

617-0003

京都府京都市森本町野田3-4

TEL 0120-977-820

FAX 075-935-8890

お支払条件 代金引換(後払い)

納品場所 二指定場所

御請求金額 138,560円 (税込)

納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数 量	単 価	金 額
PAC41582466	品名：あゆみのあゆみ第44歩 A3 / 両面4色 / 上質紙70 / 35,000部 / 加工1：十字折り 加工2： 代引き手数料	1	137,460	137,460 1,100
合 計				138,560

特記事項

運送会社様が発行されます領収書(送り状)が正式な領収書となります。
こちらの領収書が精算室にご使用いただけますかどうかは、お客様ご自身であらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

あゆみのあゆみ

編集・発行：太田あゆみ

〒760-0068 高松市松島町2丁目4-12



087-839-2835

(議員控室)



080-6398-4607



mm_ayumitai@outlook.jp

第41歩

誰かの政治から
わたしたちの政治へ

2024年度当初予算

過去最大の高松市予算 ～でも問題の多い使いみち～

3月定例会では、新年度の予算が賛成多数で可決されました。前年度より30億円増え、予算規模は2年連続で過去最高となりました。

太田は、このような予算は市民感覚からかけ離れていると考え、反対の意思表示をしました。多くの地方議会では、当初予算については賛成討論がありますが、高松市議会ではありません。なぜ、賛成なのか知りたくても、知るすべがありません。

旧高松テルサ管理運営費のうち

2,084万9千円



2019年度、高松市が穴吹学園に年額約5,000万円を減額して約1,500万円で旧高松テルサの建物を貸し付け始めたことを覚えていませんか？

当時、大幅値引きの根拠となったのは、本体建物内部の改修・補修の費用が約2億3千万円必要だと見積もったことです。この金額を貸付期間更新までの5年間で分割すると年額約4,600万円になり、穴吹学園の負担も大きいことから、減額貸し付けは妥当と監査委員の意見まで出されています。

しかし、穴吹学園が建物内部の改修・補修にかけた費用はこの5年間で約4,300万円、年額では860万円。当初見積もっていた年額約4,600万円とはあまりにも大きな差があります。

最初の契約から5年が経ち、契約の見直しがおこなわれました。貸付料は穴吹学園が満額約7,200万円を支払う代わりに、改修・補修費用は全面的に高松市が負担するというもの。老朽化している設備もあり、今後高松市側の負担が大幅に増える可能性が高いです。

これまでも、今後も、あまりにも穴吹学園側に肩入れした契約です。これまで約2億5千万円の減額をおこなっている上に今後の改修を市が負担する必要はなく、維持管理・改修・補修は穴吹学園側が負担すべきと考えます。

子どものシビックスライド醸成事業費

256万8千円

シビックプライドとは、最近議会でもよく使われる言葉で、「地域への誇りと愛着」という意味です。

自分の住む町の歴史や文化を知ることが様々な発見があり、無駄になることはありません。しかし、行政が子どもに対して「誇り」「愛着」といったことを押し付けるのは、一歩間違えると内心の自由を制限することにもなりかねません。例えばこの街で親から虐待を受けた子どもが、この街を好きになれるのでしょうか。いじめを受けた子どもは、この街から離れたいと思わないのでしょうか。私たちが取り組むべきは、子どもたちが虐待やいじめで苦しむことのない高松市をつくること。

誰もが安心して暮らせる、命や生活を守るまちづくりを進めていけば、わざわざシビックプライドの醸成という言葉を使う必要はないのではないのでしょうか。

介護保険事業特別会計ノ

高松市介護保険条例の一部改正

介護保険料は、自治体によって設定が異なり、条例で決まります。2024年度は、給付や負担の見直しがおこなわれました。

高松市の介護保険料は制度開始からの25年で標準額が2倍以上になっています(年額39,200円→79,600円)が、年金生活者が受け取る年金額はほとんど横ばいです。

今回、低所得層の介護保険料が少し減額になったことは評価できますが、所得320万円以上の人の介護保険料が増額になることには反対です。

高松市に比べて、丸亀市の介護保険標準額は年額で17,800円も安く、普通寺市はもっと低額です。高松市も、給付費準備基金をもっと活用するなどして介護保険料全体の引き下げをおこなうべきです。

▶他にはマイナンバーカード交付事務費 1億1,718万4千円、丸亀町商店街再開発事業費のうち 1,558万7千円、商店街共同施設事業補助金 5,000万円、ウォークパルシティ推進事業のうち 9,510万円、東京事務所運営事業費 2,107万7千円、高松城跡整備事業費のうち 400万円、高速鉄道調査費 431万5千円、議会費のうち 1,747万8,500円、競輪事業特別会計などに反対しました

PFAS(有機フッ素化合物)ってなに？

読み方は
ピーファス
です

PFASってどんなもの？

PFASとは、1万種を超える有機フッ素化合物の総称です。自然界で分解しにくく、水などに蓄積するほか、一部は人への慢性毒性、発がん性も確認されており、国際条約では廃絶や使用を制限しています。

国内でも2021年までに法令で製造と輸入を原則禁止しています。甲状腺疾患や妊娠高血圧症といった健康被害のほか、母体を通して胎児が吸収すると低体重児になるなどの深刻な影響も明らかになっています。

身近なものに使われてきた！

PFASのうち「PFOS」と「PFOA」は水や油をはじき、熱に対し安定的な特性があることから、わたしたちの身のまわりにある様々な製品に使われてきました。

- ✓ スキーやスノーボードに使用するワックス
- ✓ 炊飯器やフライパンのフッ素加工剤
- ✓ 靴や衣類の撥水加工剤
- ✓ 消火器に含まる泡消火剤
- ✓ ピザやハンバーガーなどの包装紙
- ✓ 半導体の表面処理剤

東京都多摩地域では井戸水から高濃度のPFASが検出されていますが、これは米軍横田基地から漏れだした泡消火剤が原因とされています。

日本の水質基準は甘くて心配

EU（欧州連合）ではPFAS全体の「使用と製造の禁止」を求める規制案が2023年に提案され、2025年の発効に向けて議論が深められています。

日本政府は、地下水や川など環境中の水と水道水は、PFOSとPFOAの合計で1リットルあたり50ナノグラムを法的な拘束力のない一時的な目標としています。

アメリカは独自に法的拘束力のある厳しい規制値を設けている州もありますが、2023年3月、連邦政府として初めて、飲料水の法的規制値の案を公表しました。PFOSとPFOAはそれぞれ1リットルあたり4ナノグラムという厳しい基準です。合わせても8ナノグラムですから、日本はこれより6倍以上甘い基準です。

- Q ①高松市の、2024年度の水質調査実施予定は？
②PFAS等の化学物質から飲み水を守るためにどのような取組がおこなわれているのか
- A ①新年度から県、県水道事業団、市の三者で河川などの水質調査をおこなう。
②香川県広域水道企業団で、PFOSやPFOAを始め182項目の水質検査をおこなっている。

農業用水に使用されるため池の水質調査も丁寧に実施すべきと再質問しました。

能登半島地震を教訓に、高松市の防災計画等の見直しを！

元日に発生した能登半島地震は、地理的条件、閉庁日、高齢化…自然災害に対する多くの課題をわたしたちに突き付けました。高松市の防災対策を充実させ、高齢者や障害者が避難を諦めないために、行政はどうあるべきなのか、質問しました。

個別避難計画、更新できていますか？

高齢者や障害者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、どのような配慮が必要かなど、あらかじめ確認して書いたものを「個別避難計画」といいます。

作成した計画は、対象者本人の同意を得たうえで、支援者と平時から共有し、災害発生時の円滑な避難の実現につないでいきます。

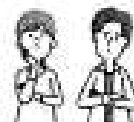
高松市では、2月現在の計画策定率は62.9%。事業開始から2年が経過し、状況が変化（支援者の転居や死去など）しても更新されていない場合があります。

能登半島地震では、震度5以上を観測した17自治体のうち、8自治体が個別避難計画を活用できなかったと答えています。



- Q 障害者や高齢者が避難を諦めないため、課題に対して、今後どのように取り組むのか。
- A 「地域福祉ネットワーク会議交流会」等で計画策定に関してサポートをしている。今年度から、個別避難計画の避難支援者が災害時に少しでも安心して活動できるように、損害保険の加入にかかる経費を市が負担することとした。
- Q 避難所における、テントや段ボールベッドなどの備蓄計画を見直す考えはあるか？
- A 高松市では指定避難所となる131カ所の小中学校やコミセンに緊急物資を備蓄、総合センターなど8カ所に補充・補充用の物資を備蓄している。能登半島地震に関する検証をふまえ、テントや段ボールベッドなど品目や数量を検討し、備蓄計画を見直す。

福祉避難所については、「協定社会福祉避難所体制整備にかかる連絡会」で意見を聞き、昨年度「開設運営に関するマニュアル」を作成。今後はこのマニュアルを基に避難訓練を実施するなど、要配慮者が安心して避難できる体制整備に取り組むとしています。



		自民党	市民フォ	公明党	同志会	共産党	五條	茂木	太田
可決	若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○
否決	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	×	○	×	×	○	×	○	○
否決	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書	×	○	×	×	○	×	○	○
否決	国において医療費助成制度の早期創設を求める意見書	×	○	×	×	○	×	○	○
否決	政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書	×	○	×	×	○	×	○	○
否決	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書	×	○	×	×	○	×	○	○
否決	パレスチナ自治区ガザにおける武力紛争の即時停止と人道支援について日本政府の一層の外交努力を求める意見書	×	○	×	×	○	×	○	○

以前から指摘しているように、高松市議会では、ほとんどの意見書が否決になります。

今回、市民フォーラム21が提出した選択議定書の批准を求める意見書、共産党議員団・茂木議員・太田が共同提案した6つの意見書は、賛成少数で否決となりました。

否決された意見書については、「国も対策をしているから、直ちに意見書を出す必要はない」との意見が出されました。

しかし、公明党議員会から提出された若者の薬物過剰接種についても、厚生労働省の「医薬品の販売制度に関する検討会」において実態と課題が議論されたり、かぜ薬などの医薬品について、20歳未満には複数販売するのを禁止するなど、乱用を防ぐための販売制度の議論が進んでおり、他の意見書の反対理由から考えれば、なぜこの意見書だけ賛成なのか疑問が残ります。提出者で判断しているのだとしたら、「市民の声を聞く」議会からは大きくかけ離れていると思います。

陳情

高松港の「特定利用港湾」指定合意に反対！

“防衛力強化”を目的に、自衛隊や海上保安庁が平時から訓練に利用する「特定利用港湾」の候補地に、香川県管理の高松港が挙がっている、と報道されたのは昨年11月末のこと。しかし、知事が定例記者会見で明らかにする1カ月前の10月23日に国から説明があったことがわかっています。

陳情が審査された総務常任委員会では、「災害時に自衛隊が迅速に対応してくれる」という意見が相次ぎましたが、迅速な対応は特定利用港湾に指定されているか否かで決められるものではありません。

2023年度の自衛隊統合演習（実動演習）は、前回より規模が大きく拡大し、これまでの実動演習ではなかった「民間空港・港湾」が利用されました。高松港を国際人道法で守られない「軍事目標」に変えてしまうことを許してはいけなく考えます。

自民党会派分裂、再編！ 議会運営はどうなる？



3月26日、自由民主党議員会から離脱した4期以下の議員15人と保守系会派・新政同志会の議員4人が合流し、19人が所属する会派「自由民主党清新会」の結成届が提出されました。

「専制的で市民感覚とかけ離れた会派運営に終止符を打ち、高松市議会のアップデートに取り組む」とコメントを出していますが、これまでわたしたち少数会派の意見に耳を傾けようとしなかった議員が、どのように変わっていくのでしょうか。

本会議で積極的に賛成・反対討論をおこなう、費用弁償（議会出席手当）は廃止にする、海外視察も廃止にする、提出者で意見書の可否を判断しない、議員を「先生」と呼ばない、といった当たり前の市民感覚を大切にできる会派になることを願っています。

4月3日には現職市議が逮捕（自民党会派を除名）。今後の議会運営に更に厳しい目を向けてください。



みんなとあゆみのおしゃべり会

6月9日(日) 10:00～12:00

会場：太田あゆみ政策事務所



高松市議会 2024年5月臨時会

5月中旬(予定)



高松市議会 2024年6月定例会

6月中旬～(予定)

※傍聴時の託児サービスオンライン予約はこちらから ↑



市民派改革ネット・第37回議会報告会



昼の部 7月14日(日) 13:30～ 仏生山交流センター 会議室 11(南)

夜の部 7月17日(水) 18:30～ 瓦町 FLAG 8階 市民活動センター 会議室

日々の活動のこぼれ

「新たな挑戦！」 作・絵：太田あゆみ



■ 報酬の使途を公開します

1月

議員報酬	608,000円
源泉所得税	42,290円
県市民税	46,400円
国民年金	16,470円
国民健康保険	128,300円
議員活動費	159,108円
みんなと未来へあゆみ募へ	30,000円
あゆみのあゆみ印刷代	152,580円
太田生活費・その他活動費	62,852円

2月

議員報酬	608,000円
源泉所得税	42,290円
県市民税	46,400円
国民年金	16,470円
国民健康保険	128,300円
議員活動費	49,425円
みんなと未来へあゆみ募へ	30,000円
太田生活費・その他活動費	295,115円

3月

議員報酬	608,000円
源泉所得税	42,290円
県市民税	46,400円
国民年金	16,470円
議員活動費	50,383円
みんなと未来へあゆみ募へ	30,000円
太田生活費・その他活動費	422,457円

●費用弁償(議会出席手当、1日あたり3,000円)は受け取りを拒否しています。

●国民健康保険は7月～2月に納付します。

●2023年度の政務活動費は571,053円を使わせていただきました。

高松市議会議員の政務活動費は全額収書がHPで公開されています。チェックしてみてください。

■ご意見・ご感想はこちらから→ mm_ayumitai@outlook.jp

ひとりでも多くの市民のみなさまに議会や市政の情報をお届けするために、勝手ながらポスト投函させていただいています。また、手配りで配布させていただいていますので、お手元にタイムリーにお届けできない場合があります。ご了承ください。

【1月】

1日 市民派改革ネット元日街宣 / 5日 市民派改革ネット兵庫町街宣 / 8日 市民派改革ネット議会報告会(昼の部) / 9日 市民派改革ネット田町街宣 / 10日 市民派改革ネット議会報告会(夜の部) / 11日 平和憲法をいかに香川県民の会街宣(瓦町)、フラワーデモ / 19日 経済環境調査会 / 23,25,31日「あゆみのあゆみ」街頭・街頭配布(瓦町駅、片原町駅、高松駅、田町、兵庫町、片原町フェリー通り) / 27日 男女共同参画セミナー / 29,30日 自治体議員政策セミナー(東京)

【2月】

5日 議会運営委員会(傍聴) / 7日 地方×国政策研究会★ / 13日 災害弱者安心ネットワーク高松例会 / 14日 香川県市議会議員会研修会 / 16日 発意に関する申入れ / 20日 高松市議会 ICTプロジェクトチーム会議 / 23日 永野三智さん講演会「水俣病から見えてくるもの」 / 26日 高松第一中学校卓球部 市長・議長表敬同行 / 28日 議会運営委員会(傍聴)

【3月】

3日 みんなとあゆみのおしゃべり会 / 4～25日 高松市議会 3月定例会 / 6日 佐藤弁護士訪問★ / 10日 松島地区健康ウォーキング(スタッフ) / 15日 高松第一小学校卒業式(来賓) / 25日 三豊市山下市長訪問★ / 26日 梶倉彫刻展訪問★ / 30日 フラワーデモ講演会「終わらない戦力」

※末尾に★のあるものはオンライン参加、☆はインターン生との活動です

太田あゆみ(高松市議会議員3期目)

1980年 高松市生まれ・43歳
松島小学校、光洋中学校卒業
1999年 大手前高校高等学校卒業
2003年 大谷大学文学部卒業
2015年 高松市議会議員選挙初当選
2023年 高松市議会議員3期目当選
2024年 香川大学大学院創発科学研究科入学

2011年の東日本大震災と原発事故がきっかけで政治や社会問題に関心を持つようになる。元ヤンキーアラー、元シングルマザー当事者として、議会積極的に発言。

www.ayumitai.com/

@ayumi_step

@ota_ayumi.tkmt

www.facebook.com/ayumi.ota

あゆみのあゆみ

編集・発行：太田あゆみ

〒760-0068 高松市松島町 2 丁目 4-12

☎ 087-839-2835 (議員控室) 📠 080-6398-4607 ✉ mm_ayumitai@outlook.jp

第 42 歩

誰かの政治から
わたしたちの政治へ



言いたいことも言えない、今の高松市議会じゃ…

議案質疑も半分、討論も半分に時間制限!!市民の声は届くの?



6 月定例会から、代表質問、議案質疑、討論の時間が短縮されました。少数会派や無所属議員が入ることができない「議会運営委員会」で決められ、事務の効率化や議事の円滑化のため、としています。

特に重要な質疑は、これまで 30 分が目安でしたが、15 分と半分の時間制限となりました。議案の審査は、議会の最も重要な役割です。市民の皆さんからの意見や聞きたいこと、声が届きにくい高松市議会へ突き進んでいるのではないのでしょうか。

討論は、議会の最終日、採決の前に議案に対する自分の賛成／反対の意見を表明して、まだ賛否の意思を決めていない議員を自分の意見に賛同させるためにおこないます。

「わたしもギリギリまで賛成か反対を迷って、他の議員の討論を聞いて態度を決めることがあります。

なんと、この討論まで、30 分目安だったものが 15 分に制限されてしまいました。わたしは、6 月定例会では、最初書いた原稿から、かなりの分量を削りました。市民の皆さんにもわかりやすく賛成／反対の理由を述べる場にもなっているのに、言いたいことが言えない今の高松市議会は大いに問題です。

代表質問、一般質問、質疑…どう違う?

代表質問（高松市議会では 3 人以上の会派しかできない）は、会派を代表し、市政の運営方針や主要課題など、政策レベルでの問題点や将来に対する方針などについて質問するものです。

一般質問は、各議員の調査・研究、自身の考え方をもとに、行政に対して政策などを質問するものです。

質疑は、提出された議案について、議案の提出者（主に市長）に対して、議案の内容や提案の理由などについて疑問点や不明な点を尋ねることです。質疑の段階で議案の目的や内容を十分理解し、賛成か反対かを決めるため、特に重要な段階です。



すべての議員にかかわることは
平等に議論できる場が必要!

そもそも、今回の発言時間制限は、「議会運営委員会」で決められています。少数会派や無所属の議員が所属できない場ですべての議員にかかわることを決めてしまうこと自体問題と考えます。

そこで、少数会派や無所属議員も委員になることができる【議会改革特別委員会】設置を 4 人の議員で提案しました。

ところが、自民党清新会、市民フォーラム 21、公明党議員会は反対討論をして反対、自民党議員会も反対で否決されてしまいました。

一方で持ち時間が増えた会派も

これまで一律 50 分が目安だった代表質問は…

会派名	人数	時間	
自民党清新会	19 人	60 分	+10 分
市民フォーラム 21	7 人	40 分	-10 分
公明党議員会	5 人	35 分	-15 分
自民党議員会	3 人	30 分	-20 分

と、自民党清新会のみ発言時間が増え、他の会派は短縮となりました。

今回の一連の発言時間変更について、香川県地方自治研究センターの三野理事長は、NHK の取材に対し、「多様な意見を反映できなくなる可能性があり、議会の機能を減退させてしまうことにもつながる」と懸念を示しています。

高松市議会の議会改革度ランキング

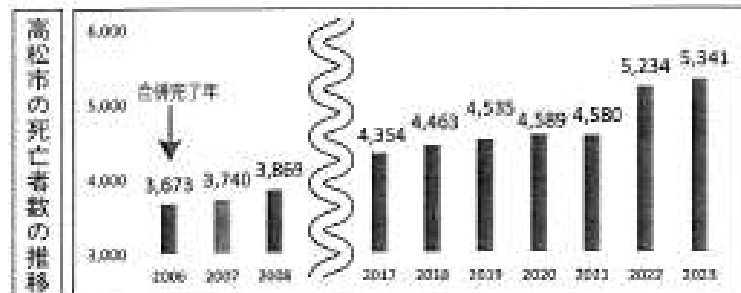
2022 年度 178 位 → 2023 年度 639 位

この現実と、どう向き合っていくのでしょうか?

（早稲田大学
マニファスト研究所
議会改革調査部会）

一般質問

多死社会にどう対応する？



高松市でも、死亡者数は年々増加しており、死後に引き取り手のいないご遺体や、無縁遺骨が急増しています。生活福祉課と長寿福祉課は、それぞれの判断で、高松市にご遺体の連絡があった後、約1週間で親族調査をして火葬しますが、共通の内規がないまま対応しています。

高松市における引き取り手のいないご遺体の火葬・保管状況

		2019	2020	2021	2022	2023
生活福祉課	火葬件数	74	74	85	99	83
	保管件数	50	65	75	84	76
長寿福祉課	火葬件数	18	23	28	34	47
	保管件数	10	9	14	23	33

表のとおり、この5年間だけでも、400柱以上の遺骨の行き先がなく、市民やすらぎ課の倉庫を借りて保管され、無縁遺骨は増える一方です。

「無縁遺骨」の保管期間は法的規定がなく、各自治体がバラバラの対応でしたが、ようやく厚生労働省が初の実態調査を始めました。

高松市の教育は子どもに寄り添っているか

高松市立学校で2021年～22年に起きたいじめ重大事態について、学校から教育委員会や市長への発生報告がいじめの発覚から1年後、保護者からの「重大事態として取り上げて欲しい」という申し立てから2～6カ月後だったことが新聞報道で明らかに。

解説

いじめ重大事態とは？

いじめが原因で児童の生命や心身などに重大な被害が生じたり、年間30日以上欠席を余儀なくされたりしている疑いがある事案

いじめ防止対策推進法（2013年）成立後、高松市でのいじめ重大事態の申立件数と、認定件数、いじめを原因とした転校（指定校変更）の件数は？

市町村単位の公表はしていないので、答えることはできない。
→県教育委員会に確認：2022度、県内で7件の認定

今回の事案について、いじめ発生から市長への報告までに数カ月を要した理由は？

詳細については、個別の事案に関することなので、答えることはできない。

高松市では、市営墓地の老朽化による維持修繕業務や墓じまいのための改葬許可申請などの業務が急増している市民やすらぎ課の予算や体制を、社会情勢に合わせて充実に努めると市長が答弁しました。

ようやく市営の合葬式墓地が実現へ！

これまで、市営墓地の無縁墓や地元管理墓地などの管理者不明の膨大なお墓が顕在化していることを議会で指摘してきました。市民へのニーズ調査でも、すでにある納骨堂や、合葬式のお墓、散骨ができる所を望む声が多いことが明らかになっています。

※合葬式墓地…個人や家族単位で墓石を建てる従来のお墓とは違い、複数の焼骨を合同で埋蔵するお墓。

危険なお墓から順に「無縁改葬」を進めていく必要があるが、その遺骨の埋葬場所としても合葬式墓地が不可欠ではないのか？

合葬式墓地の利用申込みは増加傾向だが、現在の合葬式墓地内での納骨壇の増設には限りがあり、今後新規の受入れが困難になる。新たな合葬式墓地も含め、市営墓地の在り方を検討したい。

今年～来年にかけて、合葬式墓地の新しい形が決まることとなります。土に埋葬する合葬墓、樹木型の合葬墓など、皆さんの希望をぜひ高松市に伝えてください。

文部科学省のガイドラインには、重大事態の疑いがある時点で市長へ速やかに報告するよう求め、速やかな対応が行われない場合、法に反する、と明記されています。

また、被害児童生徒や保護者の意向を確認した上で、いじめ重大事態の第三者委員会報告書は「特段の支障がなければ公表することが望ましい」「調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を公開しない場合、学校が事実関係を隠蔽しているなど外部からの不信を招く可能性がある」と指摘しています。

第三者委員会の調査報告を非公開としている理由と今後、第三者委員会の調査報告書を公開する考えは？

高松市いじめ問題調査委員会条例にて定められており、調査委員会の会議は原則、公開しないことになっている。また、第三者委員会の調査報告を公開するかどうかについては、事案の内容や重大性、被害児童生徒及び保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し判断することとしている。

なぜ教育委員会や市長への報告がここまで遅くなったかは解明されないまま、ほぼゼロ回答の答弁となりました。また、このような大きな事態にもかかわらず議会への説明もなく、新聞報道で知ることにも疑問を感じざるを得ません。高松市や教育委員会にはもっと子どもや保護者に寄り添った対応を求めます。



まずは消防団の課題把握を！

消防団消防活動費
330万円

実際の消防団員が登場する動画を作成し、団員の増加につなげるための費用。

330万円の使い方が適当かどうかは、消防団員の現状を知る必要があります。建設消防常任委員会で、直近5年間の消防団の状況を確認したところ…

年度	2019	2020	2021	2022	2023
入団者数	62	28	29	38	55
退団者数	62	45	117	82	58



退団者が入団者を大きく上回っていることが明らかになりました。消防団員の定数は条例で1710名と決められていますが、今年4月現在の団員数は1331名。

消防団は、地域防災に必要不可欠な存在です。だからこそ、優先順位を誤ってはいけません。動画を作って本当に団員が増えるのでしょうか。消防局は退団理由をきちんと把握しておらず、まずは今の消防団に何が足りていないのか、何が課題でなぜ退団者が多いかを分析することが最優先だと考えます。

みんなで考えよう！
議員の視察のあり方
これでいいの？



高松市議会では「会派視察」「委員会視察」「海外視察」が毎年予算で計上されています。このうち、会派視察と委員会視察の予算は議員ひとり10万円。

6月定例会では、公明党議員会と自民党議員会の会派視察が議題となり、賛成多数で可決されました。わたしは、予算の中に日当や夕食代を含む宿泊料があり、飲酒を伴う食事が税金で支出されることの問題、単独会派だけの視察では多角的な問題提起ができないのではないかと、会派全員で行く必要性が乏しい、等を討論で指摘して、反対しました。

食卓料については廃止している地方議会も多く、有志の議員で廃止を検討するよう申入れをおこないました。今後の議論にもご注目ください！

私は、定例会前に開催している「おしゃべり会」で市民の皆さんと予算や質問の内容を共有して、意見交換できることがとても貴重な機会になっています。

会派視察については、これまで、飲酒を伴う食費が支出されていた問題に無自覚でした。（私自身、委員会視察で飲食をしたことを悔いています。）高松市議会では、政務活動費を使って勉強会などに参加するときは、食費は計上できないことになっています。仮に、宿泊代に朝食代込みとなっている場合は千円を差し引いた額しか認められませんが、会派や委員会の視察では日当・食卓料が認められているのは、どう考えても観望の要素が強すぎます。

これから見直しが進むことを望みますが、やはり、皆さんが公金の使い方に対して関心を持っていただくことが何より大切だと思います。

私も引き続き、しっかり情報発信をしていきます。

観光プロモーションの費用対効果は？

観光プロモーション
1,950万円

高松市が昨年度実施した観光プロモーション事業で、動画再生アプリに流れて来た

ただでカウントされる「広告表示回数」や、最初の数秒見ただけでカウントされる「再生回数」が多かったことを理由に、知名度が高まったとしています。

しかし、高松の良いところを「#意外とすごいぞ高松」をつけて投稿すると、抽選で賞品が当たるというキャンペーンへの応募は全国で264件。この事業費約1600万円に対する効果があったと言えるでしょうか。

今年度は、Z世代をターゲットにして観光プロモーションを展開するとしていますが、多額の公金を投入することには賛成できません。

あなたの個人情報危険！

保育所等のDX化
8,283万1千円

保育所等にはタブレットを導入し、保護者にはアプリをダウンロードしてもら

うことで、保育業務の効率化や保護者の利便性が向上するとしていますが、大手企業が提供する保育アプリの利用規約には「子どもと保護者の個人情報から発生するデータを詳細に収集・利用する」ことが明記されています。保育に関する個人情報はアレルギー、病歴など重大なものが多く含まれます。

アプリのインストール時に利用規約をすべて読む人はわずか5.5%という調査結果もあり、個人情報保護の観点から、この予算には反対しました。

【公明党議員会】 反対：太田、茂木議員

◆7月10日～12日 5名

◆兵庫県小野市、姫路市、西宮市、広島県尾道市

小野市の脳科学と教育、姫路市のフォーカブル推進計画、西宮市のコミュニティ交通及び、どうぞベンチ、尾道市の港を生かしたまちづくりについての調査

【自民党議員会】 反対：太田、共産党、茂木議員

◆8月6日～8日 3名

◆沖縄県沖縄市、沖縄県北谷町ほか

沖縄アリーナを生かした地域活性化への取組、北谷町の美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジによる魅力あるウォーターフロントのまちづくり、瀬長島ウミカジテラスによる観光誘客などの調査

ひとり会派の議員となって一年が経ちました。今回の6月定例会は、発言時間制限や会派視察、時事的課題に対する一般質問、突如として報告された塩江道の駅エリア一体整備の約二年の遅れと費用増額…山盛りの内容となりました。

私は、定例会前に開催している「おしゃべり会」で市民の皆さんと予算や質問の内容を共有して、意見交換できることがとても貴重な機会になっています。

会派視察については、これまで、飲酒を伴う食費が支出されていた問題に無自覚でした。（私自身、委員会視察で

飲食をしたことを悔いています。）高松市議会では、政務活動費を使って勉強会などに参加するときは、食費は計上

できないことになっています。仮に、宿泊代に朝食代込みとな

っている場合は千円を差し引いた額しか認められませんが、

会派や委員会の視察では日当・食卓料が認められて

いるのは、どう考えても観望の要素が強すぎます。



みんなとあゆみのおしゃべり会

9月1日(日) 18:00～20:00

会場：太田あゆみ政策事務所



高松市議会 2024年9月定例会

9月上旬～(予定)

※傍聴時の託児サービスオンライン予約はこちら→



市民派改革ネット・第38回議会報告会

夜の部 10月18日(金) 18:30～

瓦町 FLAG 8階 市民活動センター会議室

昼の部 10月20日(日) 13:30～

生涯学習センター まなび CAN 小研修室



日々のはなび

「年 相 応」

作・絵：太田あゆみ

ひとりあそび
ゆっくり歩こう。すっかり良くなりましたが
自分に合った方法で
体力をつけようと
心に誓いました。体力の衰えを感じて
張り切っ
ランニングを始めました。イテテテ…
マイクまで遠い…定例会も
痛みをこらえて
なんとか乗り越えました。

見事、きつくり腰に。



二日後…

■ 報酬の使途を公開します

4月

議員報酬	608,000円
源泉所得税	42,290円
県市民税	46,400円
国民年金	16,920円
議員活動費	138,467円
あゆみのあゆみ印刷代	139,390円
太田生活費・その他活動費	224,533円

5月

議員報酬	608,000円
源泉所得税	42,290円
県市民税	46,400円
国民年金	16,920円
議員活動費	37,382円
みんなと未来へあゆみ隊へ	50,000円
太田生活費・その他活動費	415,008円

6月

議員報酬	608,000円
国民年金	16,920円
議員活動費	49,808円
みんなと未来へあゆみ隊へ	50,000円
太田生活費・その他活動費	491,272円

[4月]

7日 市民派改革ネット議会報告会(昼の部) /
9日 市議会広報研修会 / 10日 「あゆみのあゆみ」高松製薬駅・兵庫町配布・街頭、高松第一中学校入学式、市民派改革ネット議会報告会(夜の部) / 11日 市議選補選に関して高松市議会として対応を求める申入れ、高松第一小学校入学式 / 17,18日 「あゆみのあゆみ第41歩」瓦町駅、片原町駅配布 / 25日 議会運営委員会(傍聴)、市職員海外派遣報告会 / 26,27日 西予市議会議員選挙応援

[5月]

3日 平和憲法を生かす香川県民の会記念講演、ピースウォーク / 9日 少教派議員への言論弾圧に強く抗議する申入れ / 10日 議会運営委員会(傍聴) / 13日 クール・アース・アクション申入れ / 15日 高松市議会臨時議会 / 16日 第45回地方×国政策研究会★ / 17日 最前線視察(高知県安芸市) / 19日 災害弱者安心ネットワーク2024年度総会 / 28日 高松市議会コンプライアンス研修会

[6月]

9日 みんなとあゆみのおしゃべり会 / 13～17日 高松市議会6月定例会 / 13日 平和憲法を生かす香川県民の会朝日館 / 28日 香川県へ住民監査請求(東議会改選活動費)

※末尾に★のあるものはオンライン参加です

太田あゆみ(高松市議会議員3期目)

1980年 高松市生まれ・43歳
松島小学校、光洋中学校卒業
1999年 大手前高松高等学校卒業
2003年 大谷大学文学部卒業
2015年 高松市議会議員選挙初当選
2023年 高松市議会議員3期目当選
2024年 香川大学大学院創発科学研究科入学

2011年の東日本大震災と原発事故がきっかけで、政治や社会問題に関心を持つようになる。元ヤングケアラー、元シングルマザー当事者として、議会に積極的に発言。社会人大学院生として地方財政を学んでいる。

●費用弁償(議会出席手当、1日あたり3,000円)は受け取りを拒否しています。

●国民健康保険は7月～2月に納付します。

●6月期の期末手当は1,240,320円(うち源泉所得税210,236円)でした。

■ ご意見・ご感想はこちらから→ mm_ayumitai@outlook.jp

ひとりでも多くの市民のみなさまに議会や市政の情報をお届けするために、勝手ながらポスト投函させていただいています。また、手配りで配布させていただいていますので、お手元にタイムリーにお届けできない場合があります。ご了承ください。

www.ayumirai.com/

@ayumi_step

@ota_ayumi.tkmt

www.facebook.com/ayumi.ota

あゆみのあゆみ

編集・発行：太田あゆみ

〒760-0068 高松市松島町2丁目4-12

☎ 087-839-2835 080-6398-4607 ✉ mm_ayumitai@outlook.jp
(議員控室)

第43歩

誰かの政治から
わたしたちの政治へ

改めて 公費をつかった議員の視察について考えよう

令和6年度高松市議会海外行政視察

- (1) 派遣目的 インバウンド観光振興のより一層の推進に向け誘客を中心とした現地調査のため、「JNTOバンコク」「JNTOハノイ」を訪問することに加え、「JETROバンコク」の訪問や外国人技能実習制度におけるベトナムでの教育訓練・就業環境について現地に各種施策の情報収集・調査を行い、本市行政運営に資するため。
- (2) 派遣場所 タイ、ベトナム
- (3) 派遣期間 令和7年1月19日から25日まで
- (4) 派遣議員 香川 洋二 北谷 偉邦 辻 正彦
小松 由美 大浦 真由美 松原 秀樹
妻直 匡登 崎山 美幸 平禮 俊也

(9月24日 議会提出資料より)

9月定例会では、5年前に行ったばかりのベトナム・タイへの視察を含むすべての議員視察が認められました。

ベトナム人技能実習生の約80%が母国で借金をして日本にきています(法務省調査)。多額の借金をして来日するにもかかわらず、現在、日本における技能実習生の失踪で最も多いのがベトナム人実習生です。

ベトナムで送り出す側の現状を知る、と強調していましたが、まずは国内、市内の管理団体や受入企業について調査し、改善して、実習生の人権を守ることが最優先事項です。

Q なぜ、9名もの議員が行く必要があるのか？

A 市議会議員それぞれが持つ価値観は多様で、バックボーンも異なるので同じものを見聞きしたとしても感じ方はそれぞれ異なる。多くの議員が世界の情勢・状況を知り市政のあり方を検討することが重要。

わたしの質疑に対する答弁は、派遣議員を代表して香川議員がおこないました。9名で約390万円を使った海外視察、その必要性がわかりません。390万円あれば、長期休暇中の放課後児童クラブを1教室増やすことができます。

Q これまで実施した海外視察が高松市の施策にどのように影響を与えたのか？

A 外国人観光客を受け入れる土壌を生み育て、コロナ禍後のいち早い国際線の再開などの経済活性化や、オランダにおける自転車道の整備やカナダ・バンクーバーのウォーターフロントの活性化の取組などが本市施策に生かされている。



問題は国内の視察にも

会派視察の旅費などは、交通費や宿泊費のほかに、食費に使える日当などが前払いで支給されます。

- 宿泊費 14,800円(a) / 日
(定額) 13,300円(b) / 日
a=東京23区内 b=23区以外
- 日当 3,000円(定額) / 日
- 交通費往復実費(23区内の移動を除く)
- 食卓料 3,000円(ケースによって)



まとめて先払い
↓
ここからの飲食費
支出は自己負担!!
公金でしょ!!

2日間の視察の場合、日当3,000円×2日=6,000円のうち旅費雑費に使われない数千円と、東京23区内の8,000円のホテルに宿泊すれば定額支給との差額6,800円の合計1万円前後を自由に使えます。前払いのため、1万円ほどの公金が飲酒や食費に使えてしまうことは問題です。

国会では旅費法が改正!

来年度から施行される改正旅費法では、国家公務員の国内出張の宿泊料が定額から実費に変わります。また、食卓料は廃止、日当も見直しとなっています。

東京都豊島区議会では、全国の地方議会に先駆けて、議員の視察に関して「旅費雑費・食卓料の廃止」「宿泊料の定額支給を実費支給に改正」を実現しています。

高松市議会でも徹底した議論を!

このような、市民から疑念を持たれかねない議員の公金の使い方については早急な見直し議論が必要です。委員会視察でも同様の旅費規程のため、わたしは日当と宿泊費のうち食卓料相当分の受取拒否の申入れをおこないましたが、議会としての改善が求められます。

「子育てするなら高松市」実現してる？

大西市長が議場で「子育てするなら高松市」と発言して8年の月日が流れました。この間、わたしも公立保育所における使用済みオムツの持ち帰り是正、保育園の入園要件を「就労」に一本化、完全給食の実施など、議会質問を通して実現にこぎつけた施策がいくつもあります。

今の高松市は、「子育てするなら高松市」になっているのでしょうか。子育て中の方からは、制度が使いにくい、こんなサービスがあったらいいのになという声が多く寄せられており、9月定例会ではその声を届けました。

Q 現在、病児保育は第2子で3歳までの子ども及び小学校に通い始めるまでの3人目以降の子どもについては本市の補助により無料で利用できる。しかし、ひとり親の第1子の実費負担で経済的に大変。病児保育の無料対象を拡充してはどうか？

A 生活困窮世帯にとっては負担が大きく利用控えにつながっていることが懸念される。さらなる子育て支援策として、生活困窮世帯を対象とした病児保育利用料の減免について検討する。



Q 保護者と赤ちゃんに絵本1冊を含む「ブックスタート・パック」を手渡す事業に加えて、3歳児でも絵本を手渡す「セカンドブック」事業を始めてはどうか？

A 子どもの読書活動推進のため、中央図書館のリニューアルオープン後に、セカンドブック事業も視野に、より効果的な取組を検討する。



Q 市内のタクシー会社に、子育てタクシー協会への加盟を働きかけては？妊婦や子育て世帯がタクシーを利用する際の補助制度を作っては？

A コロナ禍やドライバー不足、子育てタクシーを運行するには養成講座の受講も必要でタクシー会社にとって負担になるから、働きかけはおこなわない。補助制度も財源が必要になるから考えていない。

子育てタクシー：子育てタクシードライバー養成講座課程を修了したドライバーが専門に業務している。香川県内で子育てタクシーを運行しているタクシー会社は県内に2事業所のみ。

・高松市子ども・子育て支援会議においても「異次元の」支援策を求める意見が相次いでおり、「子育てするなら高松市」を中身の伴ったものにするためにも、子育て支援施策の拡充を引き続き求めていきます。

菊池寛通りの整備、待ったなし

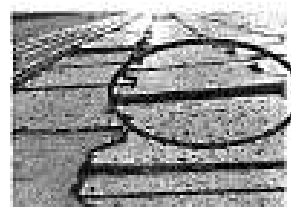
高松市がこれから進めようとしている、中央公園の再整備。その中央公園と瓦町駅を結ぶメインストリートが菊池寛通りです。

高松市はサンポート周辺の整備には積極的ですが、琴電の1日の乗降客数1位の瓦町駅から中央公園までの整備はおざなりになってはいないでしょうか？

歩道が凸凹で傾き、街路樹がない？！

今の菊池寛通りの歩道はブロック敷きの工法で整備されています。しかし、この舗装工法では年月とともに表面のブロックが沈んだり、逆に浮き上がることがあります。

写真①のようにブロックが浮き上がり、障害者や高齢者、ベビーカーがつまづいてしまうことがあります。また、菊池寛通り東端の北側歩道には、写真②のように街路樹がなく、日陰や安全確保のための街路樹植栽が必要ではないでしょうか。路面の左右の傾きも基準どおりに水平化すべきです。



←写真①

→写真②
植栽はあ
るが街
路樹が
ない



陳情

皆さんは、「パブリックコメント」を出したことがありますか？政策や計画を作る途中で、事前にその案を市民の皆さんに公表し、それに対して意見や課題、問題点、情報などを集め、住民の声を考慮して政策等を決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度です。

市の要綱ではパブリックコメントの募集期間は30日以上とされていますが、実際には20日前後で締め切られています。意見に対する回答も「ご理解ください」と、突き放すようなものが多く見られます。西宮市では、パブリックコメント後、修正した計画をHP上で公表し、市民の参画・協働の意識が根付いています。このようなパブリックコメント制度の見直し改善を求める陳情が出されましたが、残念ながら反対多数で不採択となりました。

8,000 万円が水の泡?! 塩江道の駅エリア整備

高松市は利用者が減っている道の駅「しおのえ」周辺エリアの再整備を 2021 年度から進めています。今年 6 月には、地盤の掘削工事に想定以上の時間がかかったほか、国道 193 号から道の駅につながる新たな橋の入札が 2 回にわたり不調に終わったことで、観光施設と医療施設の着工が約 2 年遅れ、開業も 2028 年度以降にずれ込むことが明らかになったばかりです。

9 月定例会中に開かれた特別委員会で、事業費が当初予定していた 47.5 億円から 1.72 倍の 81.9 億円になることが示されました。全国的に建築資材や人件費が高騰していますが、今回の大きな増額要因は、観光施設の「建築構造の特異性」。長屋の一体空間にすることで通常より太い柱が必要、一面ガラス張りとしたことによるガラス資材高騰の影響、高い防火性能が必要…などの理由です。

こうしたことから、高松市は、事業費を圧縮するため PFI 方式（設計から施工管理までを一括で民間事業者が発注する）を導入できるかを調査し、民間参画が見込めない場合は再び基本設計からやり直すこととなります。

いずれにせよ、これまでの基本・実施設計は見直しとなり、すでに支出済みの 8,000 万円の設計費用は水の泡となります。



市民課の窓口業務の一部を引き続き民間委託へ

来年度から 3 年間の市民課窓口業務の一部民間委託の経費 1 億 6,550 万 4 千円と今年度中に準備するための 616 万円の予算が可決されました。

地方自治体の窓口業務は、住民が自治体行政と直接に関わる場であり、憲法や法令に基づいて住民の基本的な権利を保障する業務です。また、住民の個人情報を適正に管理する、地方自治体の根幹に関わる仕事です。

このようなことから、わたしは窓口業務は正規職員が直接担うことが必要だと考えます。

また、来年度からの委託費は前回より 3,800 万円以上の増額、市が繰り返してきた「民間ノウハウの導入によるサービスの向上」の検証も示されていません。

公立高校タブレット、 公費負担の継続を!

意見書

日本の公的な支出の中で教育費が占める割合は 8 %で、OECD に加盟する 36 か国で 3 番目に低いという情けない実態です。この結果に OECD は「日本は公的な支出の中で教育費が占める割合が低く、若者が減っていくからこそ、教育の質を高め社会を支える人材を育てる必要がある」と指摘しています。

香川県立高校 29 校のうち、26 校では授業で使うタブレット端末を 2022 年度から公費で準備し、生徒に無料で貸与してきました。しかし、県教育委員会は 2025 年度の新入学生から、全校のタブレットを保護者負担による購入にすると方針転換しました。

公費負担の継続を求める意見書が審査された教育民生常任委員会では、香川県議会が昨年 6 月定例会で「GIGA スクール構想の着実な推進を求める意見書」

を採択しているのに、高松市議会としてこの意見書を提出する必要はないとの意見が出されました。ところが、今年 6 月の県議会では、「高校生の保護者の経済的負担を軽減するため、県立高校生徒の一人一台端末の公費負担継続を求める」請願が不採択となっています。

わたしたち高松市議会は、より住民に近い立場で活動する者として、75,000 円もの保護者負担増に対して、公費での負担を求め、県議会の意見書と請願に対する態度の矛盾についても指摘すべきと考えます。



太田、茂木議員
共産党議員団
市民フォーラム 21

自民党清新会
自民党議員会
公明党議員会、五條議員

⇒反対多数で、公費負担継続を求める意見書は否決に

議会終了が 30 分早くなった、 それが「発言時間制限」の成果?!

質疑や討論の時間が制限された 6 月定例会閉会後の議会運営委員会では、事務局から昨年、一昨年の 6 月定例会と比較して、「議案質疑のある日の閉議時刻を約 30 分ほど早くすることができた」と説明がありました。

委員からは、「短くなった時間の中で何ができるかを考えていくべき」「時間の検証は個人の感覚があり難しい」「1 回の定例会だけでは結論を出せるのか」などの意見が出されました。

わたしは、6 月、9 月定例会ともに最終日の討論の内容をかなり削りました。意見書に関しては、自分の意見を述べることなく採決に移りました。

議場での発言は住民の負託をうけた議員に保障される権利であり、言葉を尽くして十分に説明することは、議員の重大な責務でもあります。

「もともと終了の早い議会が、さらに 30 分早く終わるなんて論外」、「高い議員報酬の分、ちゃんと 17 時まで働くべき」という批判が数多く聞こえてきます。しかし、時間制限されたまま、また 12 月定例会を迎えることとなりそうです。議員の発言時間が保障されるよう、市議会にぜひ声を届けてください。



みんなとあゆみのおしゃべり会

12月1日(日) 10:00~12:00 会場: 太田あゆみ政策事務所



高松市議会 2024年12月定例会

12月上旬~(予定)

※傍聴時の託児サービスオンライン予約はこちら →



太田あゆみ&植田まき 2025年元旦ごあいさつ

2025年1月1日(水・祝) 田村神社、石清尾八幡宮、八栗寺近辺



市民派改革ネット*第39回議会報告会

夜の部 1月8日(水) 18:30~

瓦町FLAG8階 市民活動センター会議室

昼の部 1月12日(日) 13:30~

生涯学習センターまなびCAN 視聴覚室

2025年も
がんばります!!

「まいごのまいごの娘ちゃん」 作・絵: 太田あゆみ



■ 報酬の便益を公開します

7月	8月	9月
議員報酬 608,000円	議員報酬 608,000円	議員報酬 608,000円
源泉所得税 42,290円	源泉所得税 42,290円	源泉所得税 42,290円
県市民税 46,400円	県市民税 48,700円	県市民税 48,700円
国民年金 16,920円	国民年金 16,920円	国民年金 16,920円
国民健康保険 129,100円	国民健康保険 129,000円	国民健康保険 129,000円
議員活動費 93,650円	議員活動費 124,784円	議員活動費 79,066円
あゆみのあゆみ印刷代 134,930円	みんなと未来へあゆみ隊へ 30,000円	みんなと未来へあゆみ隊へ 50,000円
みんなと未来へあゆみ隊へ 50,000円	太田生活費・その他活動費 332,406円	太田生活費・その他活動費 242,024円
太田生活費・その他活動費 229,640円		

- 費用弁償(議会出席手当、1日あたり3,000円)は受け取りを拒否しています。
- 国民健康保険は7月~2月に納付します。

■ご意見・ご感想はこちらから→ mm_ayumitai@outlook.jp

ひとりでも多くの市民のみなさまに議会や市政の情報をお届けするために、勝手にポスト投函させていただいています。また、手配りで配布させていただいていますので、お手元にタイムリーにお届けできない場合があります。ご了承ください。

[7月]

1日 高松市議会6月定例会閉会/8日 高松市議員総会登半島地震被災地支援活動報告/11日 平和憲法を生かす香川県民の会朝街宣/12日 都市計画審議会公聴会(傍聴)/14日 議会報告会(昼の部)/17日 議会報告会(夜の部)/18日 決算概要説明会/19日 気候セミナー「次期エネルギー基本計画を考える」★/23日 発着時間について議長に申入れ/25日 高松市議会議員とこどものおはなしかい/30日 議会運営委員会(傍聴)

[8月]

9日 あゆみのあゆみ42号配布・街頭議会報告(植田真紀さんと:兵庫町)/14日 高松まつり総踊り(市議連)/15日「荒野に希望の灯をともし」上映会、平和憲法を生かす香川県民の会街宣/20日 グリーフケアに関するヒアリング/21日 あゆみのあゆみ配布(田町)/22日 建設消防常任委員会、あゆみのあゆみ配布(片原町)/23,24日 全国政策研究集会(大分)/26日 かかわDX Lab ヒアリング/31日 全国市民オンブズマン大阪大会1日目(台風のためオンライン開催)★

[9月]

1日 全国市民オンブズマン大阪大会2日目(台風のためオンライン開催)★、みんなとあゆみのおしゃべり会/3日 日本若者協議会「エネルギーの大前提を考え直す!」公開勉強会★/4~24日 高松市議会9月定例会/11日 フラワーデモ/17日 不登校に関する勉強会/18日 グリーフケアに関する関係保護へのヒアリング/29日 登半島地震合同研究会オンラインシンポジウム★/30日 一高生と高松市議会議員による意見交換会

※末尾に★のあるものはオンライン参加です

太田あゆみ(高松市議会議員3期目)

1980年 高松市生まれ・44歳
松島小学校、光洋中学校卒業
1999年 大手前高松高等学校卒業
2003年 大谷大学文学部卒業
2015年 高松市議会議員選挙初当選
2023年 高松市議会議員3期目当選
2024年 香川大学大学院創発科学研究科入学

2011年の東日本大震災と原発事故がきっかけで、政治や社会問題に関心を持つようになる。元シングルケアラー。元シングルマザー当事者として、議会でも積極的に発言。社会人大学院生として地方財政を学んでいる。

www.ayumitai.com/

@ayumi_step

@ota_ayumi.tkmt

www.facebook.com/ayumi.ota

あゆみのあゆみ

編集・発行：太田あゆみ

〒760-0068 高松市松原町2丁目4-12

☎ 087-839-2835 (直通控え)
☎ 080-6398-4607
✉ mm_ayumitai@outlook.jp

第44 歩

誰かの政治から
わたしたちの政治へ



ようやく、費用弁償（議会出席手当）廃止!!でも…

11月5日の議会運営委員会で、自民党清新会から議会改革に関する提案が示され、そのひとつに費用弁償の廃止がありました。そして、11月27日の議会運営委員会では条例改正案が示され、12月定例会で全会一致で可決。

これまでわたしは賛同できる議員と共に廃止の条例改正案を出してきましたが、毎回否決。今回賛成した議員の中には、当時反対していた議員も多くいます。

あまりに突然、廃止が決まったので正直驚いています。何より、これまで廃止をめざして動いてきた少数会派やわたしのような無所属議員に一切の説明がなかったことが、悔しくて仕方ありませんでした。

【趣旨弁明（提案理由の説明）より抜粋】

近年の物価高や人件費の高騰が本市財政状況に大きく影響を与えている現状を受け、市議会議員として身を削る覚悟を持って本市財政に貢献できる事項を検討する必要が生じていることを念頭に置き…（以下略）

身を削る覚悟で!…ボーナスアップ??

12月定例会には、市長、議員などの特別職の期末手当（ボーナス）増額の議案も提出されました。

これは、人事院勧告に基づき、民間企業と公務員との給与格差を埋めるためのものです。一般職員に適用されることは理解できますが、市長やわたしたち議員は選挙で選ばれます。

当選した時の額が、市民の皆さんとの約束の額であるはずではないでしょうか?特に、議員に関しては、自分たちのボーナスアップを自分たちが可決するという構造自体に大きな問題があると考えています。

さらに、上記の費用弁償廃止の趣旨弁明では「身を削る覚悟を持って本市財政に貢献」と述べていたのに、あまりに矛盾しているのではないのでしょうか。

【条例改正による増額分】

- ・市長 68,000 円
- ・議長 43,620 円
- ・副議長 38,820 円
- ・議員 36,480 円



高松市議会のこれまでの経緯 ………

- 2015年5月 太田初当選。費用弁償は議員特権であるとして受け取り拒否通知書を提出。
- 2015年9月 当時距離に応じて6,000円または6,500円が支給されていた費用弁償廃止の条例改正案を太田を含む4名の議員で提出→継続審議
- 2016年3月 否決
- 2016年3月 議会運営委員会による委員会提出議案として、一律3,000円に引き下げの条例改正案が提出され、賛成多数で可決。制度そのものは継続。
- 2019年6月 太田を含む4名の議員で費用弁償廃止の条例改正案を再度提出→継続審議
- 2019年9月 否決
- 2024年12月 費用弁償廃止の条例改正が全会一致で可決

さらに報酬そのものも引き上げの議論!

12月23日に開かれた「高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会」では、据え置き意見も出ましたが、結論としては1.1%の引き上げを市長に答申することになりました。

1.1%の引き上げは、年額では

- ・市長 144,000 円 アップ↑
- ・議長 96,000 円 アップ↑
- ・副議長 84,000 円 アップ↑
- ・議員 84,000 円 アップ↑

引き上げには条例改正が必要だけど、議会は
どう判断するんだろう?



となり、月額報酬を基に計算している期末手当も、当然連動して増額になります。

審議会では、物価が上昇している、職員の給与が引き上げられたので、議員や市長も上げるべきなどの意見が出されましたが、そもそも選挙で選ばれる議員や市長を一般職員と同様に考えるべきではないと思います。

現在の市長給料は1,110,000円、議員は608,000円です。報酬だけでは生活が厳しい町村議会ならともかく、この額以上の引き上げは必要ないと考えます。

11月、全国のケースワーカー（以下CW）や福祉関係者が参加する「全国公的扶助研究会」に政務活動費を使って参加してきました。今回は研究会で学んだことを質問に取り入れました。CWの孤立や孤独といった生の現場の声を聞くことができたのも貴重な経験となりました。

生活保護は憲法に定められた権利です。子どもや若者の貧困は深刻な状況にあり、2024年度上半期の生活保護申請件数は、前年の同じ時期に比べて2.8%増。これはコロナ禍で景気が悪化した期間を上回る申請件数です。

◎ 高松市における、生活保護制度の捕捉率は把握しているのか？

△ 生活保護を利用できる方であっても、自らの意思で申請しない方もいるので、生活保護を受給できる方のうち、実際に制度利用者の率を把握することは困難で把握していない。

生活保護制度の捕捉率とは、生活保護を受給できる所得水準の世帯の中で、何%の世帯が実際に受給しているかの割合。

厚生労働省は2割強という推計値（所得のみの比較）を発表（2018年）しているが、イギリスやドイツの捕捉率は8割以上であり、日本の課題は大きい。

▶2023年の日本弁護士連合会会長声明の中には「我が国における生活保護の捕捉率は2割ないし3割程度と推測されており」とあり、本来生活保護制度を利用すべき人が利用していない／できていない実態を表しています。

「エネルギー貧困」ってなんだろう？自治体でできる取組は？

「エネルギー貧困」という言葉を聞いたことがありますか？電気料金やガソリン・灯油代などが家計を圧迫し、特に収入の少ない世帯の生活の質に影響を与え、所得に占めるエネルギー支出の割合が10%を上回ることがひとつの指標とされています。

近年のエネルギー価格高騰や異常な夏の暑さを考えると、高松市でも多くの世帯がエネルギー貧困の状態にあるのではないかと推測できます。

熱中症の救急搬送件数は過去最多

2024年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人員の累計は97,578人でした。これは、2008年の調査開始以降、最も多い搬送人員でした。また、前年度同期間と比べると6,111人増（香川県では245人増）となっています。

年齢別では高齢者が最も多く、発生場所別の救急搬送人員をみると、住居が最も多くなっています。家の中で熱中症になる人がもっとも多いということは、冷房を適切に利用できない、していないことの現れではないでしょうか。



ケースワーカーの仕事とは？

1円単位での生活保護費の計算・支給処理、相談援助業務のケース記録作成、国・県からの調査報告・生活保護利用者の戸籍・金融機関調査、生活状況確認・申告されていない生活保護利用者への連絡、また庁内会議や研修、他課との調整…とても過密な労働状況です。

法律では、生活保護CWは高松市のような都市部では「80世帯にひとり」の配置が標準とされています。

◎ 高松市における、現在の生活保護利用世帯数とCWの人数、ひとりあたりの平均担当世帯数は？

△ 生活保護利用世帯 5212世帯
CWの人数 57人
ひとりあたり担当世帯数 約91世帯



◎職員の採用計画にも反映させながら、法定のCW数を早期に満たせられるよう努める。

大高市長 ◎生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、すべての国民に対して最低限度の生活を保障するセーフティネット。個々の心情に寄り添い、きめ細やかな対応がおこなえるよう、適正な生活保護行政の実施に、鋭意取り組む。

福祉分野と環境分野の連携を！

エネルギー貧困対策は、低所得者への施策は福祉分野が、断熱化や省エネ化は環境分野が担当となります。ふたつの異なる分野が連携をしなければ、エネルギー貧困の問題は解決されません。

イギリスでは、低所得者の住宅のエネルギー効率改善（断熱対策）を重視し、実施しています。このような大きな政策課題に対しては、政府が率先して何らかの手立てを打っていくべきですが、自治体でもできることがあるはずです！

◎ 地球温暖化対策として、高松市ができるエネルギー貧困対策につながる取組を進めてはどうか？

△ 住宅の断熱改修や、太陽光発電設備などに補助をおこなっている。特に電気料金の値上げがエネルギー貧困の一因なので、2023年度には省エネ性能が高い家電の導入支援もおこなった。今後、より省エネ効果の高い家電への更新が進む仕組みづくりなど、エネルギー貧困対策につながる家庭の脱炭素化を支援したい。

→本当に生活が厳しい世帯は大型家電の買い替えは厳しいのでは？住宅の断熱改修も自己負担が大きいと難しく、まずはエネルギー価格の高騰を抑え、家計を把握するケアが重要！

高松市の新しいロゴマーク 市民参画はどこへ…？



シティプロモーションとは、地域の認知度を上げたり、魅力を知ってもらうための活動で、高松市では現在「シティプロモーション推進ビジョン」を策定中です。

これは電通に968万円で委託したもので新しいロゴ、キャッチコピーも電通が作成しました。今回の補正予算499万4千円はポスター、ステッカーなどのデザイン企画や、ウェブサイトの製作にかかる経費です。

ビジョン（素案）には『「行政による押し付け」「市が市民に向けて行う一方通行な取り組み」にならないために』と書かれています。新しいロゴやキャッチコピーについては他の自治体のように公募したり、いくつかの案を示して市民投票で選ぶといった市民参画のプロセスが抜け落ちています。最初からまさに「行政による押し付け」になっていないでしょうか。

1月17日までパブリックコメントも実施しています。ぜひご意見を届けてください！

高松市 パブリックコメント

検索



現在使用されているロゴマーク

来年度予算要望を提出しました

来年度の予算・政策要望を財政局長に提出しました。会派に所属しているときは、市長が対応してくれましたが、無所属議員は局長対応となります。

環境、子ども、高齢者、財政など10分野60項目をまとめました。特に、能登半島地震を受けて、災害であらわになる孤立・孤独、引きこもり、独居高齢者、障害者の課題は何度災害を繰り返しても、解決されることはなく、まずは備えと普段からの対策が何より必要であることを前文に記載しました。

厳しい財政状況の中で、どの事業を取捨選択するのが問われています。

右肩上がり経済成長を前提としてきた社会の仕組みを変え、個人が尊重され、持続可能で多様性のある地域の暮らしを作り出したいと考えています。



新しい年によせて

昨年は、能登半島地震で始まった1年でした。自然災害だけにとどまらず、物価上昇で「安心な暮らし」からはかけ離れた日々でした。

政治にできることは何か、議員としてできることはあるのか、寄せられる相談や悩みに耳を傾けながら、わたしも一緒に思い悩むことが多かったです。2025年は、学びと動きの年にしたいと思っています。そしてしっかり皆さんに議会のことを伝えていきます。

意見書 全会一致で可決！

精神障害者医療費助成拡充を！

精神障害には、統合失調症、うつ病、パニック障害、認知症、アルコールや薬物依存症など外見ではわかりにくく、理解されにくい現状があります。

精神障害者を支える医療制度として、重度心身障害者医療費助成制度がありますが、残念ながら香川県では精神障害は対象外となっています。（全国6県のひとつ）

精神障害の症状の多くは薬でコントロールすることが必要で、通院や入院には多額費用がかかり、支える家族の負担も大きくなっています。

そこで、香川県に対して福祉医療費助成制度を確実に拡充することを強く求める意見書をわたしも連名で提案しました。

結果、すべての議員が賛同し、可決となりました。議員になって10年ですが、提案した意見書が可決されたのは初めてでした！

あなたはどのように考えますか？

四国新幹線は必要なのか？

12月20日、「四国の新幹線勉強会」に参加しました。講演の中では、四国の鉄道のトンネルや鉄橋などのインフラは老朽化していて、地震や水害時の危険性が高いことを指摘。また、国内で過去に起きた大きな震災では、新幹線も被災したものの、復旧までの日数が在来線よりも早かったとの説明がありました。

2018年の西日本豪雨の時には、JR山陽線の寸断が起こった際、不通となった区間を新幹線で振り替え輸送した事例などが紹介されました。

災害への備えが大切なことは理解できますが普段の生活の中で住民の交通を守ることも大切です。1997年、長野新幹線の開業により並行在来線の信越本線の一部が、しなの鉄道に経営移管。一部は廃線になりました。その区間の利用客は、バスを利用することになりましたが、移動時間の増大や、運行本数の減少、極端な運賃の増加など、鉄道利用よりも大きな不便を被ることになりました。1997年は、まだ日本の人口のピークを迎えておらず、高齢化率も今ほど進んでいない時期です。にもかかわらず、並行在来線を利用していた地域住民は新幹線の開業によって、不便を強いられたこととなります。

また、膨大な税金などが投入される新幹線建設は、将来世代に重すぎる負担を強いるものです。一部の人の利便性や儲けのために、多くの人の生活が立ち行かなくなるとすれば、四国新幹線が本当に必要かどうかを考えるべきではないでしょうか。



みんなとあゆみのおしゃべり会

3月2日(日) 10:00～12:00 会場：太田あゆみ政策事務所



高松市議会 2025年3月定例会

3月上旬～(予定)

※傍聴時の託児サービスオンライン予約はこちら →



市民派改革ネット★第40回議会報告会

昼の部 4月6日(日) 13:30～

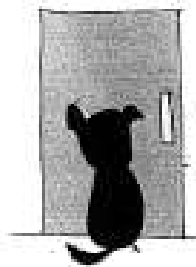
仏生山交流センター 会議室 11北

夜の部 4月9日(水) 18:30～

瓦町FLAG 8階 市民活動センター会議室

お気軽に
ご参加ください！

「ごまからのプレゼント」 作・絵：太田あゆみ

「やんわり断られました。
おねえちゃん、
また帰ってきてね。ごま」「これは、ごまちゃんの
大切なものやけん。
持っといてほしいよ！
ありがとう。」「ごまです。
年末、ぼくは
おねえちゃんが帰るのを
毎日待っていました。」「ぼくは、毎日一緒に
寝ている生物の
ぬいぐるみを
あげることにしました！」「「しゅうしゅうか」
でおねえちゃんが
寝れていると聞いたので「おねえちゃん！
おかえりなさい！」「ごまちゃん、
ただいま！」

■ 報酬の使途を公開します

10月	
議員報酬	608,000円
源泉所得税	42,290円
県市民税	48,700円
国民年金	16,920円
国民健康保険	129,000円
議員活動費	35,382円
あゆみのおゆみ印刷代	138,560円
みんなと未来へあゆみ部へ	50,000円
太田生活費・その他活動費	147,148円

11月	
議員報酬	608,000円
源泉所得税	42,290円
県市民税	48,700円
国民年金	16,920円
国民健康保険	130,100円
議員活動費	38,857円
みんなと未来へあゆみ部へ	30,000円
太田生活費・その他活動費	301,133円

12月	
議員報酬	608,000円
源泉所得税	35,820円
県市民税	48,700円
国民年金	16,920円
国民健康保険	130,100円
議員活動費	32,964円
みんなと未来へあゆみ部へ	50,000円
太田生活費・その他活動費	293,496円

- 12月期の期末手当は1,167,360円(うち源泉所得税:214,537円)でした。増額分は受取りを拒否しています。
- 費用弁償(議会出席手当、1日あたり3,000円)は受け取りを拒否しています。
- 国民健康保険は7月～2月に納付します。
- 前号の8月太田生活費・その他活動費について(正)216,326円でした。訂正いたします。

■ ご意見・ご感想はこちらから → mm_ayumitai@outlook.jp

ひとりでも多くの市民のみなさまに議会や市政の情報をお届けするために、勝手ながらポスト投函させていただいています。また、手配りで配布させていただいていますので、お手元にタイムリーにお届けできない場合があります。ご了承ください。

【10月】

1日 来年度予算・財政収支見通し説明／7日 委員会視察旅費の一部支給拒否と供託の申し入れ／8日 第46回地方×国政策研究会★／12～13日 日本財政学会第81回大会(東京)／16日 決算審査分科会(都市整備局)／18日 議会報告会(夜の部)／20日 議会報告会(昼の部)／28日 一高生と高松市議会議員の意見交換会

【11月】

6～7日 建設消防常任委員先遣地視察(東京)／12日 決算審査特別委員会・全体会／18日 書大生と高松市議会議員の意見交換会／19日 第72回市町村議会議員研修会(公園PFIの担い手育成)★／22～24日 公的扶助研究会全国セミナー(埼玉)／26日 第68回高松市社会福祉大会／27日 議会運営委員会(傍聴)／28日 普通救命講習会／30日 高松市男女共同参画市民フェスティバルワークショップ「女性議員と話そう」パネリスト

【12月】

1日 みんなとあゆみのおしゃべり会／2～18日 高松市議会12月定例会／4日 2025年度予算・政策要望(財政局長)／15日 高松市姉妹・友好都市親善派遣研究生報告会／20日 西国の新幹線強化会／23日 高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会(傍聴)

※末尾に★のあるものはオンライン参加です

太田あゆみ(高松市議会議員3期目)

1980年 高松市生まれ・44歳
松島小学校、光洋中学校卒業
1999年 大手前高松高等学校卒業
2003年 大谷大学文学部卒業
2015年 高松市議会議員選挙初当選
2023年 高松市議会議員3期目当選
2024年 香川大学大学院創発科学研究科入学

2011年の東日本大震災と原発事故がきっかけで、政治や社会問題に関心を持つようになる。元ヤングケアラー。元シングルマザー当事者として、議会で積極的に発言。社会人大学院生として地方財政を学んでいる。

www.ayumirai.com/

@ayumi_step

@ota_ayumi.tknst

www.facebook.com/ayumi.ota

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	39,712 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	19,856 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第41号送料

高松中央郵便局
区内特別 322通

高松東郵便局
区内特別 222通

領収書

様

[別納引受]	
区内特別基 (定)	
073 322通	¥23,506
小 計	¥23,506
郵便物引受合計通数	322通
課税計(10%)	¥23,506
(内消費税等(10%))	¥2,136
非課税計	¥0
△計	¥23,506
合計	¥23,506
お預り金額	¥25,000
おつり	¥1,494



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 4月 8日 18:51
発行No. 240408A2874 端N37箱21
連絡先: 高松中央郵便局
TEL: 0570-943-415

¥23,506×1/2 = ¥11,753

領収書

様

[別納引受]	
区内特別基 (定)	14.5g
073 222通	¥16,206
小 計	¥16,206
郵便物引受合計通数	222通
課税計(10%)	¥16,206
(内消費税等(10%))	¥1,473
非課税計	¥0
△計	¥16,206
合計	¥16,206
お預り金額	¥20,206
おつり	¥4,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 4月 9日 9:02
発行No. 240409A3919 端N65箱33
連絡先: 高松東郵便局
TEL: 0570-068-509

¥16,206×1/2 = ¥8,103

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	42,735 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	21,367 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第41号送料

高松南郵便局
区内特別 483通

高松南郵便局
第一種普通郵便 89通

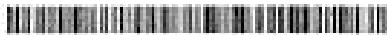
領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定)	14.5g	
873 483通	¥35,259	

小 計	¥35,259	
郵便物引受合計通数 483通		
課税計(10%)	¥35,259	
(内消費税等(10%))	¥3,205	
非課税計	¥0	

△計	¥35,259	
合計	¥35,259	
お預り金額	¥40,000	
おつり	¥4,741	



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 4月 9日 9:52
発行No. 240409A7049 端N18箱01
連絡先: 高松南郵便局
TEL:0570-943-213

¥35,259×1/2 = ¥17,629

領収書

様

[80納引受]		
第一種定形	14.5g	
884 89通	¥7,476	

小 計	¥7,476	
郵便物引受合計通数 89通		
課税計(10%)	¥7,476	
(内消費税等(10%))	¥679	
非課税計	¥0	

△計	¥7,476	
合計	¥7,476	
お預り金額	¥7,500	
おつり	¥24	



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 4月 9日 9:55
発行No. 240409A7050 端N18箱01
連絡先: 高松南郵便局
TEL:0570-943-213

¥7,476×1/2 = ¥3,738

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	30,774 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	15,387 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第42号送料

高松中央郵便局
区内特別 318通

高松中央郵便局
第一種普通郵便 90通

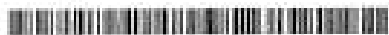
領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 22.0g
073 318通 ¥23,214

小 計 ¥23,214
郵便物引受合計通数 318通
課税計(10%) ¥23,214
(内消費税等(10%)) ¥2,110
非課税計 ¥0

合計 ¥23,214
お預り金額 ¥23,215
おつり ¥1



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 7月24日 13:59
発行No. 240724A4867 端N38箱71
連絡先: 高松中央郵便局
TEL:0570-943-415

¥23,214×1/2 = ¥11,607

領収書

様

[別納引受]
第一種定形 21.5g
084 90通 ¥7,560

小 計 ¥7,560
郵便物引受合計通数 90通
課税計(10%) ¥7,560
(内消費税等(10%)) ¥687
非課税計 ¥0

合計 ¥7,560
お預り金額 ¥10,000
おつり ¥2,440



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 7月24日 13:55
発行No. 240724A2869 端N37箱20
連絡先: 高松中央郵便局
TEL:0570-943-415

¥7,560×1/2 = ¥3,780

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	51,465 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	25,732 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第42号送料

高松南郵便局
区内特別 484通

高松東郵便局
区内特別 221通

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 484通 ¥35,332
#73
小 計 ¥35,332
郵便物引受合計通数 484通
課税計(10%) ¥35,332
(内消費税等(10%) ¥3,212)
非課税計 ¥0
△計 ¥35,332
お預り金額 ¥40,332
おつり ¥5,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 7月24日 17:06
発行No. 240724A1715 端N19箱20
連絡先: 高松南郵便局
TEL:0570-943-213

¥35,332×1/2 = ¥17,666

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 221通 ¥16,133
#73
小 計 ¥16,133
郵便物引受合計通数 221通
課税計(10%) ¥16,133
(内消費税等(10%) ¥1,466)
非課税計 ¥0
△計 ¥16,133
お預り金額 ¥20,000
おつり ¥3,867



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 7月24日 13:24
発行No. 240724A9606 端N65箱33
連絡先: 高松東郵便局
TEL:0570-068-509

¥16,133×1/2 = ¥8,066

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	23,536 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	11,768 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第43号送料

高松東郵便局
区内特別 220通

高松東郵便局
第一種定型 89通

領収書

様

[別納引受]	
区内特別基 (定)	15.0g
873 220通	¥16,060

小 計	¥16,060
郵便物引受合計通数	
課税計(10%)	220通
(内消費税等(10%))	¥16,060
非課税計	¥0

合計	¥16,060
お預り金額	¥20,000
おつり	¥3,940

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2024年 9月30日 8:53
発行No. 240930A1223 端P28箱01
連絡先：高松東郵便局
TEL:0570-068-509

$¥16,060 \times 1/2 = ¥8,030$

領収書

様

[別納引受]	
第一種定型	14.5g
884 89通	¥7,476

小 計	¥7,476
郵便物引受合計通数	
課税計(10%)	89通
(内消費税等(10%))	¥7,476
非課税計	¥0

合計	¥7,476
お預り金額	¥10,480
おつり	¥3,004

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2024年 9月30日 8:55
発行No. 240930A1224 端P28箱01
連絡先：高松東郵便局
TEL:0570-068-509

$¥7,476 \times 1/2 = ¥3,738$

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	58,181 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	29,090 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第43号送料

高松南郵便局
区内特別 481通

高松中央郵便局
区内特別 316通

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 15.0g
073 481通 ¥35,113

小 計 ¥35,113
郵便物引受合計通数 481通
課税計(10%) ¥35,113
(内消費税等(10%) ¥3,192)
非課税計 ¥0
△計 ¥35,113
お預り金額 ¥40,120
おつり ¥5,007

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 9月30日 9:52
発行No. 240930A5244 増N19箱10
連絡先: 高松南郵便局
TEL:0570-943-213

¥35,113×1/2 = ¥17,556

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定)
073 316通 ¥23,068

小 計 ¥23,068
郵便物引受合計通数 316通
課税計(10%) ¥23,068
(内消費税等(10%) ¥2,097)
非課税計 ¥0
△計 ¥23,068
お預り金額 ¥23,068

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 9月30日 9:23
発行No. 240930A9083 増N37箱20
連絡先: 高松中央郵便局
TEL:0570-943-415

¥23,068×1/2 = ¥11,534

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	30,800 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	15,400 円
備 考	宛名はすべて太田安由美、郵便料金は2024年10月1日より値上げとなっている。		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第44歩送料

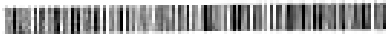
高松東郵便局
区内特別 220通

高松東郵便局
第一種定形 88通

領収書

様

【別納引受】	
区内特別基 (定)	30.0g
096 220通	¥21,120
小 計	¥21,120
郵便物引受合計通数	220通
課税計(10%)	¥21,120
(内消費税等(10%))	¥1,920
非課税計	¥0
△計	¥21,120
合計	¥21,120
お預り金額	¥30,000
おつり	¥8,880



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 1月11日 15:41
発行No. 250111A4636 端P28箱01
連絡先: 高松東郵便局
TEL:0570-068-509

¥21,120×1/2 = ¥10,560

領収書

様

【別納引受】	
第一種定形	29.5g
0110 88通	¥9,680
小 計	¥9,680
郵便物引受合計通数	88通
課税計(10%)	¥9,680
(内消費税等(10%))	¥880
非課税計	¥0
△計	¥9,680
合計	¥9,680
お預り金額	¥10,000
おつり	¥320



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 1月11日 15:43
発行No. 250111A4637 端P28箱01
連絡先: 高松東郵便局
TEL:0570-068-509

¥9,680×1/2 = ¥4,840

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	76,224 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	38,112 円
備 考	宛名はすべて太田安由美、郵便料金は2024年10月1日より値上げとなっている。		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第37号送料

高松南郵便局
区内特別 477通・

高松中央郵便局
区内特別 317通

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 20.5g
096 477通 ¥45,792

小 計 ¥45,792
郵便物引受合計通数 477通
課税計(10%) ¥45,792
(内消費税等(10%) ¥4,162
非課税計 ¥0

△計 ¥45,792
お預り金額 ¥46,002
おつり ¥210

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年1月11日 16:52
発行No. 250111A8284 端P27箱01
連絡先：高松南郵便局
TEL:0570-943-213

¥45,792×1/2 = ¥22,896

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 30.0g
096 317通 ¥30,432

小 計 ¥30,432
郵便物引受合計通数 317通
課税計(10%) ¥30,432
(内消費税等(10%) ¥2,766
非課税計 ¥0

△計 ¥30,432
お預り金額 ¥30,440
おつり ¥8

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年1月11日 16:16
発行No. 250111A9952 端N37箱20
連絡先：高松中央郵便局
TEL:0570-943-415

¥30,432×1/2 = ¥15,216

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	7 — 3	領収書総額	9,405 円
使途内容	控室用プリンター	按 分 率	27/60 × 3/4
		政務活動費 支 出 額	3,174 円
備 考	取得価格÷耐用年数(月数)×残任期間(月数)×政務活動に使用する比率		

(領収書等貼付欄)

備品等の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40 年大蔵省令第15 号)の規定を準用

$9,405 \times 27 / 60 \times 3 / 4 = ¥3,174$



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>
登録番号：T2070001038729
テックランド高松鶴市店
087-870-5388
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中！
長期保証 安心会員募集中！
領収書

No.0363-403-244929 [現金売]
2025/02/01 15:03
レジ担当:460702
販売担当:100280
会員No:7770189537721
4791232015 E0056A SSS
723*24/41 1:持帰 外10 ¥9,000
会員値引対象(5%) -¥450
9006108017 おいん社 行+の ZZZ
7-92/41 1:持帰 外10 ¥0
会員値引額計 -¥450
小計 ¥8,550
+消費税 税込計 ¥9,405
ポイント値引 0P
合計 ¥9,405
(内消費税 ¥855)
10%対象 ¥9,405
(内消費税 ¥855)
現金 ¥9,405
お預り ¥10,405
お釣り ¥1,000

政務活動費領収書等添付用紙			
使途項目	8 — 2	領収書総額	2,440 円
使途内容	11/19研修会テキスト 「公園の木はなぜ切られるのか」 「自治体民営化のゆくえ」	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	2,440 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			

2024 年 11 月 13 日

インボイス登録番号：T8-0111-0111-9038

領 収 証

太田 安由美 様

¥2,440-(税込) うち消費税額 222 円

消費税 10%対象

但し、第 72 回市町村議会議員研修会 Zoom 開催（2024/11/19）参考書代と送料（400 円）として
上記正に領収いたしました。

- 『公園の木はなぜ切られるのか』尾林 芳匡・中川 勝之（著）（税込特価 840 円）1 冊
- 『自治体民営化のゆくえ 公共サービスの変質と再生民営化の行方』尾林 芳匡（著）（税込特価 1,200 円）1 冊
- 『住民と自治』2024 年 9 月号（税込特価 680 円）0 冊

株式会社自治体研究

代表取締役 長

〒162-8512
東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル
電話番号 03-3235-5541

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8 — 2	領収書総額	1,000	円
使途内容	1/25 研修会資料 「ハスキャブレポート2023-2025」	按 分 率	-	
		政務活動費 支 出 額	1,000	円
備 考				

(資料來源: 中國海關統計網)

領収証

太田 安由美 様

★ 1,000 円 2025 年 1 月 25 日

ハスカップ・レポート 2023-2025

市民福祉情報オフィス・ハスカップ

TEL:090-5796-8700 FAX:03-3343-4749

太田 安由美 様

★ 1,000 円 2025 年 1 月 25 日

ハスガップ・レポート 2023-2025

市民福祉情報オフィス・ハスカッ

TEL:090-5786-8700 FAX:03-3349-4789